

135

325

325-425

425



1200501382169

日本基督教會年鑑



始



★ 日曜學校局刊行總書目 ★

教師用教案誌

日曜學校の友

日本日曜學校協會新編纂教授要目による日曜學課を始め、模範兒童説教、日曜學校の指導的研究講座等實際に役立つ資料を以て毎月號百頁横装！信仰教育の陣頭に立つSS教師のための新鮮なる材料はこれ。紙オフセット刷美装 定價1冊20錢送料1錢1年前金2.40錢主筆小出正吾

SS學課用
型畫グラフ

日曜學校 生徒の友

毎日曜の學課のお話が繪解きでできる様に工夫した新しい生徒用教材。本年五月創刊。小出主筆編輯。一枚四頁で一ヶ月使へて一錢。眼からの傳道教話の情動的印象のために効果100%です。日曜學校の友に是非供ふべき生徒の友！20部20錢50以上1割引100部以上2割引（送料不用）

日曜學校リーフレット

嬰兒科讀本

信仰は母の膝からの信念の下に母への家庭教案として毎月發行。
高崎能樹先生執筆 1部4頁5厘 20部10錢 50部20錢 100部37錢

★ 日曜學校パンフレット ★

第1編 馬場久成著

日曜學校禮拜の原理と實際

四六版 110頁 25錢 送料2錢

第2編 小平國雄著

聖地の歴史と地理（上卷）

四六版 105頁 25錢 送料2錢

第3編 小平國雄著

聖地の歴史と地理（下卷）

四六版 130頁 30錢 送料4錢

★日曜學校教師必讀の好參考書

日本基督教會
大會の依頼により毎年本局にて編纂出版する
もの。ククリスマスその他贈物として好適する
分。全国の採用者増！一九三五年（昭和十
年）分從倉牧師編輯

家庭禮拜曆

（定價一部
送料共）

東京市赤坂區 日本基督教會日曜學校局 電話青山 3594
新町四丁目三 振替東京 56885

診察毎日午前（日曜及祭日の他）林、峰間兩副長は目下當院に在勤

東京市麴町區九段四丁目五番地三（市ヶ谷驛
電話九段33）〇〇六二番、〇〇六三番

東洋内科醫院

院長（於東京）月、木、金、午前 院 長
診察（於茅ヶ崎）土曜日午後 醫學博士

高 田 畠 安

次長（於東京）火曜日午前次 長
診察（於茅ヶ崎）金曜日午後 醫學博士

高 田 重 正

神奈川縣茅ヶ崎海濱（從茅ヶ崎驛半里）
電話ちがさき二番、一〇一番、入院診後應需

南湖院

診察毎日午後（日曜及祭日の他）河野、高橋兩副長は目下當院に在勤

東京丸ノ内三丁目二番地三菱二十一號館

中松特許法律事務所

電話丸ノ内(23) 一〇一〇番
一九三〇番

大阪市東區今橋一丁目十九番地「帝國ビル」四階四〇三號

中松特許事務所大阪出張所

電話長本局一八二七番

基督教思想叢書

村尾昇一著	イエスの垂訓	送價一〇〇八
渡邊善太著	舊約書の由來	送價一〇〇八
松本卓夫著	新約の時代	送價一〇〇八
今中次麿著	イエスの宗教とマルキシズム	送價一〇〇八
渡邊善太著	舊約文學のユートピア思想	送價一〇〇八
村尾昇一著	愛の神學	送價一〇〇八
本田正一著	愛の神學 (普及版 十三版)	送價一〇〇八
松本卓夫著	日本人の觀たる基督教	送價一〇〇八
鈴木榮吉著	青年指導の原理と實際	送價一〇〇八
神原巖著	基督教社會經濟倫理	送價一〇〇八
ストリイター著	現代科學思想と基督教	送價一〇〇八
村尾昇一著	近代基督教思想史	送價一〇〇八
栗原有賀共譯		送價一〇〇八

ストリイター著	科學・哲學・宗教	送價一〇〇八
エデントン著	科學と見えざる世界	送價一〇〇八
千葉勇五郎譯	現代心と有神思想	送價一〇〇八
高松孝治譯	世界の現勢と基督教	送價一〇〇八
モット博士著	世界の現勢と基督教	送價一〇〇八
齊藤惣一譯	神の國建設者	送價一〇〇八
齊藤惣二譯	新社會建設のため	送價一〇〇八
ラウシェンブツ著	新社會建設のため	送價一〇〇八
シユ著栗原基譯		送價一〇〇八
桑田秀延著	辨證法的神學	送價一〇〇八
淺地昇著	基督教の根本問題	送價一〇〇八
岩橋武夫著	失樂園の詩的形而上學	送價一〇〇八
岩橋武夫著	現代基督教叢書	送價一〇〇八
鷺山第三郎著	神と文學の問題	送價一〇〇八
龜德正臣著	神と罪惡の問題	送價一〇〇八
龜野義孝著	現代の基督論	送價一〇〇八
木村米太郎著	基督教と現代の性問題	送價一〇〇八

東京・神田・西田・神會 基督教思想叢書刊行會 東京・神田・西田・神會 東京・神田・西田・神會

大會の出版物

大會事務所では全國教會の會員名簿を整備する爲めに、理想的なものを特製して事務所に備へ付けてあるが、一向認識されて居らぬ。本年初頭値下げを斷行し廣く一般に注意を喚起した。轉會薦書も亦同様である。而して前金主義で送料は當方の負擔とした。

東京市赤坂區新町四丁目三番地

日本基督教會事務所

振替東京六五一六三番

1. 教會員名簿 (原簿)

百人分用紙共二圓 (從來三圓五十錢)

2. 名簿用紙 百枚五十錢

3. 教會員名簿 (教師用)

百人用 二圓 (從來三圓五十錢)

二百人用 三圓 (從來五圓)

4. 轉會薦書 (五十人綴)

一冊 八十錢 (從來一圓)

5. 日本基督教會 諸式文

附錄 憲法及規則

革表紙 八十錢 (從來一圓)

布表紙 四十錢 (從來五十錢)

6. 教會員の心得

附 基督者奉仕の實例十部一圓



日本基督教會年鑑



日本基督教會事務所

325-425

目次

第一 日本基督教會略史……………1

第二 特に記憶すべき大會の決議摘録……………3

第三 日本基督教會信仰の告白と同憲法規則及諸條例、附宣教屆、教會堂設立願外諸屆雛形……………4

第四 維持財團寄附行爲と財團の説明及加入手續並諸説法規抄録……………7

第五 役員、委員、職員、其他一覽……………10

第六 各教會及牧師、役員、氏名住所……………13

第七 維持財團加入者……………15

第八 昭和八年度教勢諸統計表……………16

第九 教職者一覽、附世を去りし教職者と遺族……………18

第十 關係諸ミッション宣教師……………23

第十一 關係諸事業……………26

一、學校……………26

二、各種社會事業……………28

三、新聞雜誌……………30

年鑑正誤表

頁	行	誤	正
一一二	下段四	清水とわ	柴田花子 同市南四條西十三丁目
一一四	下段五	柴原松子	泉みよ子 同市南四條西九丁目
一一五	三	(元福吉町)	(元住吉町)
一二一	一一	平河町三ノ九	平河町一ノ四ノ四
一二七	一二	志村	志村
一八〇	八	仙臺市外記	(元數寄屋橋)
一五八	七	須藤晋	仙臺市外記
二七九	上段三	同	死去 削除
二〇九	一二	濱野慎次	同
二二九	同	ハンビン	同
同	同	賓	同
二九四	六	清涼里	濱(此字正しき由)
二九七	上段六	ホルセー	清涼里
			ホルセー

索引



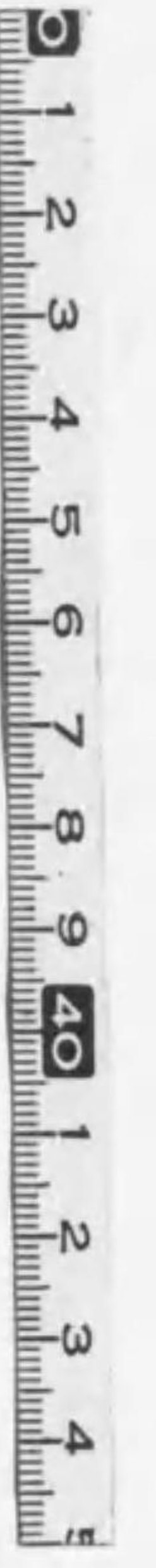
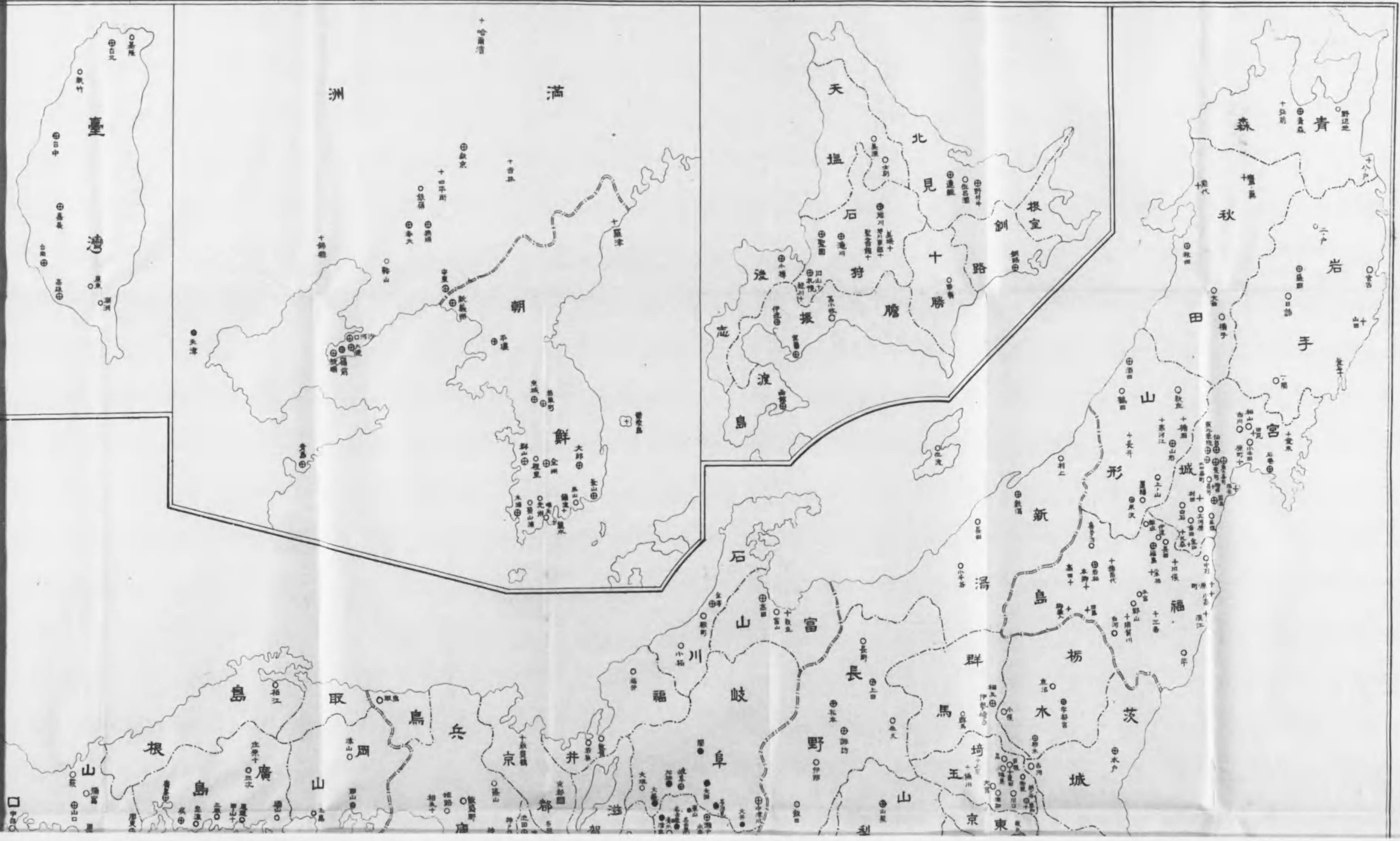
一 大井町
 二 大井町
 三 大井町
 四 大井町
 五 大井町
 六 大井町
 七 大井町
 八 大井町
 九 大井町
 十 大井町
 十一 大井町
 十二 大井町
 十三 大井町
 十四 大井町
 十五 大井町
 十六 大井町
 十七 大井町
 十八 大井町
 十九 大井町
 二十 大井町

122

一
 二
 三
 四
 五
 六
 七
 八
 九
 十
 十一
 十二
 十三
 十四
 十五
 十六
 十七
 十八
 十九
 二十

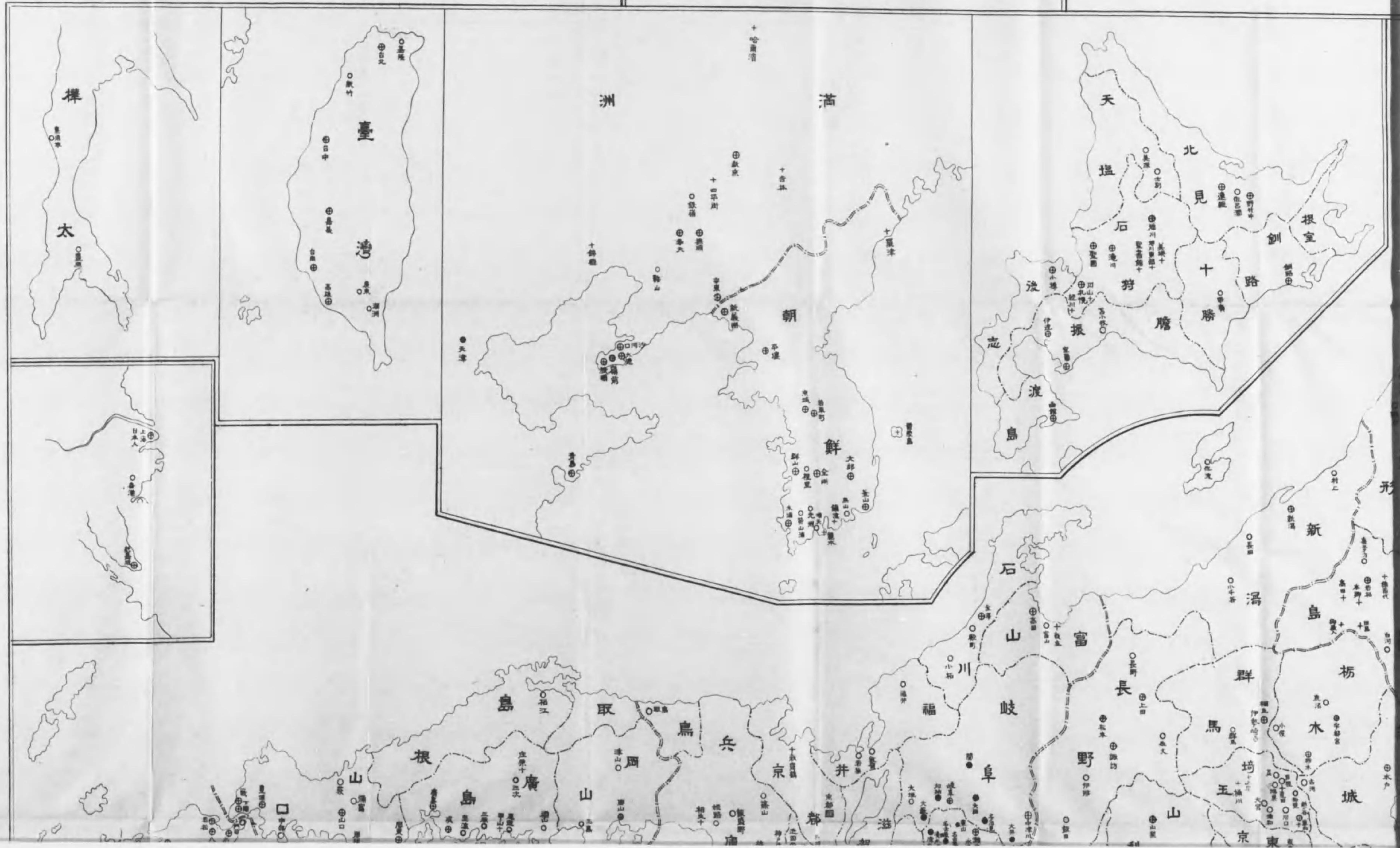
日 本 基 督 教 會 地 圖

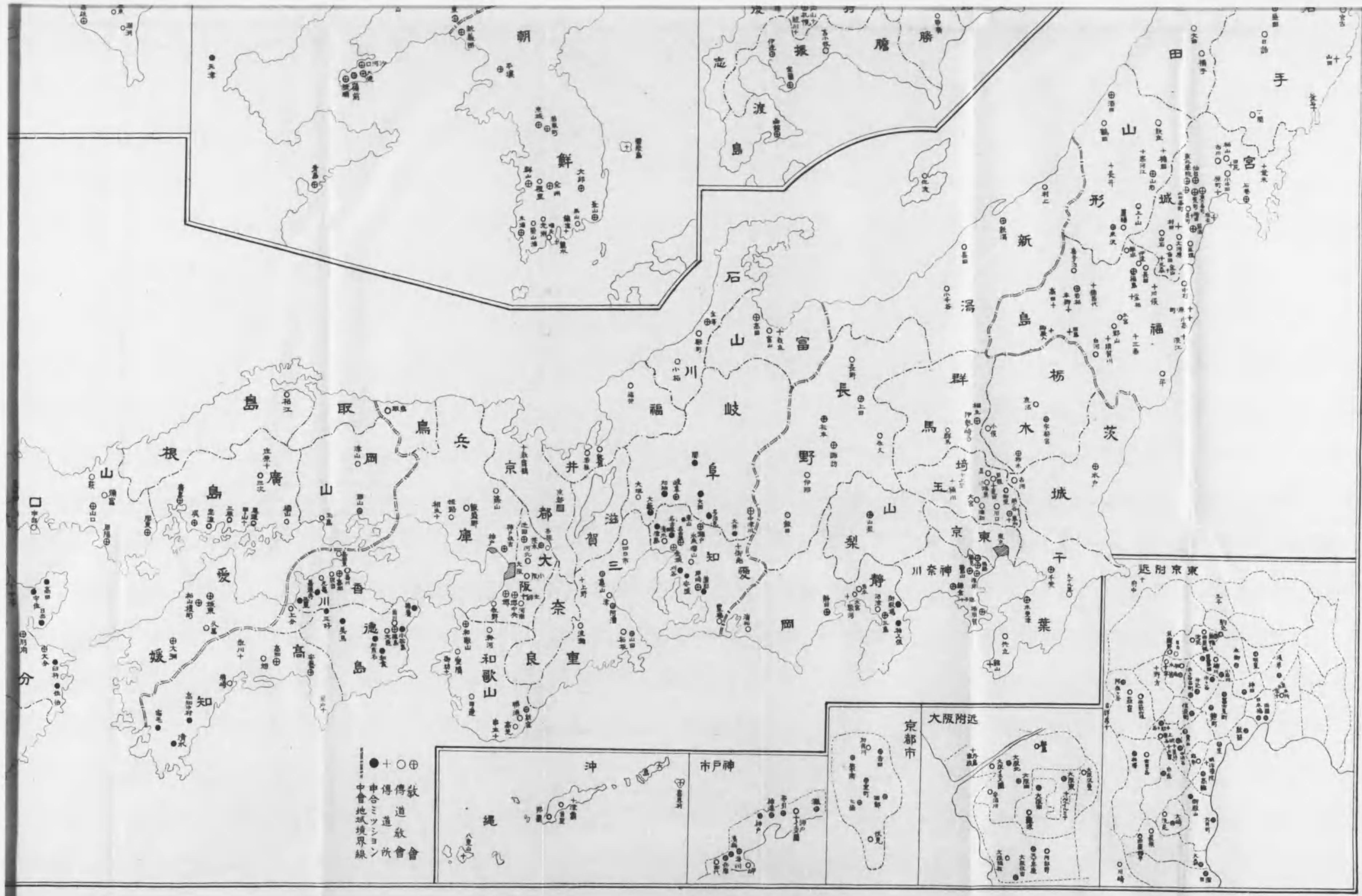
昭 和 九 年 八 月 調 査

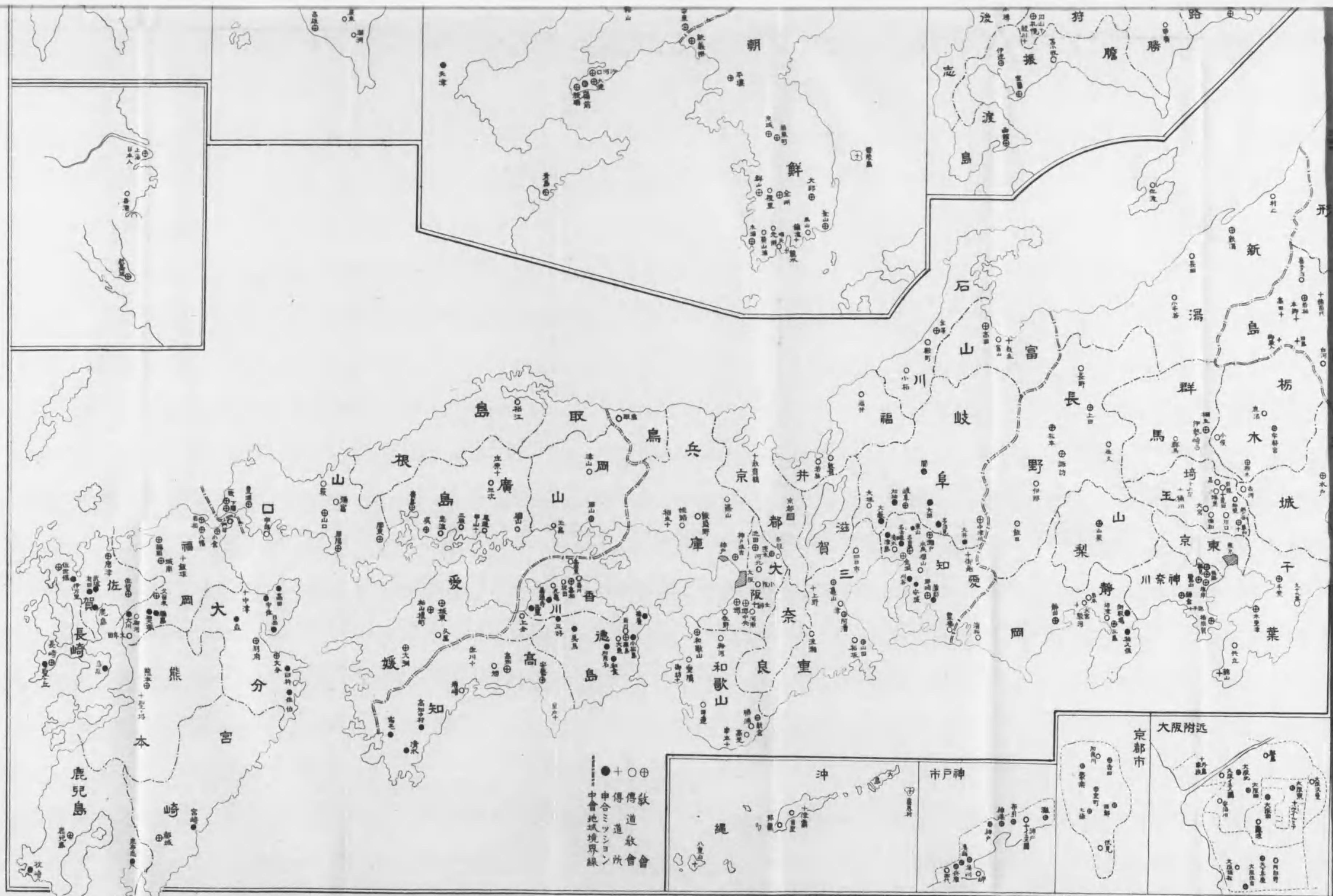


日本基督教會地圖

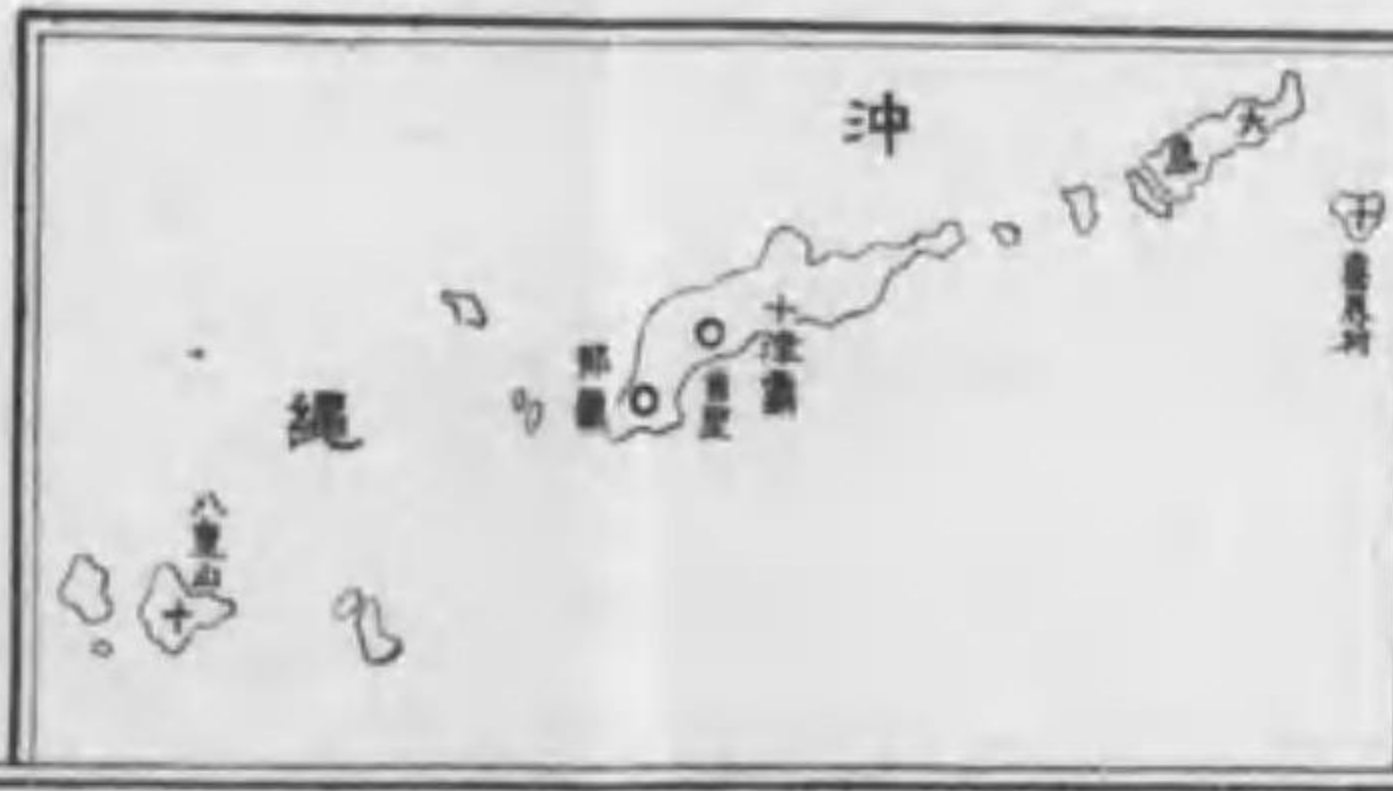
昭和九年八月調查







● ○ ⊕
 傳道會
 傳道會
 申合ミッション
 中會地域境界線



教會索引

有田	秋田	青森	荒町	旭	阿部野	安治川	愛隣	阿漕	安藝	上尾	上智	麻布	阿佐ヶ谷	青山	浅草	【ア】
二〇四	一八一	一八〇	一七六	一七〇	一六〇	一五八	一五八	一五七	一五二	一四四	一四三	一三九	一三三	一三三	一三六	
茨木	池田	岩槻	岩本	池袋	飯田	伊那	市ヶ谷臺町	市ヶ谷	伊勢崎	飯坂	石巻	岩沼	イヱス團	神戸	飯盛野	旭川
一五九	一五五	一四〇	一四〇	一三九	一三六	一三六	一三六	一三〇	二一九	二二〇	一八〇	一七七	一六九	一六九	一六六	二二六
上原	宇都宮	牛込	上田	【ウ】	伊萬里	飯塚	猪苗代	一ノ關	飯坂	石巻	岩沼	イヱス團	神戸	飯盛野	イヱス團	大阪
一三三	一三〇	一三〇	一三五		二〇〇	二〇〇	一九〇	一八四	一八三	一八〇	一七七	一六九	一六九	一六六	一六六	一六二
大井町	(東京市)	【オ】	【ラ】	【エ】	松山榎町	遠軽	惠須取	榮山浦	白杵	宇佐	宇部	豊陵島	大森	大崎	萩窪	小千谷
一三五					二〇八	二二七	二二二	二二二	二〇一	二〇一	二〇一	二〇一	一四〇	一三九	一三九	一三九
大道	岡崎	大阪住吉	大阪東	大阪南	大阪北	大阪西	桶川	王子	大宮	(静岡縣)	忍	大宮	大森	大崎	萩窪	小千谷
一六四	一五五	一五〇	一四〇	一四〇	一四〇	一三二	一三二	一三二	一三二	一三二	一三二	一三二	一三三	一三三	一三三	一三三
大牟田	大分	御蔵入	小高	大河原	大曲	置賜	大井	(岐阜縣)	太田	大蔵	相生	大垣	大阪	イヱス團	大阪	大阪汎愛
一九九	一九八	一九一	一八九	一八七	一八六	一八五	一七四	一七四	一七三	一七二	一七二	一六九	一六八	一六八	一六五	一六五



索引

一

旅順	三六	麗水	三三	〔會津〕	一七
裡里	三三	〔和歌山〕	一六	〔福岡縣〕	一六
〔和歌山〕	一六	〔福岡縣〕	一六	〔福岡縣〕	一六
〔福岡縣〕	一六	〔福岡縣〕	一六	〔福岡縣〕	一六
〔福岡縣〕	一六	〔福岡縣〕	一六	〔福岡縣〕	一六

教職者索引

赤岩	長吉	二七九	赤石	義明	二七三	青木	朋一	二七三	青芳	勝久	二七三	相原	正勝	二七四	〔了〕
赤岩	長吉	二七九	赤石	義明	二七三	青木	朋一	二七三	青芳	勝久	二七三	相原	正勝	二七四	〔了〕
赤岩	長吉	二七九	赤石	義明	二七三	青木	朋一	二七三	青芳	勝久	二七三	相原	正勝	二七四	〔了〕
赤岩	長吉	二七九	赤石	義明	二七三	青木	朋一	二七三	青芳	勝久	二七三	相原	正勝	二七四	〔了〕
赤岩	長吉	二七九	赤石	義明	二七三	青木	朋一	二七三	青芳	勝久	二七三	相原	正勝	二七四	〔了〕

逢坂元吉郎	二七〇	小野村林藏	二六九	川田	幹一	二七七	上岡千代松	二八四	北川	直一	二七九	小林	格	二六九	
大井上	武	二七三	小野	國嗣	二七三	河村	齊美	二七三	〔キ〕	貴山	幸次郎	二六八	小林	誠	二七一
大野	直周	二六九	岡田	正夫	二七五	上	與二郎	二六九	〔ク〕	桑田	繁太郎	二六八	小林	誠	二七一
大山	吉郎	二七〇	岡田	稔	二七六	上河原	雄吉	二七四	〔ケ〕	草川	顯義	二七六	小林	喜久七	二七六
大石	多満喜	二七一	岡田	大吉	二七六	鎌田	安通	二六九	〔ケ〕	草川	顯義	二七六	小林	喜久七	二七六
大川	正	二七九	岡部	久	二七六	金井	爲一郎	二七〇	〔ケ〕	草川	顯義	二七六	小林	喜久七	二七六
大野	五十鈴	二八三	岡本	繁男	二八二	金田	義弘	二八三	〔ケ〕	草川	顯義	二七六	小林	喜久七	二七六
大野	英規	二八六	奥田	鹿三	二八三	金子	榮一	二八四	〔ケ〕	草川	顯義	二七六	小林	喜久七	二七六
太田	好景	二八三	奥平	浩	二七九	賀川	豊彦	二七一	〔ケ〕	草川	顯義	二七六	小林	喜久七	二七六
小川	清澄	二八六	沖田	竹史	二八三	柏井	光藏	二七四	〔ケ〕	草川	顯義	二七六	小林	喜久七	二七六
小川	治郎	二八四	尾島	眞治	二八六	龜谷	凌雲	二七五	〔ケ〕	草川	顯義	二七六	小林	喜久七	二七六
小川	隆	二七九	〔力〕			唐牛	正	二七四	〔ケ〕	草川	顯義	二七六	小林	喜久七	二七六
小川	永水	二七七	〔力〕			加藤	俊三	二八二	〔ケ〕	草川	顯義	二七六	小林	喜久七	二七六
小川	亮	二八六	〔力〕			加藤	邦雄	二八二	〔ケ〕	草川	顯義	二七六	小林	喜久七	二七六
小川	よし	二八三	〔力〕			加藤	常四郎	二七七	〔ケ〕	草川	顯義	二七六	小林	喜久七	二七六
小倉	鐵之助	二七四	〔力〕			加藤	常四郎	二七七	〔ケ〕	草川	顯義	二七六	小林	喜久七	二七六
小倉	周三郎	二七七	〔力〕			加藤	常四郎	二七七	〔ケ〕	草川	顯義	二七六	小林	喜久七	二七六
小倉	周三郎	二七七	〔力〕			加藤	常四郎	二七七	〔ケ〕	草川	顯義	二七六	小林	喜久七	二七六
小倉	周三郎	二七七	〔力〕			加藤	常四郎	二七七	〔ケ〕	草川	顯義	二七六	小林	喜久七	二七六
小倉	周三郎	二七七	〔力〕			加藤	常四郎	二七七	〔ケ〕	草川	顯義	二七六	小林	喜久七	二七六

郷司 慥爾 二七二	齊藤 冽泉 二七六	佐藤 銓藏 二七一	篠原 愛三 二二三	杉田 虎獅 二七三	征矢野 豊 二六六
後藤 金次郎 二七五	佐伯 儉 二七五	佐藤 眞雄 二七四	鳥村 徳吉 二六八	杉山 豊胤 二七六	相馬 進 二六五
後藤 光三 二八三	坂内 文一 二六九	佐藤 義郎 二七九	鳥村 龜鶴 二八一	杉山 義邦 二七九	袖山 信一郎 二七三
古瀬 敏道 二八〇	坂内 美喜 二七六	佐藤 貞一 二七九	鳥本 正榮 二八四	杉山 健一郎 二八四	岡田 勇吉 二七五
今野 順二 二八一	坂井 晋二 二八一	佐藤 俊彦 二八三	清水久次郎 二八八	鈴木 高志 二八九	岡部 丑之助 二八九
紺野 瀧一 二八六	坂野 大龍 二八七	佐藤 俊秀 二八五	霜越 四郎 二八三	鈴木 傳助 二七〇	
郡山源四郎 二八八	笹倉 彌吉 二八八	佐治 眞三 二八三	白井 慶吉 二八九	鈴木 高志 二八九	
河野 進 二八六	笹尾 栄太郎 二八九	橋原 巖 二八〇	白石 保太郎 二七七	須藤 晋 二八九	
甲賀 綏一 二八五	笹森 修一 二八八	棧敷 ジュリア 二八三	白石 退藏 二八一	諏訪 修治 二七一	
	佐々木 純一 二八八	H・G ザウグ 二七五	城生 安治 二八九	新階 朝香 二八三	
	佐々木 安治 二八九	シエフア 二七三	菅井 愛子 二八二		
	佐々木 慶治郎 二七七	鹽井 信次 二七九			
	佐々木 慶治郎 二七七	鹽塚 三郎 二八四			
	丹波源一郎 二七九	四藤 一郎 二八二			
	千葉太次郎 二八〇	茂村 徳太郎 二七一			
	手塚 備一郎 二七〇	六戸 七彌 二八〇			
	出村 剛 二七一				
	寺尾 喜六 二七五				
	寺田 博 二八三				
	寺田 秋水 二八三				
	常葉 隆興 二七三				
	外村 義郎 二七五				
	外村 佑 二八一				
	富田 満 二七〇				
	富田 諒吉 二七〇				
	富山 光慶 二七三				
	留川 一路 二八八				
	樋田 豊治 二七一				
	土井 辰郎 二七七				
	土井 洪郎 二七五				
	内藤 正人 二八一				
	永井 直治 二八八				
	永井 群司 二八九				
	長尾 群司 二九〇				
	長尾 千代 二九一				
	長尾 猪之介 二九二				
	永田 猪之介 二九二				
	永田 福太郎 二九三				
	永橋 卓介 二九四				
	中井 正藏 二九七				
	中川 景輝 二九七				
	中澤 豊兵衛 二九七				
	中島 房男 二九三				
	中村 清次 二七三				
	中村 慶治 二七四				
	中村 則秋 二七四				
	中村 寛 二七五				
	中山 國三 二八九				
	中山 眞平 二九〇				
	中山 昌樹 二九〇				
	中山 通夫 二九三				
	橋崎 武三郎 二九三				
	成田 眞太 二九〇				
	西井 忠次郎 二九一				
	西端 利一 二九五				
	西村 直 二九三				
	西山 知義 二九七				
	西山 道吾郎 二九六				
	仁田 一三 二九六				
	子島 友龍 二七五				
	萩原 信行 二八八				
	萩原文太郎 二八三				
	橋田 利助 二七五				
	橋本 亘 二八三				
	橋本 千二 二七〇				
	長谷川 計太郎 二七〇				
	長谷部 俊一郎 二七六				
	長谷川 仁 二八〇				
	服部 團次郎 二八三				

武田 公平 二七三	田口 泰輔 二七一	辻本 四郎 二七三	富山 光慶 二七三	中村 清次 二七三	子島 友龍 二七五
武田 政助 二七〇	田島 進 二八九	角田 桂樹 二八〇	留川 一路 二八八	中村 慶治 二七四	
武田 榮七 二八五	玉井 義治 二八二	榑 種三 二八九	樋田 豊治 二七一	中村 則秋 二七四	
武南 高志 二八五	丹 忠 二七三	都留 仙次 二七〇	土井 辰郎 二七七	中村 寛 二七五	
竹内 虎也 二八九	丹波源一郎 二七九	手塚 備一郎 二七〇	土井 洪郎 二七五	中山 國三 二八九	
竹内 浩 二七三	千葉太次郎 二八〇	出村 剛 二七一	内藤 正人 二八一	中山 眞平 二九〇	
竹前 豊藏 二八一	塚本 浩 二八五	寺尾 喜六 二七五	永井 直治 二八八	中山 昌樹 二九〇	
竹村 清 二八一	月野 振吾 二八四	寺田 博 二八三	永井 群司 二八九	中山 通夫 二九三	
多田 素 二八六	津久井新三郎 二八九	寺田 秋水 二八三	長尾 群司 二九〇	橋崎 武三郎 二九三	
多田 いくり 二八一	筑紫 益人 二七三	常葉 隆興 二七三	長尾 千代 二九一	成田 眞太 二九〇	
伊達 量平 二七九	津田 正則 二七六	外村 義郎 二七五	長尾 猪之介 二九二	西井 忠次郎 二九一	
館岡 剛 二七三	土田 熊治 二八九	外村 佑 二八一	永田 猪之介 二九二	西端 利一 二九五	
田中 幾太郎 二七四	辻 徳兵衛 二七一	富田 満 二七〇	永田 福太郎 二九三	西村 直 二九三	
田中 義一 二七三		富田 諒吉 二七〇	永橋 卓介 二九四	西山 知義 二九七	
田中 義助 二七五		中島 房男 二九三	中井 正藏 二九七	西山 道吾郎 二九六	
田中 剛二 二七四			中川 景輝 二九七	仁田 一三 二九六	
田中 理夫 二八三			中澤 豊兵衛 二九七		
田口 政敏 二七五			中島 房男 二九三		

馬場 佳作 二六八	釘ヶ谷松太郎 二六四	平松 實馬 二七四	星野 又吉 二六八	松尾造酒藏 二七三	水垣 清 二八四
馬場 久成 二七〇	春名 壽章 二八三	廣津不可思 二八四	星 伊策 二六三	松山昌三郎 二七七	宮内 彰 二八四
馬場 正毅 二七九	春名 定雄 二八四		細川 瀧 二六八	松尾喜代司 二七四	宮内 俊三 二八三
馬場慶一郎 二七九	番匠 鐵雄 二七三		細川 慶次 二七三	松尾 眞平 二八二	宮内岩太郎 二八三
輻銀右衛門 二八〇	阪野 嘉一 二六八		細木 峻雄 二七五	松尾 武 二八三	宮川 勇 二七四
羽生義三郎 二七九	阪東 清人 二七九		堀井 順次 二七三	松田 輝一 二七六	宮木喜久馬 二七六
田 甚二郎 二七二	阪東 清人 二七九		堀内友四郎 二七五	松富 勳 二八四	宮田 熊治 二七三
濱田 珍重 二七六	中田 助三 二八二		堀内 眞澄 二七〇	松原 英一 二七二	宮崎小八郎 二七三
濱田 花子 二七九			本間 誠 二七五	松本 德三郎 二七〇	宮崎 豊文 二七六
早川 友三 二六八				松本 美實 二七七	宮元 むら 二八二
林 三喜雄 二七三				松木治三郎 二八四	宮 松治 二七三
林 茂富 二七八				馬淵 康彦 二八二	宮本 桃喜 二七四
林 久七 二七六					深山佐太郎 二七五
林 正雄 二八〇					
林 弘之 二七八					
林 香 二七七					
原田 友太 二七〇					
原田 幸六 二六八					

村岸 清彦 二七一	柳田 秀男 二七五	山本 秀雄 二八六	吉田 千春 二八四
村田 四郎 二七〇	矢野猪三郎 二七〇	山本 喜藏 二七一	吉野 丈夫 二八四
村中 常信 二七五	藤辻 將臣 二八三	山本彌一郎 二七三	好川 二一 二七八
室井 長治 二七四	八卷 傳 二八〇	山本 章 二八四	好川 百合 二八二
室野 玄一 二七五	山口重太郎 二七〇	山本 眠虎 二八〇	吉武 五右 二八九
	山口 通知 二七〇	山本 茂一 二八〇	吉武 壽 二八四
	山口庄之助 二七八	山本 茂男 二八〇	吉本 一氏 二七〇
	山下 善之 二七五	山本 芳松 二八三	蓬田吉次郎 二七五
	山下 操六 二八〇		
	山崎米太郎 二七五		
	山田 幸一 二七九		
	山田 松苗 二八〇		
	山田彌十郎 二八〇		
	山田 益 二七〇		
	山田 牧 二八四		
	山永 武雄 二七六		
	山田 基男 二八四		
	大和吉五郎 二七三		



久 正 村 植

(歲九十六年享)



吉岡弘毅
(歲六十八年享)



伊藤藤吉
(歲四十八年享)



芥澤浩
(歲三十四年享)



秋葉省像
(歲一十七年享)



河合龜輔
(歲七十六年享)



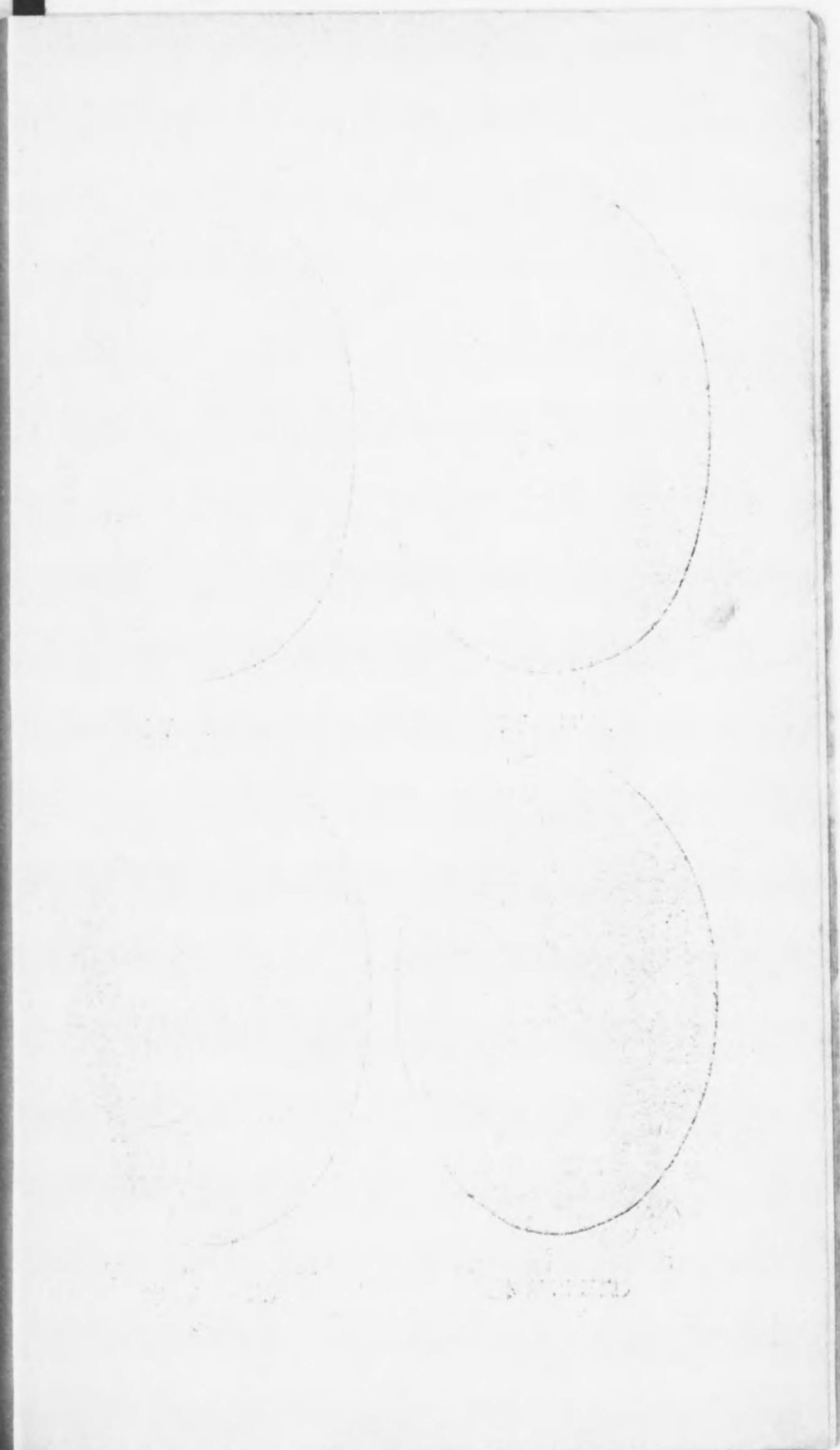
田村直臣
(歲七十七年享)



宮庄道夫
(歲一十三年享)



菅井喜七
(歲二十六年享)





溝口 悦次
(歲三十六年享)



高倉 徳太郎
(歲十五年享)



長尾 卷
(歲三十八年享)



杉岡 純司
(歲一十七年享)

世を去りし教職者の小照小傳に就て



日本基督教會の教職にして主の召を蒙れる者の小照、小傳を掲げたるは、明治四十二年の日本基督教會一覽を隨筆とし、石田祐安、西山龜次郎、池野又七、次で翌四十三年には橋本經光、川崎敏雄、翌々四十四年に

は奥野昌綱、和知牧太、田中小出海、坂本直寛等とす。爾來此事なかりしが、今回植村正久を始め昭和七年以後の昇天者を茲に掲げたり。今後漸次既往の小照、小傳をも網羅し、我日本基督教會の傳道史を編むの資に供せんとす。因に日本基督教會史(四九〇頁)には小川義經教師始め數名の小傳掲載せらる。

植村正久小傳

生立ちと擧演時代 植村正久は安政四年十二月下總山邊郡武謝田村に生れた。幼名は道太郎、父は壽十郎、母はてい風先は三河武士、代々徳川幕府の旗本で千五百石を領し、江戸城下芝罘月町に屋敷を構へて居た。下總山邊郡武謝田村は其の領地であつた。

世界文化の大潮に、日本も幾百年領國の關門破れ、明治維新の大變革によつて、徳川幕府は倒れ、多くの幕臣と共に植村家も亦其の産を失ふた。明治元年、彼の齡十二歳の時、一家擧つて横濱に移つたが、貧困は日に加はるのみであつた。されど性剛毅であつた彼は不撓不屈、賢婦人たる母君の不斷の奨励と鞭撻の下に志を勵まして學に勉めた。

明治三年、横濱山下町基督教會堂で米國宣教師ジェームス・バラ師から英語を學び、それが機縁となつて基督教に入り、後明治六年五月四日に同宣教師から洗禮を受くるに至つた。是より先、同四年に神奈川縣經營の修文館に入りて學び、尋てバラ氏の家庭、更にサミュエル・アラウン博士の家庭に移つた、アラウンの月謝は十圓であつた。當時の貨幣價值から云ふと極めて高價な月謝と謂はればならぬ。彼は苦心慘愴として學費を得るの途を工夫したが、アラウン博士は、彼の貧と其志と、前途有望の青年であることを見て、月謝を免除した事は彼を如何に感激せしめたことであつたらう。彼はアラウン家塾に在つて英語と共に神學を研究し明治十年東京築地に東京一致神學校の創立せられた時、アラウン家塾の學生は、彼も併に、皆同神學校に移つた。

傳道開始と外遊 其の翌年であつた、彼は基督教の教師試補となり、愈々傳道界の人となつた。其年ヘボン、フルマツキ、フアイソン、松山高吉、高橋五郎等と舊約聖書翻譯委員に擧げられ其の業に當りつゝあつたが、一致神學校の創立せられたのと殆んど時を同うして、其の當時一家既に下谷に移轉して、彼は其所に傳道を開始し、同十三年には下谷教會建設せられ其の牧師となつた。其年横濱フェリス女學校に擧びつゝあつた紀州山内家の女と結婚した、即ち季野夫人である。

其の當時より彼の活動の戦線は漸次擴張し、教會の傍、或は基督教青年會を創設し、或は六合雜誌の發行に、或は讚美歌の改正に、或は巡回傳道に、多様多忙の生活を續け、而も讀書講學を怠らず、明治十七年には『眞理一斑』を發行した。同十八年には東京麹町區一番町に傳道を開始して、翌十九年には疾くも一番町教會を建設するに至つた、これ現在の富士見町教會の前身である。

明治十九年、明治學院の創立せらるゝと共に、其の理事に擧げられて神學教育に努め、同二十一年外遊を試み、其の資金と家族の生活費とは、外遊中文筆の勞作によつて之を辨し、米英を歴遊して當代の碩學に接し、具に研鑽の功を積み、其の間西書を讀破すること一百卷、歐米の思想と神學とを滿喫し一年ならずして歸朝した。以上は彼の活動準備期とも謂ふべき時代であつた。

日本評論と福音新報 外遊より歸朝するや、一段と志を振起して、祖國の教化救拯の業を身に負ふて、氣慨一世を蓋ふの概があつた。時しも國會開設せらるゝに當り、時事を慨し『基督教』によりて日本の政治文學其他百般の弊害を艾除し更に之に與ふるに靈活なる生命を以てせん』との抱負より、教會傳道の事のみを以て足れりと爲さず新に月刊雜誌『日本評論』を起し、在野政界の名士尾崎行雄、植木枝盛、大江卓、大井憲太郎、島田三郎、中江篤介、三宅雄二郎、朝比奈知泉等を寄書家として網羅した如き、以て其の意氣込を知るに足るのである。それと同時に、一方には純傳道機關たる福音週報を發行して、愈々活動の本舞臺に上つた觀があつた。其翌年、福音週報は内村事件に關聯して、本多庸一、押川方義と連名の聲明書を發して筆禍に罹り、發行禁止の厄に遭ふたが、直に新に福音新報を發行して、内には全國の基督者を鼓勵し、外には基督教の旗幟を鮮明にして其の陣容を整へ益々戦線を進めた。

明治廿七年日本基督教會傳道局は、宣教師團との關係を絶ちて、傳道の獨立を實現するに至つたのは、彼の主張に基けるものであつたが、それを機會に、健全なる信仰と純福音の伸張に努め、斯くして、同廿四年海老名名正との論戰となり、神子受肉、贖罪、救拯問題の諸點に於て、正統信仰の表裏を高く掲げて筆陣を張り、『基督と其事業』の如き完結とはならなかつたが、基督教の奥義を闡明した堂々たる大論文となりて現はれ、自己の神學上の立場を明にしたのであつた。

東京神學社の創立 斯くして健全にして純正なる信仰を扶植伸長せんとする志は、當然神學教育の事業となつて現は

れざるを得ない。明治三十七年東京神學社の設立せらるゝに至つたのは之が爲であつたことば言ふ迄もない。『日本は獨立の基督教を要す、獨立の基督教は獨立の教會を要す、日本の基督教は基督と其の靈とに頼るの外、少しも他に待つ所なく、若々其の理想を凡ての方面に實現せざる可からず、日本の基督教が外國宣教師の力を藉らず、其の實力に仰く所なく純粹なる自己の經營に依りて神學思想を修め、傳道の重任を帯ぶべき人物を養成するの學校を有せずして、今日に至れるは、已に久しく其の時機を失したるの感なくんばあらず。教會の獨立を企圖するものは、神學研究に於ても之と同じき必要あるを忘る可からず』と、斯くして東京神學社は創立せられたのである。『之に従事する者は無報酬にて時間と勞力とを獻げ、來學の士亦一人として他の神學校に於けるが如く外國ミツシヨン等より學費を供給せらるゝ者はなし』であつたこれが全基督教界の紀風に新空氣を吹き込んだ事は少くあるまい。

教會の苦心四十年 其の當時一番町教會は既に富士見町教會となりて、教會の苦心四十年、祝福は月に加はり年に増し、禮拜出席者の數、多き時は四百人を超ゆるに至つた。

教育機關と、主張機關と。而して其の實現道場(?)、具體的に換言せば、東京神學社と福音新報と富士見町教會と、鼎足の形を爲して、彼の事業の三身一體を現し、皆共に、是れ、忠誠を主に獻げたる彼の人格の所産であらねばならぬ。

彼の死 斯くして彼の事業も、整頓の基礎成り、裏には思想も信仰も圓熟して更に一大進轉の機會は彼を待つて居ると想はれた。然るに一と年、世はクリスマスを祝し新春を迎へんとする彼の齡六十八の歳の暮、他忙たる傳道の旅より歸りたる彼には死が待ちつゝあつたのである。否、天の新なる召命が彼を待つて居たのであつた。歳は明けて一九二四年一月八日、彼は卒然として心臟麻痺に因て死し、光輝ある其の六十九歳の地上生活を終つたのである。

彼の死後門下生によりて植村全集刊行會組織せられ、遺文幾千の中より選輯し、全葉八巻を編纂刊行して世に行はれて居る。これぞ彼の記念塔であると共に、彼の思想史でもあり、信仰と事業の記録でもあり、又彼の人格の寫眞でもある。

(一九三四・七・一四・I・H)

伊藤藤吉小傳

嘉永二年二月二十三日、靜岡縣濱名郡河輪村長十郎新田に、父彦太郎母ふじ子の長男として生る。三姉一弟あり、令弟は今尙健在なり、明治五年十月二十日、横濱に於て小森わか子と結婚し、二男四女を擧ぐ。長男民治及び三人の姉妹今猶健在なれど、わか子夫人は昭和五年六月四日八十三歳の高齡にて召天せられき。

明治四年二十三歳の時、横濱山手四十八番館に於て米人メレーブラインに語學を學び、超えて五年にはクロスビー、ピヤソン、モールトビーに就いて學ぶ處ありき。この頃英語の聖書に接しその感化を受け、同年十一月十日ヂェームス、バラより受洗せられたり。更に六年七年に亘りて、横濱の高嶋學校に於て、或はアラワン博士に就て専ら語學を研鑽したり。

かくて語學の基礎なりたる後、明治八年より十年まで約三ヶ年間、アメルモン、ミロル、バラ、マグラレン、イムブリーフルベツキ等の指導を受けて基督教神學の大意を學び、更に明治十八年には一致神學校に入りて正式に神學教育を受け、翌十九年十月三十一日には横須賀教會に於て按手禮を領するに至れり。

傳道の初舞臺は箱根にして、明治八年バラ塾生として熊野雄七と相携へ、此處に月餘の傳道を試み、六名の悔改者を起したり、明治十一年五月、グッチ・リホームド教會の傳道者として三島に派遣せられ、二日町の河津屋を根城として傳道を開始せり。これ三島傳道の濫觴なりき。かくて明治十八年一致神學校入學まで、止りて三島傳道に若き日の全生命を傾倒せり。

明治十九年神學校卒業後は、暫らく横須賀教會の自給獨立並に會堂建築のために努め、翌年再び招かれて三島教會に赴任し、明治二十八年の春まで任にありたり、同年春一時休養のため横濱にある間、或は海岸教會を應援し、或は鷺山教會の講壇を助くる處ありき。超えて二十九年には、信州諏訪の傳道に轉じ、居ること七年、明治三十六年より大正三年に至る十二年間は盛岡、宮古等に活動し、同年より大正十二年までは鹿兒島教會の教會に當り、同年隱退して恩ひ出深き三島

に來り、爾來召さるるまで此の地の教會のために盡す處ありたり。

大正十三年十月二十日、三島教會堂に於て、瀬川淺教師司式のもとに金婚の式を挙げ、昭和七年二月二十三日には、八十四回の誕生紀念の祝を家庭に於て催し、外國宣教師等より祝電數通を受けて感謝し居れるが、翌二十四日一信者訪問の歸途、奇禍に逢ふて斃る。葬儀は昭和七年二月二十八日、三島教會堂に於て盛大に舉行せられたり。

抑も受洗當時の明治五年は、切支丹禁制の高札が町々村々に猶立てられ居りたる事として、恐らく一般民衆の迫害を覺悟して改宗されたものならん。その先見の明ありしは勿論のことながら、日本救済の使命感に出でしこと亦明かなり。

最初の三島傳道は、將に迫害の連続にてありき、小石は絶えず集會所を襲ひ、嘲笑罵詈の聲は四圍に滿ち、冷やかなる白眼は、親戚より知友より投げかけらるる姿なりき。就中、佛敎の僧侶達が、三島神社境内に於て、立會演説を求め來れる際の如きは、全市を擧げての大騒動となれり。僧侶派は策謀をめぐらして待てり。教會は熱心に祈りつゝ、この事を思ひ止まらんとせり。然るに彼は死を覺悟し、敢然としてこれに赴かんとせり。事態容易ならず。形勢を察したる當局は立會中止を發令して未然に事を防げり。かゝる一事に見るも、殉敎の精神に燃ゆる武士的基督者の好典型と云ふも妨げず。

傳道は將しく勞作にてありき。三島を中心として、その足跡は駿豆一圓に亘り、徒歩にて辨當を負ひ、鞋を穿つて村より村、町より町へと巡遊せられたり。かくて盛岡に轉じ、鹿兒島に移りてもこの態度を變へず、附近農村の傳道には鞋と辨當とを常に彼の伴侶となしき。入信以來、六十年に亘る奉仕は、主として農村に捧げられたりと言ふも誤らず。今は農村傳道の聲を聞き折柄、特に彼の姿を想起せらるる亦故なきにあらず。

また三島時代、女子敎育の必要を痛感して、女塾薔花女學校を興し、これが經營に當られたることあり。只一個平凡の傳道者にはあらざりしなり。今やこの好個の老戦士、『走るべき道程を走り盡して』靜かに三島の地に眠れり。

(聖戰より拔萃)

百岡弘毅小傳

弘化四年五月二十六日岡山縣久米郡福渡村に生る。少年時代當時の碩學森田節齋の門に入り漢學を學び、年齢僅かに十八歳にて代籍古を命ぜらる。

二十歳の時壬生卿の家臣となり、仁和寺の宮に扈從して越後方面の討幕軍に加はる。

二十二歳の時、死を決して選部反對の建白書を奉呈し、其忠誠の志を嘉せられ東上を命ぜらる。

東上後直ちに彈正臺に出任を命ぜられ、次で二十四歳の時外務權少返に任ぜられ、朝鮮に差遣日韓交渉の衝に當る。

朝鮮駐在中偶々漢譯聖書を手に入れ、基督教の敎義に多大の興味を感ず。

日韓交渉遷延し二年有餘に及びしも、容易に解決の見込もなきため一先づ歸朝を命ぜられ、後間もなく基督教々義を専心研究せんがため、上長の留任勸告を斥けて、二十七歳の時官途を退く。

辭任後自由の身となり、當初はニコライ師に就き舊敎々義を學びしも、其敎理に飽き足らずして新敎研究を志し、フルベツキ博士及びタムソン宣敎師に就きて深く研究し、明治八年二十九歳の時妻と共に、東京新榮教會にてタムソン師より受洗し、其後東京本郷教會に轉會し、長老に選ばれ自給傳道師として八年間奉仕す。

明治十七年三十八歳の時、大阪北教會に招聘され、敎會建設を助け四年間傳道のため盡瘁す。

明治二十年五月東京厚生館に於て、日本基督教會派(其當時一致敎會と名く)と組合敎會派との合同協議會開催され、押川方義、井深梶之助、植村正久、インブリーと共に日基派の代表者に選ばれ、數回合同具體案に就き熟議せしも、最後に組合派の一有力者の反對説表はれ事成らざりき。

明治二十一年四十二歳の時、大會より高知地方傳道開始の任に當らんことを求められ、あらゆる困難迫害を覺悟して家族を纏めて赴任し、一意神の國開拓のため執筆し、今日の盛大なる敎會の基礎を固む。

明治二十三年大會より使者を高知に派遣され、接手禮を受けて敎師となる。

明治二十五年四十六歳の時、京都室町教會に招かれ五年間教會に従事し、己が所有の地所を提供して教會堂及び幼稚園の建設を促進せしむ。

明治三十年五十歳の時、再び大阪北教會に招かれて十二年間専心教會に當り、幾多の有力なる信徒と敬役者を出せしが明治四十二年六十三歳の時、後進のため道を開かんとて辭職を申出で、教會は留任を求めしも固辭せしため、名譽教師として永く表彰され、表面上傳道界より退く。

引退後も伊賀上野教會及び東京角筈レバノン教會を援助し、又植村正久師の懇請により東京神學社にて漢文を講せしこともありしかど、東京の住居類焼せしため神奈川縣下葉山町堀内に居を構へ、悠々自適の生活を送りつゝ、昭和七年九月十二日眠るが如く天父の御許に移さる享年八十六歳。

秋葉省像小傳

文久二年十一月十日、上總國山武郡松尾町川島傳右衛門の次男として生る。明治十三年六月、同郡蓮沼村秋葉太平二の養嗣子となり、同二十八年八月家督を相續し、同廿八年九月養弟に家督を讓與して以來東京に居住す。明治十七年六月日本基督九十九里教會に於て戸田忠厚教師より受洗す。明治廿年七月、明治學院神學部を卒業し、千葉縣山武郡松尾町日本基督九十九里教會に赴任して傳道に従事せり。

これより先、明治二十一年四月東京中會に於て准允を受け、更に明治三十五年十月品川教會に於て按手禮をも領して教師となられたり。九十九里傳道後間もなく、教育方面に轉じ、當時女子傳道者養成所たる聖書學館に於て、明治二十二年十月以後大正十二年三月まで、三十五年の長きに亘りて聖書及神學を教授し、またその後、明治四十三年九月より一年間明治學院神學部に於て新約釋義、講師として、又再び大正八年四月より十年七月まで、同神學部の講師として、比較宗教學を講ぜられたることあり。

猶この外、大正七年二月頌榮女學校に教員として勤務、十五年間に亘りて、國漢文、修身、東洋史、文法、習字等を教授し、大正十三年十月よりは更に、横濱山手フェリス和英女學校に習字科教師として、九年間、昭和二年十月よりは東京女子大學の習字科を教授せり。又其餘暇には、自宅に於て多數の弟子達に接し書道を教へらるるを習ひとせられたり。

此の如く多忙なる教育家なりしと同時に、亦キリスト教々師たる責任を一日も忘却せざりし人なりき。明治三十四年四月より品川日本基督教會(今の大井町教會)の牧師として、大正十三年まで、實に二十四年間、教會傳道のために従事せられたるなり。その後と雖も、或は芝教會又は高輪教會、淺草教會のためにも、説教若しくは聖書の講演の勞を惜まず努められたるは、人々の熟知せる所なり。

尙、其他間接に教會の爲め、必要に應じて貢獻せられたること枚擧に遑なきなり。假令ば諸教會の會堂建築資金の爲めに、その要求に應じては、無償を以て名筆を惜氣もなく揮ひ、これを寄與せられたるなど、その一ならん。翁の名筆は現代本邦の書家中僅に一家を成したること、既に同人間に定論あり。然るに毫末も世間に書家として名を賣らんとするが如き野心なく、只教會の爲めならんには、一錢の報酬をも受くることなく、喜んで幾千枚となく揮毫せられたるなり。

因に曰ふ、雅號を石叢と云ふは、新約聖書ルカ傳十九〇四十の本文に基き『石叢ぶべし』より採りしものにて、『福音を噓ばすば、禍なり』との聖パウロの精神と同一なる心より出でしものなること論を俟たず。而も只口舌を以て福音を噓ぶを以て満足せず、神の賜物たる揮毫の『タラント』を以ても福音宣傳の資に供せんとの志に出たること亦明らかなり其の志たるや實に敬服に堪へず。

之を要するに、青年にして教を信じてより五十有餘年間、最後に至るまで、終始一貫キリストの忠僕として、神の爲め又人の爲に勤勉奉仕して老の將に至らんとするを忘れたる人なり。その爲人、剛毅にして妥協を好まざりしが、晩年に至りて其性格著しく圓熟の境に進み、人と争ふことを避け、他まで温厚篤實、友と交はりて極めて情誼に富み、人を教へては親切、誠に好個の基督長老紳士たるの實を結ばれたり。而も何處となく脱俗の風あり、その専門の書道界の名聲には、殆んど無關心にてありし如く見えたり。

此の如き尊ぶべき親愛の教友、熱誠なる傳道者、温厚篤實の士、隠れたる仁人たりし翁は、昭和七年十月十三日、自宅に

於て高輪教會婦人會のために講話をなしたるその夜半發病、翌十四日午前零時四十分天に召されたり。

(井深博士の葬儀の辭に據る)

10

河合龜輔小傳

慶應三年三月二十九日山形縣上ノ山に生る。幼きより學に志し、明治十六年上京して山上學校、三田英學校、青山學院、明治學院に學び、渡米してユニオン神學校卒業後、コロンビア大學院に哲學を究む。明治十七年九月第一聖日にトマス・リンゼー師より受洗し、明治二十五年教師試験となり、三十年四月教師試験合格按手禮を領す。

明治二十九年五月日本基督教會傳道局より、臺灣傳道開拓の爲め特に選ばれて派遣せられ臺北に止まる。臺灣が我領土となりてより日淺く、住宅の缺乏、物資の不足に其の困難名狀すべからざるものあり。此等萬難を排して傳道に熱中盡力せられたるが、其効空しからず奇しき攝理の中に傳道の門戸は開かる。英國長老派の宣教師マツケイ博士と親交を結び、指導を受け、臺灣人の傳道師長老らと交り、特に李春生の同情によりて同年九月臺北新起街に講義所を設く。次で同年十一月臺北教會の設立成り、三十二年一月獨立す。三十三年二月會堂を新築し、獻堂式及牧師就職式を擧ぐ。臺灣傳道は更に擴張して臺南、臺中、高雄(打狗)基隆に漸次傳道を開始したり。而して明治三十九年十二月臺灣中會の設立せらるるに及び、選ばれて中會議長となり、大會に於ては大會議事或は傳道局理事に就任す。

臺灣傳道にも、臺北教會の建設にも、多大の貢獻を爲したるが老母危篤の爲に、臺灣傳道より退くの已むなきに至る。これ明治四十五年九月なりき。内地に歸還せらるるや、金澤教會の招聘を受けて牧師となり。植村正久、日正信亮の懇望によりて同教會を辭し、西伯利亞に渡り基督教青年會軍隊慰問部幹事長として盡力せらる。後青年會を辭して東京に歸り植村正久の奨めにより、傳道局應援傳道に従事し廣島縣下、福岡縣下の傳道に努力せらる。此間若松教會に就任、同教會を獨立せしめ、程なく辭任して八幡、戸畑に傳道職線を集中せらるる時、傳道局より補助を減せられて大なる苦闘に陥る其の苦戦のうちにも諸教會の獨立促進のために、都城、佐賀、鹿兒島、大分等の諸教會を應援せらる。

爾來乳癌を病みて、福岡帝大醫學部附屬醫院に於て手術を受け、三年の後再度手術を受けられ、病中にも拘はらず、八幡教會堂の爲め新に建物を得て之を修理し。戸畑教會の爲に土地を買ひ、傳道の職線を擴大せらる。爾後八幡教會を自給せしめ、病苦と戦ひつゝ六十八歳の高齡に至るまで、教會傳道に熱誠盡瘁せられたる稀に見る福音宣傳の聖徒なりき。一九三三年三月十七日永遠に平安なる神の國へ基督によりて召さる。

芹澤浩小傳

明治二十四年八月二十四日教育家芹澤寅三の長男として靜岡縣御殿場在茶荳澤に生る。

大正七年四月東京神學社に入學せしが、大正十一年本科二年を終る頃、沖繩傳道の急を痛感せし植村正久は彼の基督に於て持てる能力と至誠とを深く認め、未だ終らざる學校の課程を打切り、直ちに日本基督教會教師試験の試験を受けしめ、見事合格するや遠く沖繩に派遣せり。大正十一年五月四日那覇に着任するや、同市を中心にして専心開拓傳道に従事す、その間學校の卒業論文を提出し大正十二年三月東京神學社を卒業し、同年秋濱寺の大會に於て教師試験に合格、十二月六日福岡日本基督教會に於て教師按手禮を以て日本基督教會教師の聖職に任ぜらる。爾來専ら沖繩縣下の傳道と、その精神界に全力を献げつくされしが、大正十五年あまりの苦闘のために遂に健康を害され幾度が大咯血を重ねしも、やみがたき信仰と熱情に最後まで立ちあがりて、基督の福音を宣べ傳へ、昭和八年五月二十四日午後三時二十五分殉教者の面影を残し、いと安らかに天の召を受けらる。

十有二年間の血の奮闘は、沖繩縣下精神界の指導的地位に立たしめられ内外に重きをなし昭和八年二月苦闘の中に献げし、堂々たる教會堂は彼のその姿を永く記念する意味となれり、遺言により那覇市に骨を埋むること、なれり。教會に向ひたる東南方の小高き丘に墓を設けらる。

宮庄道夫小傳

堺教會長老宮庄二作の長男として明治三十六年五月堺市に生る。母はそめ子、道夫の名は當時の鈴木壽一牧師の命名にかゝる。六歳の誕生日祝ひの時同牧師が「外國の基督者の家庭では其長子を傳道者として獻身する例あり云々」と勸話せられたるに感じて、両親は道夫をその使命に起たしむべく誓ひ、以來毎年一回獻身記念祈禱會を守り、神學校入學の時までに及ぶ。

大正六年堺中學校を卒へるや、父君帯同仙臺市東北學院神學部に入り、途中東京神學社に轉ず、昭和四年三月卒業、教師試験の准允を受け、宮庄家の郷里金澤市なる殿町傳道教會に任を受けて赴く、同時に小松傳道教會をも兼牧す。日本基督教會教師猪股平氏の女まき子と婚したるも同年の事に屬す。

かくて困難多かるべき北陸の地にあつて、福音と教會のために己れを忘れて善戦、同五年小松教會は類焼の厄に遭ひ直ちに再建に着手す。

昭和六年十月發病、任を辭して堺市に在つて靜養に努む、これより先き教師試験に應じて論文、説教を提出し、其の二課目は好成绩を以て通過す。病漸く快方に向ひ、再起の志やみ難く、紀州田邊傳道教會に任を受け、召命感に驅られ、病後の身を押し付けて教會の訓練、救靈の戦ひのために奮闘半歳、遂に再起の望みを絶つに至る。一九三三年六月十九日死に臨んで枕頭に在る夫人といさ子母堂、教員等に復活を語り當時四才の長男謙を傳道者として獻ぐべく遺言し、遂に一死以て福音に殉す、齡三十一歳。彼の友人の一人の彼を悼む短歌「十字架の御言宣べて戦ひて戦ひ死にに死にし君かな」の一首は、その片影を語るものといふべし。

菅井喜七小傳

明治五年五月十日宮城縣岩沼町菅井惣八の長男に生る。同町に於て小學教育を受け後岩沼教會牧師に學び、十六歳の時東北學院中學校に入る。されど兵役のため暫く軍務にいそむ、時に日清兩國干戈を交ゆるに至り出征す。戦終り無事郷里に凱旋するや、宮城縣吉岡町伊東とみ子と結婚し、北海道に渡り開拓事業に力を盡せり。此間一男一女を擧ぐ、偶々日露の風雲急にして國交遂に破れ、宣戰の布告せらるるや、召集に應じて戦地に赴く。戦中屢々彈丸雨飛の裡に馳驅し死を決すること一再ならざりしも、身に一彈の傷疾をも蒙ることなくして、凱旋歸國するに至る。先に日清の戦に従軍し今又日露の戦に参加して生命を全うす。茲に於てか深く神の恩寵に感激するところあり、斷乎として福音宣傳のため、一切を捧ぐべく決意し、東北學院神學部に入學し、明治四十二年同課程を了へ宮城縣古川町に傳道して後仙臺市東六番丁教會に赴き、大正三年正月石巻教會に轉任し、大正四年白河傳道所に赴き、大正十年岩手縣宮古町教會に赴任牧師となる。以來十三年昭和八年三月三日拂曉の三陸津浪は、折柄の寒氣に罹災者の慘狀其極に達し、彼其老羸を押しして慰問或は視察に多忙を極む。以來健康勝れず、同年六月使命を得て福島縣原町教會に轉任。十一月に入り病俄に革まり、十二月一日午前四時三十七分天壽を全うす。傳道に従事すること茲に二十五ヶ年、齡六十二歳を一期として永遠の休みを與へらる。

田村直臣略歴

安政五年八月九日、大阪堂島二丁目に呱呱の聲を擧ぐ。先考は天満興力淺羽藤二、母はたかと云ひ、直臣はその三男。明治元年、京都四條家の臣田村豊前守の養子となり、伏見兵學校に入る。明治二年、福岡に赴き、龜井塾に學ぶ。明治四年、廢藩と同時に再び大阪に戻り、結城の英語塾に入り、始めて英語を學ぶ。

明治五年、父と共に上京、築地門前、東久世通商伯爵に預けらる。

明治六年、米人カラツルス師の開設せられし築地大學に入る。東久世伯より向ふ一ヶ年の學費の援助を受く。

明治七年十月十八日、十七歳にしてカラツルス校長よりバプテスマを受く。

明治九年四月三日、第一長老教會の同志十八名と共に現東鴨教會の前身日本獨立教會を設立す。

明治十二年十二月二十四日、二十二歳にして、フルベツキ教師より按手禮を受け、同教會の牧師となる。

明治十五年八月、渡米。オトホン神學校に入り、同校を卒業し、更にプリンストン大學に學ぶ。

明治二十一年十月八日、芝區白金三光町に自管館なる塾を開き、學費豊かならざる青年の爲に塾すところありたり。同塾は後、集鴨の地に移し、田村塾と改稱す。大正八年大正幼稚園の設立を見る迄之を繼續す。

明治二十三年一月十五日、ツルイ夫人の斡旋により舊幕臣峰尾治平の長女纏子と、井深博士司會の下に結婚式を挙げ、三男四女を興へられたるが、次男次女は既に此世を去る。

明治三十七年、花嫁事件の爲日本基督教會大會に於て教職を褫奪さる。然して教會は牧師と進退を共にし、日本基督教會を去り數寄屋橋獨立長老教會を固守す。

明治三十九年五月十日、日本日曜學校協會の設立と共に文學委員長に擧げられ、十三年間の繼續事業として教科書を編輯す。

明治四十三年六月、ワシントン市に於ける第六回世界日曜學校大會に出席す。

大正七年十月、教會を數寄屋橋の地より集鴨に移し集鴨教會と改む。

昭和二年、日本基督教會へ復歸す。

昭和三年、萬國日曜學校五十年記念を祝するに當り、故平福百穂、上村松園兩大家の手になる純日本式カード三十萬枚を世界六十ヶ國の兒童に送り、各國より感謝狀を贈らる。

昭和四年、腦溢血にて倒れ自宅に静養を續けたるが、日曜日には必ず教會に出席して禮拜式を掌る。

昭和五年十月、キリスト教青年會五十年記念に際し杖と感謝狀を贈らる。又同年、明治學院神學校と神學社の合併のこ

とを大會に於て主張す。

昭和六年、キリスト教聯盟より教職五十年記念の聖書を贈らる。又キリスト教共勵會より記念品を贈らる。

昭和七年、この頃より日本主義のキリスト教を唱道し、日本の國體を考究すべく古事記、萬葉集、考古學を涉讀研究し、和歌を馮浚牛月に手引され、後、渡邊春英に師事す。

昭和九年一月二日、宿痼再發し遂に同月七日(日曜日)午後一時五分、昇天す。

著書、『童蒙道しるべ』『幼年教育』等の日本初期の兒童文學、『日本の花嫁』『二十世紀の日曜學校』『兒童中心のキリスト教』『マザレのイエスの素』『兒童の權利』『原首相の面影』等々。

杉岡純司小傳

元治元年三月十一日士族杉岡徳勝の三男として、大分縣速見郡藤原村に生る。青年時代の數年間郡内小學校の教師を奉職したり。やがて軍人となりて一生を立てんと志し、明治十八年二月陸軍教導團に入營歩兵軍曹に任ぜられ、廣島第廿一聯隊付となる。この軍隊生活中基督の福音に接し、明治廿二年六月二日廣島日本基督教會に於て宣教師ブライアン師より受洗す、其後仙臺に移り間もなく筋肉炎を病み、重症となりて、醫師より死を宣告さるゝに至れり。病中もし癒さるゝ事あらば、神のために一兵士となりて一生を獻げんと決心す。不思議に病癒されしを以て、現役を去り郷里に近き大分縣速見郡日出町に歸る。

明治卅一年三月より同卅七年四月まで、宣教師ヒーク師の指導の許に、福音の研究と傳道に従ひ、又森山角次郎牧師を助けて大分縣下の傳道に従事せり。此間いよ／＼上よりの召命を自覺し、明治三十七年四月大阪川口廿二番館に於て、宣教師、ア、エ、モーレー師の設立されし同志神學館(大阪神學院の前身)に入學し、明治卅九年四月第一回の卒業生となり、同年同月浪速中會に於て傳道者として准允を受けたり。たゞちに石川縣大聖寺町に遣され、先きに國家の軍人として立たんとしたる彼は、基督の軍人となりて准允後最初の傳道聖職の任につく事となれり。明治四十三年十月鈴木傳助師夫妻の

仲介にて、當時堺教會の婦人傳道師たりし木村せむ姉と堺教會に於て、鈴木壽一牧師の司式にて結婚す、同年十一月ミツシヨンの都合にて福井縣武生町に轉じ、武生及丸岡町の開拓傳道に従事す。翌明治四十四年十月武生より石川縣小松町に轉任し、大正五年まで同地に在任、其後金澤市小立野に移り住む事となりし後、大正七年四月まで小松教會及小立野講義所のため傳道教會に従事せり。大正七年四月多年の北陸傳道を辭して北海道に渡り、野付牛に住みて附近の農村開拓傳道をなす事となりたれど、北海の寒氣に健康を害して之を許さず、ヒアソン宣教師の奨めにより、又村岸牧師の助力によりて、旭川聖書館に奉職し傳道をこゝろみしも遂に辭して再び九州日出に歸り、療養に努む、やがて別府市に移り、別府教會の忠實なる一信者たりき、其後病氣回復せしを以て坂文一教師の推薦により、カイパー宣教師の經營せる大分市永生館に數ヶ月働きたりしが、大正十三年六月愛媛縣上分教會に招かれ、昭和三年三月まで傳道教會の任に當る、其間暫らく丸龜教會を兼任したる事ありたり。昭和三年三月末老齡と病弱の故を以て辭職し、夫人の郷里姫路市に病體を横ふること六年昭和九年二月十二日七十一歳を以て泰かに昇天せり。

長尾卷小傳

嘉永五年八月五日加賀の國金澤に於て長尾八之門、同恒次の次男として孤々の聲を擧ぐ、幼名を平次郎と云ひ。父八之門は百萬石前田公の家老職を務め、達識の士にして夙に令名あり、常にこの父君の深き慈愛に感銘し、務めてその恩誼に報ひんとの念願に燃え居らる。その一念は彼の生涯を通じて謙遜、忠實等の美德を、大いに培ひ少年の頃孝心の故を以て藩公より褒賞せらる。

明治五年名を卷と改め、以來戸長町會議員等に選ばれ、同十二年三月十二日中村逸平氏の長女松之女を迎へて、生涯その苦樂を共にせらる。

明治十三年始めて基督教を知り、同年六月十三日佛教の牙城ともいふべき、北陸金澤に於て自ら進んでその師トマス・ウインよりバプテスマを受け、同時に生涯を神に捧げて傳道に殉ぜんとの雄々しき誓を立てらる、時に年二十九歳。

翌十四年同志數名と計つて金澤市石浦町日本基督教會を起し、同十六年北陸英和學校神學部に入學して神學を學ばれ、傍ら富山市に於て實地傳道を試みらる、十九年三月その學業を卒へて、浪速中會傳道者の准允を受け、彌々捨身の傳道生活の展開さるに至る。

明治十九年十月金澤殿町日本基督教會の創立に力を致し、その主任傳道者として在職すること滿四ヶ年、廿三年石川縣小松町に轉任して宣教すること滿六ヶ年、廿九年更に同縣大聖寺町に轉戦して、孤軍奮闘すること滿五ヶ年、當時小松並に大聖寺の傳道に於ては迫害の飛塵頗る峻烈を極め苦戰慘愴、一面よりしては彼の傳道史上最も光彩ある時代なりき。卅四年再び招かれて金澤殿町日本基督教會及び其他にあること六ヶ年餘、斯くして北陸傳道に於ける聖なる職の銜は一先づ取められて、明治四十年五月思ひ出多き父祖の地、播磨の城下なる金澤をあとに、豊橋日本基督教會に轉任せらる。

豊橋日本基督教會に在られること五ヶ年餘、その會堂建築の基礎工作に、路傍に福音を説く大衆傳道に、將又附近町村への草鞋がけ傳道等に、實に光榮ある勞苦に日夜奔走せられ、以て今日の同教會の礎となる。明治四十五年六月岐阜縣大藏日本基督教會に轉任し、大垣日本基督教會をも兼教すること四年六ヶ月、大正四年十二月なほ鏗鏘たるに拘らず、その職を長子丁郎に譲らる。教職にあること實に三十有餘年、爰に多年奮闘せられたる日本基督教會の聖壇より勇退せられたり時に齡六十四歳。

然るにその引退後に於て、彌々傳道は本格に入り、面目躍如たるものあり、即ち中京の地名古屋にある間。或は名古屋基督教聯盟の常設機關たる協同傳道館に、或はイエス館に、又は名古屋同胞教會に於て専ら自由獨立の傳道に餘生を捧げられ、一日として憂如たることなく、最後には十人の子女に依つて組織せられたる、姉弟傳道協會の傳道館に於て、五百十四回に亘る連夜連續の説教をなしたるが如きは、如何にもその意氣と信仰を物語るものたり。

斯くて金城々下にあること十有餘年、尙その間金婚式を擧げてその福壽を祝はる。昭和七年秋九月埼玉縣越ヶ谷日本基督教會を收せらる、長子丁郎の許に、その余生を託せらるるに至れり。

越ヶ谷は余生を送るに好適の土地なるに拘らず、尙も身を安きに置くを好まれず、内には早天祈禱に斷食に、出ては家庭集會に里余を隔つる農村傳道に毎回缺かきす倦まず努められ、嬉々として面に溢るるその信仰は、多くの兄弟姉妹の靈

を獲捕し倒れて後止むの氣概は、また恰も一箇の勇士の如くなりき。近來益々壯健、更に期待するところ尠からざりしに拘らず、昭和九年三月十六日かりその感冒は肺炎に急變して樂觀を許されず、その報達するや、遠隔の地より一族相前後して、その枕頭に馳せ参り。病床にある事一週間、その間常に微笑まればつづ主にあるものは、信仰と傳道に全力を傾注すべきことを繰返へさる、越えて三月二十三日彌々臨終となられるや『最後の勝利！』なる今生最終の辭を遺され、同夕刻五時二十四分聖者の面影遺憾なく、終に天上の人とならる。享年八十有三歳。(『生命の言』に由る)

高倉徳太郎小傳

明治十八年四月京都府何鹿郡綾部町に生る。郷里小學校、東京市芝區正則中學校、第四高等學校を経て、明治三十九年十月東京帝國大學法科に入学、同年十二月富士見町教會に於て牧師植村正久よりバプテスマを領し、信仰生活に入る。四十一年九月文科に轉學すると同時に東京神學社に入学し、傳道者たらむと志す、此の間内外ともに大いなる闘ひあり、同年十月遂に文科をも退學す。

明治四十三年六月、東京神學社を卒業、富士見町教會傳道者として聘せられ、大正二年一月京都市吉田教會主任者として遣はさる迄奉仕す。此の間一ケ年の軍隊生活、及び元年十二月教師として按手禮を領するの事あり。大正二年十月札幌北辰教會牧師として赴任、八年四月同教會牧師を辭任し、上京、東京神學社教授となり、傍ら鎌倉教會を収す。

大正十年七月英國に遊學、エデンバラのニュー・カレヂに於て、マツキントツシユ、バスターソン兩教授に就いて學ぶ。其後獨逸各都市を遊歴し、更に英國に歸り、オックスフォード及びケンブリッヂにて研學、十三年三月歸朝す。其の間、フオルサイス、フオン、ヒューゲル、トレルチ、特に宗教改革者の信仰を學んで啓蒙さるゝ處多く、他日福音的基督教を祖國に訴へんとする基礎を得たり。

十三年六月信濃町教會の前身戸山教會を興す。翌年四月東京神學社校長に就任、傍ら東京女子大學、自由學園、家政學院等に聖書を講ず。

昭和五年四月、日本神學校設立と同時に同校教頭に、また六月戸山教會牧師に就任、八年一月校長となる。これより先七年夏より違和を覺え、療養に努めしも、恢復はかばかからず八年九月遂に神學校々長を辭任し、昭和九年四月三日午前二時忽焉として召さる。享年五十歳。

著書其他、雜誌『宗教と文藝』『文明評論』『聖書の研鑽』等に寄稿者たりし外、岩波書店の哲學大辭典には基督教々理に關する項目を擔當執筆、十年に『恩寵の王國』を、十四年に『恩寵と眞實』を、十五年には『恩寵と召命』を、昭和二年九月には『福音的基督教』を著す。其後、脱教集三卷、『基督教世界觀』『聖書の宗教』を出し、なほ岩波講座の『世界思潮』の爲に『福音者の宗教』及び『カルヴキン』の二項を執筆したり。昭和六年四月自ら主筆となりて『福音と現代』を創刊し、八年十月に至る。其間殆んど毎號執筆す。

明治四十五年世良せん子と結婚し、一男三女あり。(他に一女夭折)

溝口悦次小傳

明治五年仍ち主曆千八百七十二年二月五日、大分縣宇佐郡驛館村宇上田溝口武八郎の長男に生る。若年にして軍人たる事を志し、又醫術を修むることを望みたれども、神許し給はず、乃ち夙に主耶穌基督の僕として選ばれ、明治二十六年六月三日長崎市梅ヶ崎教會に於て受洗し、明治二十八年長崎市東山學院を卒業するや、直に傳道に従事し、先づ高知縣下に遣はされ、田野及須崎に於て福音を宣ふ傳ふ。明治三十四年教師試補として准允せらる。之より巖神は生涯の好伴侶として藤田ユキを定め給へり。

明治三十六年五月笈を負ふて亞米利加合衆國に渡り、ブヤンストン神學校に學び、研鑽を重ねる事數年、明治四十年八月神戸神學校經營の任務を煩つために歸朝す。爾來同校教授として學生の薫陶に當りたるのみならず、理事者として職責

を完うし、同校の中央神學校に改組せられ、今日の隆盛を見るの基礎をえたり。其の間の功績は海外に於ても認められ、大正三年アグイッドソン大學は神學博士の稱號を贈り來れり。

明治四十年歸朝後間もなく日本基督神港教會牧師として招聘せられ、春風秋雨二十有七年の間傳道に、教會に心血をそそぎ、幸に大能の御指導に依り、數家族の小集團より起して、二百を越ゆる現住踏査會員を擁する一個の獨立教會を成すに至れり。

又一面傳道教化に對する熾烈なる熱情を有し、常に全基督教會の發達に寄與することを冀ひ、現在の神港教會の新築するに際し、舊會堂を無償にて南長老教會ミッソヨンに寄附し、之を住吉の地に移して現在の住吉教會の傳道を開始せしめ、その建設に際し少なからざる援助を與へ、又現在の兵庫教會及び灘教會の獨立に際しても同様に援助せられ、且又、日本基督教會大會、同浪速中會、神戸市基督教聯盟等の諸機關に干與せしこと枚擧に遑あらず。尙著書の主なるものは『隠れたる小聖徒』『基督の四肖像』『新生命の躍動』等あり。

昭和八年四月病を發して辭養に努むること一年有餘、昭和九年仍ち主曆千九百三十四年五月三十一日午前十一時七分、四十年の傳道の生涯、二十七年の神學校教師としての生活、その六十三年の尊き全生涯を終へ、神戸市自宅に於て天に召さる。

第一 日本基督教會略史

第一節 緒言

世界の大勢氣運の進歩は端なくも我が日本領國の關門を打破し、さしも峻嚴なりし徳川幕府の切支丹に對する禁制の法網も何時しか破綻を生じ、開國と前後して、舊き切支丹の復活を促し、新しき基督教の傳來を見るに至りぬ。嘉永六年北米合衆國水師提督ペルリの來朝以來開國の機漸く熟し、安政五年七月日米通商條約を結ぶに當り、米國全權公使タウンセントハリスの強硬なる談判に因り、幕府は我國に在留する外國人に對して切支丹禁制を解くに至れり。日本國米利堅合衆國通商條約第六條に曰く、

日本にある亞米利加人、自ら其國の宗法を念じ、禮拜堂を居留地の内に置くも障りなく並に其建物を破壊し亞米利加人宗法を自ら念ずるを妨ぐるることなし、亞米利加人日本人の堂宮を毀傷することなく、又決して日本神佛の禮拜を妨げ、神體佛像を毀つ事あるべからず。双方の人民、互に宗旨に付きての爭議ある可からず日本長崎に於て踏繪の仕來りは既に廢せり。

此條約により外國人には日本國內に於て宗教の自由を許されしも、内國人は勿論其恩恵に浴する能はず、依然として切支丹禁制の下に束縛されしなり。又幕府時代に切支丹教徒檢擧の方法として強行し來りし有名なる踏繪の仕來の廢棄されしは、日本條約締結の前年即ち安政四年阿蘭陀の全權公使ドンカル、コルテアスと日本長崎奉行との間に取換はされし覺書によれり。其布令の文に曰く、

踏繪は向後相廢すと雖も、キリスト教法を傳へ、キリスト宗門其他外國宗門の書籍、畫並びに像を日本へ輸入する儀不相成事。

安政四年丁巳八月

當時阿蘭陀全權公使は頻りに切支丹禁制の解除を幕府に迫りしも我が全權は頑として應ぜず、若し阿片と基督教との二大害物の輸入を防止することを得ば容易に外國人に交易を許すべしと語りしとぞ、然るに幕府全權の此の言葉を傳聞したる新教の宣教師にして當時偶々長崎に來合せ居たるエス、ウエルス、ウイリアムス（支那在留の學士）イ、ダブルユ、サイル（上海水兵館の牧師）ヘンリー、ウード（米國軍艦ミネソタ號の牧師）等は阿片と基督教とを同一の有害物と誤解する所の日本人に對し一日も速に眞正の基督教を傳へてその謬見を正さざるべからずと感し、三人協議の上、各々其所屬の傳道局に飛檄して宣教師の派遣を促し尋いで新教宣教師の渡來を見るに至りぬ。

第二節 最初の宣教師

日米條約既に成り尋いで英、蘭、佛、露の諸國と條約を結び、神奈川、函館、長崎、新潟の四港を開くや、新教各派の基督教宣教師は相踵いで日本に渡來せり。安政六年即ち西曆一八五九年より文久三年即ち一八六三年に至る五ヶ年間に來朝せし宣教師を列擧すれば先づ新教の宣教師にして最初に渡來せしものをジョン、リッギンス及びチャンニング、ムーア、ウイリアムとす。彼等は米國プロテスタント、エビスコパール教會より派遣されし宣教師にして、始め支那に傳道し居りしが、日本の開港條約成るや、直に日本に移されし者にして、リッギンスは一八五九年の五月（安政六年）長崎に來り、船旬を経て後ウイリアムスも亦來る。同年十月十八日米國プレスビテリアン教會のゼー、シー、ヘボン夫婦神奈川に着任し、同年十一月一日米國ダッチ、レホルムド教會のエス、アール、ブラオン及びデー、ビー、シモンズの二人亦神奈川に來る。而して同教會のギトウ、フルベツキは少し遅れ同年十一月七日を以て長崎に來着し、翌一八六〇年（萬延元年）に至り米國バプチスト、フリー、ミツシヨソサイターのゴブル夫婦神奈川に來る。これらはいちはやく最初日本傳道に着手せし米國基督教四大教派の代表者なり、尋いでダツチレホルムドのゼームス、パラ夫

妻は一八六一年（文久元年）十一月を以てプレスビテリアン教會のデビット、タムソンは一八六三年（文久三年）を以て神奈川に到着し各々その所屬教會の宣教師に合しぬ。

第三節 日本人の宣教師に對する待遇

基督教嚴禁の日本に渡來せし最初の宣教師等が如何なる待遇を受けしやは、問はずして明なり、彼等は徳川幕府より注意人物として取扱はれ、その一舉一動は常に嚴密なる當局者の監視の下にありて、自由に日本人民と交際する能はざるのみならず、語學教師を招聘する事さへ頗る困難を感じたり。偶々其招聘に應じて來るものあれば豈圖哉彼等は其筋の内命を受けたる政府の探偵にして宣教師の舉動を探り、邪宗門の秘密を摘發せんが爲ならんとは。されど宣教師は毫も意に介せず、彼等に就て日本語を研究し來りしが談偶々聖書翻譯の事に及べば、彼等は覺えず兩手を頭に當て、これ生命にかゝはる大罪なりと叫び皆戰慄して逃げ去りしと云ふ。普通人民に於ては基督教に對し格段好惡の念あらざりしも、從來の傳説によりて之を魔法視し唯徒に之を恐怖せしのみなりしが、武士浪人輩に至りては基督教を嫌惡することを蛇蝎よりも甚しく、一般外國人に對する敵愾心も亦劇しくして、外國人とさへ見れば蠻夷、毛唐人等あらゆる惡罵を浴せかけ、或は背後より礫を擲げ、甚しきに至りては之を殺害するに至りぬ。斯る人氣の際に處して宣教師等は何等直接傳道に着手する能はず、宣教師の準備として日本語研究の傍ら漢譯の聖書若くは基督教に關する漢譯の書類を頒布し或は有志の青年に外國語を教授し、若くは聖書の翻譯教書の編纂に従事せり。有名なるヘボンの語林集成の編纂されしは此の間のことなりき。當時宣教師に取りて最も必要なりしことは、基督教的紳士たるの人格を以て日本人民の信任を得ると日本語を研究して布教の準備をなすことにてありき。

第四節 最初の信者

此の如き宣教師困難の時期に在りて邦人の基督教に歸依せしもの數名あり、これ即ち日本に於ける基督教會

の初穂にして將來の大收穫を預表するものとして宣教師間に多大の期待を齎せり。其中最初に信徒となりし者を矢野元隆とす。彼は元來針醫を業とせしものなりしが、徳川幕府の紹介によりて博士ブラオンの日本語學教師となり後轉じてペラ博士の教師となり、支那譯聖書より約翰傳を日本文に重譯せしことあり、元治元年（一八六四年）十月病床に於いてペラ師より受洗し、同年十一月下旬を以て死せり。慶應二年（一八六六年）五月十二日五旬の節なる芽出度日に於て肥前佐賀藩の重臣村田若狹守は其弟綾部恭と共に長崎に於てフルベツキ博士より受洗せり。傳ふる所によれば彼が其後に於ける信仰益々健全に成長し其死するの日まで（明治五年）忠實に主に事へ、朋友子弟の間に熱心傳道せしと云ふ。同年春肥後の人庄村某監督ウイリアムスより洗禮を受く、後年政治論勃興せし時熊本の相愛社と稱する團體に加はり政論のため一時入獄したる中村六郎は異名同人なりと云ふ。明治元年の夏佛僧清水某は長崎に於てフルベツキより受洗し、粟津高明、鈴木貫一の二人は横濱に於てペラより受洗し、明治二年二月小川義經、鈴木鉦次郎、島屋だいの三人は横濱に於てタムソンより受洗し、仁村守三は長崎に於てエンソルより受洗す。エンソルはヂー、チヨルチ、ミツシヨンの派遣宣教師として明治二年一月長崎に來りし人なり。其他横濱に於てペラ若くはブラオンより洗禮を受けたるもの數名あり。安政六年宣教師渡來の時より明治五年日本基督公會設立の時に至るまでの十三年間日本に於て信者となりし者殆んど以上の人々十數名なりき。

第五節 最初の迫害

長崎地方に於て舊天主教徒の復活は當局者の注意を喚起し同地方を始め、横濱に東北に、舊教信者若くは之に關係あるもの、檢舉投獄せらるゝもの尠ならず、就中明治の初年には長崎浦上の天主教徒二千餘人は其信仰を固守して神佛に轉宗せざるの故を以て、西南の廿一藩に御あづけとなり種々の迫害を蒙りしが、獨り天主教徒のみならず新教の信者若くは之に關係あるものも同じくその災厄に罹れり。佐賀の村田若狹の一

族は藩主閑叟侯の庇保によりて窘迫を免かれしが、清水某の如き、二川一磨の如き、市川榮之助夫妻の如き、其著しきものなり。清水某はフルベツキより長崎に於て受洗せし佛僧なりしが明治元年邪宗門を信すと其の故を以て捕へられ處々の牢獄に繋がるゝこと五ヶ年にして終に放免せらる。二川は後ち姓を小島と改む。彼れ初め宣教師エンソルを暗殺せんとの陰謀を懷き、偽りて基督教に歸依するの志あるかの如く装ひ、エンソルに近づきしが、基督教の教義を聴くに及び大に感服する所あり、爾來改心して之が研究に務め傍らエンソルの出版事業を援助しつゝありしに、突然官の捕ふる所となりて東京に護送せられ、禁獄せらるゝこと數年、明治五年頃米國公使並に福澤諭吉等の轉旋によりて赦免せらる。市川榮之助は其家にヘボン譯の馬可傳を所持せしとの故を以て捕へられ、其妻松子は其夫榮之助が基督教徒となりしを官に訴へざりしとの故を以て縛せられ、夫妻共に京都の獄に投ぜられしが榮之助は牢死し、松子は後に至りて赦免せられたり。然るに不思議にも京濱の地に於て、しばしば迫害ありとの警告に接せしのみにて一人の檢舉せられしものなく、唯東京に於て聖書研究組なる團體の解散を命ぜられし外何等の窘迫なく、學生の宣教師に就きて基督教を聴き聖書を學ぶ者漸次に加はり、中には内心既に信仰を起せしものありき。而して間接に基督教に好意を寄する者官民の間に次第に其數を増し、學者福澤諭吉、中村正直、西周、森有禮の如きは基督教禁止の理由なきを論じ宗教自由放任主義を主張せり。當時中村正直は英國に遊びて親しくその文物を觀察し、歐洲文明の根本は基督教に基因するを看破し、外臣某より大日本天皇陛下に奉るの書を擬草して天下に發表し、學者間の問題となり、保守派の人々をして切齒扼腕せしめたりしが時勢は變々として進んで止まず宣教師の勞苦空しからず終に基督教會の設立を見るに至りき。

第六節 日本基督公會の設立

日本基督公會は我が日本基督教會の前身にして又實に日本に於て新教最初の教會なり、明治五年一月、數

名の有志者相集りて初週祈禱會を開けり、これ一八七二年一月即ち明治四年十二月横濱居留外人の同地に催せし萬國福音同盟會の新年初週祈禱會に倣ふて催せしものなりしが、宣教師に關係ある洋學生の出席するもの多くして意外の盛況を呈し、祈禱につぐに祈禱を以てし、熱誠あふるゝばかりにして感興盡くる時なく一週間の祈禱會は延いて數週間の長きに亘りて尙已まず、中には感泣して以て神に訴へ日本に聖靈の降臨あらんこと尙初代教會設立當時の如くならんことを祈りしものありしが遂に聖靈の降臨となりて數名の同心者を興し、爰に日本に於ける最初の基督教會を出生するに至りぬ。此れ實に明治五年陽曆三月十日なりき。此の時洗禮を受けし者は押川方義、吉田信好、篠崎桂之助、榑部漸、竹尾忠男、大坪正之助等以下九名にして、先に洗禮を受けたる所の小川、仁村の二名と合して會員十一名なりき、而して小川義綏選ばれて最初の長老となり、仁村守三執事となり、宣教師ゼームス、バラは殊に教會設立に與つて努力せしを以て聘せられて假教師となる。其組織は米國長老教會の憲法に倣ひたれど政治上に於ては外國何れの教派にも屬せざる非教派主義を標榜し日本獨立の教會として建設したるものにして名けて日本基督公會と稱す、其遵奉せし所の信條は頗る簡單にして聖書を標準として新教各派に共通の要義を採用し、爰に新教各派合同の基礎を据へ十字架の旗飾を鮮明にし將來日本に設立せられんとする各派の教會を打て非教派主義の一團となし其勢力を集注して以て日本の宗教界に活躍奮闘し因て以て日本に基督の靈的王国を建設せんとの崇高遠大なる目的にてありき。その理想を實現するの難易如何は固より問ふ所にあらざりしなり。

第七節 日本傳道の進歩

切支丹禁制の中に生れ出でし日本基督公會は其信仰に於て其組織に於て極めて幼稚なりしと雖も、内宣教師に對しては非教派主義を主張し、外異教徒に對しては死を決して基督の福音を宣傳せんとす、その意氣當るべからざるものありし。恰も好し明治政府は基督公會設立の翌年即ち明治六年二月二十四日の布告を以て

國內處々に掲げありし基督禁制の高札を撤去し、尋いで先きに捕へし天主教徒を放還したり、これ固より基督教を公認したるにあらざりしも、これより政府の基督教に對する態度大に緩和し殆ど默許の姿となり傳道上非常の便宜を興へたり。隨て日本に於て基督教の宣布漸次擴張して設立當時僅に十二名の會員を有せし横濱日本基督公會は明治六年の末に至り大人六十二人小兒十三人の多數となり(翌七年には百十九人となる)其中より長老小川義綏、栗津高明等七人は東京に移り、同所にて洗禮を受けし高橋六郎(安川亭)と合して、同年九月二十日を以て東京公會を組織す、後の新榮教會是なり。その遵奉せし信條規則は横濱公會のそれと同一にして、時に之を横濱公會の支會と稱す、小川義綏選ばれて復た長老となり、米國プレスビテリアン派の宣教師デビット、タムソン假教師となる。初め鐵砲洲に會堂を有したりしが、後築地新榮橋の傍らに新會堂を建築してこゝに移れり。これより基督教の勢力次第に振ひ教會の設立各所に頻々たりき。

第八節 宣教師會の決議

初め横濱基督公會が非教派主義を標榜して設立せらるゝや、其快舉は外國宣教師に深刻なる印象を與へたるものゝ如く、教會設立後六ヶ月即ち明治五年九月横濱に會合せし第一回宣教師會は滿場一致を以て左の如く、決議をなせり、曰く。

夫れキリストの教會はキリストに在て一體たり、プロテスタント教徒間の諸派分立の如きは偶然の出來事にして、キリスト信徒の精神的一致を妨げず、然れども既にキリスト教國に於ても尙此れが爲め教會の一體たることを曖昧にするの嫌ひあり。況んや諸派分立の歴史を了解せざる異教國に於てをや、且つそれ吾等宣教師等に顯著なる差別より生ずる弊害を避けんが爲めに傳道の方法を一定せんことを希望するが故に、吾等は本會議に由て與へられたる此の最初の機會を利用して自今吾等の援助に由て設立せらるべき日本諸教會に於ては成るべく其名稱及び組織を同一ならしむべく努力せんことに同意す。即ち其名稱は基

書公會と云ふ合同的のものとなし、其組織は各教會の政治を其會員の協賛に由り教師職及び長老職に由り執行せらるべきものとす、右決議す。

此の會議に出席したるものは宣教師、長老、女教師等にして當時日本に傳道し居たる各宗派の代表者を殆ど總て網羅したるものなれば、其決議は最も有力なるものなりき。爰に於て非教派宗教の前途坦々として平地を行くが如く、將來日本に於ては歐米に見るが如き宗派分立の弊を避くることを得べしとの希望に充されたり。

参考、當時日本に宣教師を派遣し居たる教派は前に掲げたる四教派即ち米國プレスビテリアン派、ダブチレホルムド派、米國監督派、自由浸禮派の外英國のジ、チヨルチミツシヨシヨシ及びアメリカンボールドの二傳道局にして前者の最初の宣教師エンソルは明治二年一月を以て長崎に來着し、後者の最初の宣教師デー、シー、グリーンは同年十一月を以て神戸に來任す、而して第一回宣教師會議に出席したる者は米國プレスビテリアン派よりはヘボン、タムソン、ルーミス、カラゾルス、ミロルの五人、レホルムド派よりはエス、アール、ブラオン、フルベツキ、ゼームス、バラ、スタウト、ウルフの五人、アメリカンボールドよりはデー、シー、グリーン、オー、エム、ギユリツキ、ダビス、ベリー、ゴルドンの五人其外英國領事館の假教師サイル、在上海の監督教會の宣教師ロベルト、ネルソン、在留外國人の組織し居たる東京横濱一致教會の長老艦長ワトソン、醫士エリオット、教師グリフエス、横濱日本基督公會の長老小川義經(?)婦人一致傳道局のブライン夫人、クロスビー嬢、ビヤソン夫人及び數名の宣教師夫人なりき。而してバプチスト派の宣教師が參列せざりしは其派唯一の宣教師ゴブルが米國へ歸省中なりしが故なり、ジ、チヨルチ、ミツシヨシのエンソル、ブルンサイドは出席せざりしも通信によりて此の會議と聯絡をなせり、而して當時大阪に居りしと思はる、米國監督派の監督ウイリアムス、宣教師エー、アール、モリス

の列席せざりしは何故なるか明ならず。

第九節 非教派主義の経緯

然るに爾來諸ミツシヨシ各々の傳道著しく進歩せしより、諸派宣教師中自派の教會を設立せんと企圖する者あり、隨て宣教師會議の決議案に對し種々の解釋を試むるものありて是非の議論紛々たり、而してレホルムド派の宣教師は舉て日本基督公會に努力せんとしプレスビテリアン派の宣教師は二派に分れタムソン一派は非教派主義を贊成して日本基督公會と行動を共にせしにかゝはらずカロザルス等の一派は自派の教會を建設せんと試み、明治六年十二月三十日日本國傳道局の訓令により日本長老會(中會)を設立し夫の決議案に對して自由行動を取るに至り、非教派主義に一大龜裂を生じたり。爰に於て日本基督公會は明治七年の初め更に改めて非教派的獨立主義を固守することを決議し、東京、横濱在留の各派宣教師に書面を贈り、或は使者を派して、協和寛容以て日本基督公會の主義を扶掖せんことを勸告し、更に書を米國、プレスビテリアン教會及びレホルムド教會に贈りて、其派遣せる宣教師バラ・タムソンの日本基督公會の爲に盡力するを聽許されんことを以てし殊に又當時米國に在りて會衆派(組合教會)に屬し神學を學びつゝある新島七五三(太)の歸朝近きにありと聞き、横濱公會は衆議の上氏を牧師に招聘すべきことを可決し直に招聘書を發送せしが終にその承諾を得るあたはざりき。是れ實に明治七年二月のことなりき。

第十節 非教派主義の努力

此の如く日本基督公會が非教派主義に熱心して勸諭これ努めしにかゝはらず、各派宣教師の態度は多く教派主義に傾きたり、此の際東京公會假教師タムソンの如きはプレスビテリアン派宣教師中に在りて殆ど孤立の姿となり、四面楚歌の中に在りて奮闘努力せしは偉と云ふべし。然れども大勢非教派主義に否にしてその前途陰影濃密なる者なりき。既にして關西の地に神戸、大阪兩公會の設立せられしとの(神戸公會は明治七年

四月十九日大阪公會は同年五月廿四日設立せらる。報に接するや、是實に空谷の登音にして非教派主義の爲に一條の光明を認め爾來互に通信してその交際を睦まじくせしが更に相會して協議する所あらんと欲し、明治七年十月神戸、大阪、東京、横濱の四公會は各々代員を派して横濱に會して、一般公會の共通規則及び信條を採用し、毎年相會して教務を議するの約を結び、第二回の會合を神戸に開くことを決議して散會し、以て公會の基礎を強固にせんと試みたり。然るに次回の會期に先立て神戸公會は書面を以て政治上の合同を非として先きの決議を取消し期日に至り（明治八年四月）横濱公會の代員バラ、奥野の神戸に至るや、阪、神公會の代員デビス、新島の二人は之に會し先きに採用したる公會信條には、同意なし難き節ありとの故を以て斷然合同を謝絶し、その會合は單に親睦を厚ふするの集となり、何等公會の政治的事務を取扱ふこと能はざりき。蓋し阪、神の公會はアメリカンボールド（組合派）の援助によりて設立したるものにして、箇々教會の獨立主義を主張し、政治上の合同を非とし、先きの宣教師會議の決議に對し解釋を異にしたるより起りしが如し、爰に於て名稱を同ふして其主義を異にせる二箇の公會關の東西に分立するの奇觀を呈し、教派分立の勢を増長するに至り、かくて加へて其頃新に日本の傳道に着手せしメソヂスト派、バプテスト派等の其教派を盛に擴張せんとするあり非教派主義中の有力者の一人なる長老本多庸一は弘前日本基督公會を率ひメソヂスト派に轉會するあり、東京公會の長老栗津高明の母教會より分離して別に教會を組織するあり諸派の教會續々として設立せらるゝあり、教派主義の勢いよく盛にして、非教派主義の實現ますます困難となりぬ。

第十一節 諸教會の設立

此の際に於て我が日本基督教會に關係ある教會の設立せられしものを擧ぐれば左の如し。

○日本基督公會に屬せしもの

一、青森縣弘前日本基督公會。明治八年八月設立、會員十五名、横濱公會の會員本多庸一がその郷里弘前英學校の教師メソヂスト派宣教師インダと協同盡力して組織したるものなり。本多庸一最初の長老たり。

二、長野縣上田日本基督公會、明治九年十月八日設立、會員三十七名、横濱公會の會員並にレホルムド派宣教師等の努力によりて成りしものにして稻垣信之が最初の長老たり。

三、長崎縣長崎日本基督公會、明治九年十二月二十三日設立、會員十二名、長崎在留のレホルムド派の宣教師の盡力によりて起りしものなり、瀬川淺最初の長老たり。

○日本長老公會に屬せしもの

一、横濱住吉町教會（後の指路教會）明治七年九月十三日設立、會員十八名、プレスビテリアン派宣教師の盡力によりて成りしものなり、南小柿洲吾最初の長老たり。

二、東京第一長老教會、明治七年十月設立、會員不詳、プレスビテリアン派宣教師カロザルスの盡力により起りしものなり、明治九年四月二派に分離し一は露月町教會となり他は獨立の銀座教會となれり。

三、千葉縣法典教會、明治八年十二月設立、會員九名。

四、東京府品川教會、明治十年六月十一日設立、會員二十二名。

五、千葉縣大森教會、明治十年七月二十一日設立、會員四十八名。

第十二節 一致教會の設立

基督教會分立の趨勢以上の如く旺盛にして非教派主義振はざるの時に際し、日本基督公會と日本長老教會と相合同して一大教會を組織しては如何との議内外人の間に起り、先づ日本長老教會に關係ある米國プレスビテリアンミツシヨンは、日本基督公會に關係あるレホルムドミツシヨンを對して合同一致の交渉を開始したり、これ實に明治九年五月の事なりき。レホルムドミツシヨンは此交渉に應諾して協議會を開き、且つ同じく長老政治を採る所のスコットランド、ユーナイテッド、プレスビテリアンミツシヨンを對し其加入を勧誘

し之が承諾を得たり。此ミツションの日本傳道を開始したるは明治七年三月にして其最初の宣教師はロペルト、デビソン醫學博士ヘンリー、フオールツ夫妻及びヒュー、ワデル夫妻なりき。斯くて英米兩プレスビテリアン、ミツションは、各二名の委員を擧げて日本基督公會の憲法改正委員たるタムソン、ミロルと會し、(篠崎桂之助も憲法改正委員の一人なりしが合同の内相談には與からざりき)合同一致の基礎たるべき教會政治の編成、信條の選定に着手し、其草案成るに及び之を日本基督公會及び長老教會に提出してその採否を討議せしに双方其議論百出して殆ど否決せんとするの形勢なりしが、漸くにして議まとまり終にその採用する所となれり。初め委員等が憲法信條草案を編成するに當り最も議論ありし問題は新設合同教會の名稱、外國宣教師等の日本の基督教會に對する關係等なりき。就中その採用すべき信條に關して最も困難を感じたりしが、熟議の末終にウエストミンストルの告白、ドルト大會の經典、ハイデルブルグ大小問答を採用するに決せり、而して又日本人の間に最も異論ありしも此等の信條を採用する事にてありき。當時新潟に在りて蘇國の醫士バームを援けて傳道しつゝありし押川方義はこの信條採用に異議を唱へ、斷然分離して仙臺に趣き獨立布教に従事せり。

第十三節 第一回の中會

斯くて明治十年十月三日日本基督公會及び長老教會所屬の各箇教會の代員(八名)及び關係諸ミツションの宣教師(十二名)は横濱海岸教會堂に會合せり、これその教會政治(憲法)に規定せる第一回の中會にして爰に日本基督一致教會の成立を見るに至れり、是の會議に於て議長は最初日本に於て教會合同の義を主張せしブラオンの豫定なりしが、長崎よりの汽船延着の爲め、舊日本基督公會のタムソン議長となりて議場を整理せり、而して此の中會に於て舉行決議されし重大事件は東京、麴町、淺草、牛込三教會の設立願を許可したること又小川義經、奥野昌綱、戸田忠厚の三名を教職に任じたることなり。蓋し日本人にして基督教の教

職に任せられしは此の三名を以て初めとす。

第十四節 一大會三中會の組織

明治十四年四月開會したる代議會は、全國を三分して三中會となし、其の上大會を置きて之を總括することを議定し、左の通り中會區域を劃定したり。

- 一 北部中會 東京日本橋以北十二教會を含む
- 一 東部中會 同日本橋以南八教會を含む
- 一 西部中會 中國及び九州に在る三教會を含む

第十五節 宮城中會の建設及び協力ミツションの増加

明治十八年十一月開會したる第三回大會は、宮城縣下仙臺外三教會の加入を容れ、同時に宮城中會組織の議を決し、更に全國を分けて左の五中會となせり。

東京第一中會、東京第二中會、浪花中會、鎮西中會、宮城中會、右宮城縣下四教會の加入と同時に、我が協力ミツションの一となりしはゼルマン、リフオームド、ミツションにして、此のミツションの宣教師は、明治十二年始めて我國に渡來し、押川方義氏等と共に専ら東北地方に傳道したり。

明治十九年、米國南プレスビテリアン、ミツション、我が協力ミツション中に加入す。此のミツションの最初の宣教師は明治十八年渡來せり。

明治二十年、米國婦人異邦傳道會、我が協力ミツションに公然加入す。此の傳道會は明治初年よりして實際我教會と協力したる者なるが、茲にその名實を一にせるなり。

明治二十二年、カンパランド、プレスビテリアン、ミツション、その所屬教會九個を以て來り協力ミツシ

ンに加入す。此は明治十年以來、大阪附近及び紀伊地方に傳道したる者なり。
右の如くにして我教會と協力提携せるミツシヨンは都合七個となるも、明治二十四五年の交、スコットラ
ンド一致長老派に屬する宣教師ワデル、デビソン氏等病を以て歸國するに至り、前後二十五六年間我國のた
めに盡力せる同派は自ら我國より手を引くこととなりぬ。

第十六節 教會名稱の變更及び山陽中會建設

明治二十三年開會したる第六回大會は、日本基督公會の信條及び憲法規則を改定し、同時にその名稱を改
めて日本基督教會となせり。

明治二十四年十一月開會したる第七回大會は鎮西中會に屬する數個教會を以て新に、山陽中會建設の議を決
したり、茲に於て全國六中會となる。

第十七節 高知縣下大學傳道

明治二十六年、前大會に於て、高知縣下に一ヶ年間八名乃至十名の傳道者を送りて大に傳道せしむとの決
議に従ひ、内外教師を交る／＼同地に派遣し大に傳道したるが、其の結果として百七十人の受洗者と數百人
の求道者を起したり。

第十八節 傳道局創立

明治廿七年七月開會したる第九回大會は、日本基督教會當初の志を貫徹して、新に獨立の傳道機關を創設
したり。

第十九節 臺灣傳道の着手

明治廿八年の大會は、新に我國の領土に歸したる臺灣傳道開始の決議をなし、廿九年六月より其實行に着
手し、茲に始めて海外傳道の宿望を果し得たり。

第二十節 大會常置委員の設置及び中會の合併

明治三十年開會したる第十一大會は、新に常置委員五名を擧げ全般に關する事務を行はしむるの制を立つ。
明治三十一年十月開會したる第十二回大會は、東京第一東京第二の中會を合併して一中會となすの議を決し
之を東京中會と稱せしむ。

第二十一節 特別傳道

明治三十三年七月開會せる第十三回大會は、翌年春期を以て、全國に特別巡回傳道を行ふの議を決し、特
に之が爲め委員十三名を擧げて其の事に當らしむ、茲に於て明治三十四年の春より夏へかけ全国各地に巡回
傳道盛に行はれ我教勢大に張る。

第二十二節 傳道局の大擴張及び北海道中會建設

明治三十四年十月開會したる第十五大會は、傳道局（明治廿七年創設）の組織を變更し、總裁一名理事
十名幹事一名會計二名とし、片岡健吉氏を總裁に、貴山幸次郎氏を幹事に擧げ、翌年廣豫算金額四千圓を議
定したりしが、越へて明治三十五年十月開會せる第十六大會は傳道局事業の擴張を是とし、翌年度豫算金額
七千五百圓を議決し、臺灣に傳道地を増加する外に、北清傳道着手を議定したり。

明治三十六年三月、北海道中會、同道に在る四教會を以て創設せらる、茲に於て全國別れて六中會となる。
（東京、浪花、山陽、鎮西、宮城、北海道）

明治三十六年十月開會せる第十七大會は、傳道局翌年度豫算額八千圓を議決し、又朝鮮傳道開始を可とし
ければ、翌年二月より釜山に傳道者を送りたり。

第二十三節 戰時傳道と傳道局獨立滿十年祝會

明治三十七年二月我國の露國と戦端を開くや、傳道局理事及び大會常置委員は協議の上、戰時傳道部なる

ものを特設し、同年四月東京に於て聯合祈禱會を開きたるを手始とし、順次全國要地及び臺灣に傳道し、大に教勢を振起し又出征軍人及びその家族を慰藉したるが、恰かも此の年は我傳道局の獨立後滿十年に相當するを以て、十一月廿七日をトして東京市神田青年會館に於て滿十年祝會を開きたり。

第二十四節 臺灣特別傳道及び臺灣中會建設

明治三十八年十月東京市芝教會に於て開會せる第十九大會はその年の末より翌年の末まで一ヶ年間臺灣に特別傳道を舉行するの議を決定し、之が實行を傳道局に命じたり。此に於て局は同島に數回の應援を與へたるが、その効果空しからず、明治三十九年の年末に至り、臺北、臺南、基隆の三教會代員等は臺北に會合して終に目出度臺灣中會建設の式を擧げたり。茲に於て我日本基督教會は全國七中會となる(東京、浪花、山陽、鎮西、宮城、北海道、臺灣)

第二十五節 滿韓傳道と新教會の設立

日露戰役の結果韓國は我が保護國となり、南滿洲亦我勢力範圍内に入ることとなるや、我傳道局は此等地方に傳道の大必要あるを認め、從來の傳道地たる天津釜山の外に新傳道地として大連、營口、安東縣、旅順(以上滿洲)京城、群山(以上韓國)等を選定し、或は之に定住傳道者を送り、或は有力者を派して巡回傳道せしめなどしたるが、天津大連等の各教會は一二年を出でずして獨立自給教會となり、旅順京城等亦近き將來に於て教會組織を見んとする教勢を馴致したり。

第二十六節 特別傳道及び祝謝傳道

明治三十九年十月東京市富士見町教會に於て開會せる第二十回大會が、時勢の要求に鑑みて議決し、之が實行を傳道局に託したる特別傳道は、同年末より翌年九月まで東京市を始めとして全國樞要地二十餘ヶ所に傳道したり。然るに明治四十年十月東京市芝教會に於て開かれたる第廿一大會は、更に特別傳道繼續に議決

したりしかば、第二回特別傳道は、同年末より翌年九月まで全國五十餘ヶ所に行はれ我教會の教勢振起に多少貢獻する所ありき。

然るに明治四十一年十月横濱指路教會に於て開催せる第廿二大會は、翌明治四十二年は我國にプロテスタント教宣教開始後五十年に相當すればとて、更に第三次特別傳道舉行の件を議決し、之が實行を傳道局に命ぜしかば、局は運動の方針を新にし、規模を大にし、傳道資金五千圓を豫算し、自ら主となりて別に祝謝傳道會なる者を設立し、植村正久會長並に實行委員長となり、明治四十二年四月全國より牧師傳道者數十名を東京に招集し盛んなる修養會を開き、同時に宣教開始五十年大祝會を催し、之を手始めとして東京及び全國各地方に巡回傳道者を派遣し又は定住傳道者を置きなどし、明治四十三年二月を期して、十個の新獨立教會を得んとて熱心盡瘁したり。其の結果は豫期の如くならざりしも、新に數個の獨立教會を得たるのみならず、掉尾の運動として、明治四十三年三月再び東京に於て盛なる修養會を開き且つ市の中央なる有樂座に於て大演說會を催はし、次で青年會館に大祝會を開きて、新に多數の志道者を得、茲に芽出度祝謝傳道會を終り。而して又祝謝傳道會の末期に起りしチャブマン氏委託傳道集會は、東京を始め各地に活動して、得たる所の志道者一千餘名の多きを算するに至れり。

第二十七節 協力問題の決定

過去數年間我教會の同人間に紛糾して辯難論議の種子たりし外國ミツション協力問題は、明治四十二年東京市麹町教會に於て開かれたる第廿三大會に至りて全く解決せられたりと云ふべき歟、此大會は曾て大會が下せる協力の定義に基きて正式に協力を申込みたる者の外、別に我教會と何等かの關係を保持せんことを冀望する外國ミツションのために別に一ヶの「申合規約」を定め、此の如きミツションをしてその冀望を達せしむるの途を開きたり。此の設備は從來縁故ありし外友に對し好意を表したるものにて同時に協力問題に結

末を着けたるものなり而して數年前より既に協力し來りしもの又は新に協力せしものは、北ブレスピテリアンミツシヨン、及びゼルマン、リホームドミツシヨンにして、申合規約に従ひしものはダッチ、リホームドミツシヨン及び南ブレスピテリアンミツシヨンなり。

第二十八節 憲法規則一部の改正と大會の新局面

數年前より我教會の一大問題たりし憲法規則一部の改正は、複雑なる手續を経て、明治四十二年に至り、彌よその目的を達することとなりしかば、同年十月東京市麹町教會に開かれたる第廿三回大會は、全國各教會の牧師長老神學校教授宣教師（以上正議員）教師及び傳道教會代員（以上員外議員）より組織せられ、從來の大會に比してその面目も自ら一新し活氣著しく加はりたるを覺へぬ。

明治四十三年の大會は、教師試験に關する憲法規則を改正し、教師は凡て大會に於て試験を受くることとなり、試験の内容も大に改まり、漸次教役者の品位を高め、其の精選統一を計ることとなりぬ。

第二十九節 外國傳道の着手

明治四十二年はプロテスタント基督教の、我國に傳道を開始せし以來、恰も滿五十年の祝謝すべき年に當りたれば、同年十月東京に於て開きたる第廿三回大會は、其好記念として新に清國人の間に傳道せんことを決議し、同十一月教師丸山傳太郎を清國の首府北京に派遣したり。

明治四十三年九月朝鮮の併合せるや、新に大邱を傳道地として定住傳道者を送り更に、十月の大會に於ては朝鮮傳道に關して種々劃策する所あり、一には朝鮮の青年傳道者を養成し、一には我が青年傳道者に朝鮮語を學ばしめ、着々朝鮮人の間にも傳道の歩武を進めんことを決議せり。而して有志信徒の集會に於ては、進んで朝鮮傳道後援會なるものを設け、弘く資金を募集し、傳道局の朝鮮に對する傳道事業を應援すること、なれり。

第三十節 日曜學校同盟の創設

明治四十四年十月の第廿五回大會は、我が日本基督教會に在る二百七十六個の日曜學校同盟を設け、特別委員を常置して、其の連絡統一發展を計らしむることを決議せり。

第三十一節 家庭禮拜發行

同大會は聖書研究、家庭禮拜等の良習慣を規則正しく養はしめんがため、前大會に於て擧げられたる委員等の編纂に係はる家庭禮拜曆を調査し、明治四十五年一月より之を採用することを可決せり。

第三十二節 傳道教會資格標準一定

同大會は傳道教會の資格標準を、現任陪餐者十五名献金年額六拾圓と定め、既設の傳道教會には向ふ三ヶ年の猶豫を與へて、其の時資格なきものは解散することとし、傳道地の整頓發達の上少からぬ便利と幫助とを與へたり。

第三十三節 在外長老教會との連絡

同大會は朝鮮臺灣の長老教會に交誼を厚うするため、大會議長より問安書を送ることとなしたるが、尙ほ大平洋沿岸の日本人長老教會と將來の連絡を取らんためその方法につき審議したり。

第三十四節 滿洲中會の設立

傳道着手後僅に六年半にて、滿洲部内に三個の獨立教會を見るに至りたれば、明治四十五年六月大連市に於て、日本基督教會滿洲中會は建設せられたり、我教會が海外の傳道に率先盡力して、着々其の効果を擧ぐることは、如何許り一般傳道心を鼓舞作興せしや知るべからず、吾儕の深く感謝すべき處なりとす。

第三十五節 日本基督教會創立四十年祝會

大正元年十月仙臺に於て大會開會中、仙臺日本基督教會に於て我教會創立の滿四十年祝會を開き、井深、

植村二氏の演説、知事、市長及び各ミッション代表者の祝辭あり、數百の來會者皆既往の神恩を感謝し更に將來の希望を堅うせられたり。

第三十六節 日本基督教會婦人傳道會社

大正二年四月有志婦人に由て創立せられたる同社は、同年十月の大會に同社長渡邊たつ子より規則書及び現況報告書を添へて、其の承認願を提出せられたれば、大會は感謝と満足とを以て之を承認したり。

第三十七節 朝鮮中會の建設

大正三年十月の大會に於て決議せられたる同中會建設式は、大正四年七月京城に於て舉行せられたり傳道着手後十年餘を経過したり。

第三十八節 日本基督教總務局の設置

大正三年十月第廿八回の大會は、日本基督教會の庶務傳道財務一切の事務を總轄進捗せしむる目的を以て、總務局設置を決議し、大正四年一月より之を實施することとせり。隨て從來大會常置委員及び傳道局の執り來れる事務は、一切之を總務局に譲渡することとなり、同委員等は皆自然に消滅せり。總務局最初の條例にては理事長一名、理事十四名、幹事、會計、書記、各若干名なりしが、翌大正四年十月の大會にては、更に條例を改め、理事長一名、理事七名、評議員廿二名、幹事、會計、書記、各若干名となせり。

第三十九節 週一献金の創始

大正四年第廿九回大會に於て新に設けられたる總務局評議委員會にては、一週一錢の献金を普く全國の教會員より集むるの新案を決議し、其趣意書及び週一献金袋を配付して、一般會員に献金と共に傳道の爲に祈るの習慣を養はんことを奨勵したり。

第四十節 全國巡回傳道並に新潟縣下特別傳道

同大會にては全國各派の協同傳道に伴ひ、我教會も總務局をして、全國を廿五區に別ち、悉く之を巡回傳道することを決議し、且つ新潟縣下有志の特別資金に依り、同縣下に特に一年四回の有力なる應援傳道をなさんことを決議し、大正四五年に亘りては、一般に教勢の振起を見るを得たり。

第四十一節 海外傳道の精神再勃興

新開地傳道に銳意率先せる我教會は、近年聊か其意氣沈滞せるやの感ありしが、大正五年十月第卅回の大會に於ては、再び海外傳道の意氣勃興して、一朝朝鮮、滿洲及び臺灣生蕃傳道等に關する特別の演説會も開催せられ、一般に其責任使命の重大なることを自覺せしめたり朝鮮京城に於ける一有力なる朝鮮人教會が其指道者李源兢氏と共に我が朝鮮中會に入會せるも、此年のことなり。

第四十二節 ルーテル宗教改革開始滿四百年記念會

大正六年十月廿八日の日曜日を期して、全國日本基督教會は、總務局理事會の提案に基き、各々有益なる記念禮拜若くは講演會を開きたり。

第四十三節 信州五ヶ所の傳道地引受及同縣下特別傳道

大正七年一月より總務局は、米國リホームドミッションより長野松本諏訪伊那飯田の五傳道地を引受くることとなり、特に同縣下有志の特別資金に依りて、一年數回の應援傳道をなすことを決議し、一般に教勢の振起を見ることを得たり。

第四十四節 教職者大會

數名の篤志者の寄附に依り、二千餘圓の資金を以て、全國教職者を鎌倉に招集し、大正七年五月十四日より五日間、有益盛大なる修養會を開きたり。

第四十五節 三大集會

大正七年十月東京に於て開かれたる第卅二回大會の際には、奉仕者大會、婦人大會、信徒大會、の三大集會を催し、何れも盛會にてありき、日本基督教會にありて之れまでなかりし集會なりき。

第四十六節 傳道局創立二十五年記念會

大正八年十月の第三十三大會に於て傳道局創立廿五年記念會開かれ、井深、植村二氏の演説、來賓の祝辭あり、盛なる會合にてありき。

第四十七節 傳道局及大會常置委員の設置

同大會に於て傳道局及大會常置委員を復興し、總務局の取りたる事務を分つこととなり、傳道局は理事十二名、幹事、會計を置き、大會常置委員は委員十一名(昭和七年第四拾六回大會改正)を置くこととなり。

第四十八節 憲法規則の改正

從來我が日本基督教會が準據し來りたる憲法規則は明治二十三年の制定にかゝるものなるが、頗る不備の點あると、時代の要求に適應する必要あるとにより、之が改正を求むるもの少からず、因て大會は大正三年開かれたる第二十八大會以來、幾度か専任委員を置き、又幾度かその草案を改めたりしが、終に昨大正九年開かれたる第三十四大會に至りて、審議の上之を裁定し、本年(大正十年)一月一日より之を實施することとなり、我が憲法規則制定後滿三十年にしてこの事あるは奇と云ふべし、改正せられたるは、條章の配置、字句、文章の修正を別としてその重なるものを擧ぐれば左の如し。

- 一、從來傳道者として別に一階級をなしたるものを、改めて教師試補となし、准允後十年を経過するも教師の資格を得ざる者は准允を取消することあるべしとせしこと。
- 一、從來中會組織に要せらるゝ獨立教會數は三個以上なりしを、改めて五個以上とせしこと、但し此は大正十四年一月より實施するものとす。

一、傳道教會にして一定の資格に達したるものは、大中會に正式に代員を選出する事を得べしとせしこと
 一、教師又は教師試補にして日本基督教會以外にその職を奉ずるもの一ヶ年を経るも退會を願出ざる者あらば除名すること。

一、從來神學教師は悉く大中會に於て正議員たりしが、之を制限して一神學校毎に二名の正議員を選出し得るものとせしこと、又各中會とも宣教師二名丈けを正議員たらしむることを得とせしこと。

一、大會に副議長を置くこと。

第四十九節 教會創立五十年記念

大正十年十月の第三十五回大會に於て日本基督教會創立五十年記念に關する左記の決議を爲し尙十月九日午前十時より神戸神港教會に於て記念禮拜を行へり。

日本基督教會創立五十年記念に關する決議案

吾國最初の教會たる横濱海岸教會の創立は明治五年三月十日にして今年は正に五十年に相當す此の歴史的時機に開かれたる我日本基督教會大會は適當なる記念の實を擧げ教會の一轉機たらしめんが爲め左の事業を遂行せんことを決議す。

- (一) 來年五月頃、我教會と關係のある米國リホームド諸教會、長老派諸教會に特使を遣り、日本傳道開始以來の成績等に就て報告し、其好意と努力とに對する感謝の意を表し、序を以て彼地諸教會の日本に行ふに最適はしき傳道事業に就て懇談し從來よりも有効にして一層徹底せる協力を行ひ、若くは少くとも其端緒を開く様に爲す事、而して其使者は便宜を見計ひ可成、カナダ及スコットランドの長老派諸教會大會をも訪問する事。
- (二) 但し特使は一名となし關係ミッションと交渉の上その代表者の同行を求むる事。

- (二) 内外協力の事業として、東京に日本基督教會記念館を建築する事。
- (三) 本大會より明年の大會期まで傳道局並に中會は記念特別事業を計畫して倍加傳道の達成を期すること。
- (四) 教師の養成、修養のため補助の方法を講ずる事。
- (五) 日曜學校擴張のため方法を講ずる事。
- (六) 來年の大會期中適當の時に於て掉尾の大集會を開く事。
- (七) 此際内外協力の精神を一層徹底せしめんが爲めに特に委員を擧げ、ミッション代表者との協議會を開き適當の方法を講ずること。
- (八) 以上の事業を遂行するため資金五拾萬圓を募集する事。
- (九) 以上の事業遂行に就ては、關係ミッションより宣教師四名、大會常置委員、及傳道局理事をして之に當らしむる事。但し必要に應じ委員を増加する事を得。

第五十節 特使の派遣

我日本基督教會創立及其進歩發達に特別の關係ある海外諸ミッションに對し、感謝の意を表さんが爲めに特使として三十五回大會に於て選ばれたる大會議長植村正久氏は大正十一年四月十七日横濱解纜の大洋丸にて米國に向け出發せられ、米國カナダ、スコットランドを訪問せられたり。

第五十一節 内外協力傳道

大會決議によりて委員等は、内外協力の精神を熾にし適當なる方法を案出する爲めに、數次熟議の結果現在の日本基督教會傳道局及び關係諸ミッションの傳道機關を統一するの要を認め、諸ミッションを代表する委員及五十年運動常務委員より、各協力の傳道局案を作成發表せり。(提案は省略す)

第五十二節 震災救護會

大正十二年九月一日關東大震災の爲め、我日本基督教會に於ては、左記十四個教會一講義所及び一神學校全部倒壊焼失し、尙ほ他に十三ヶ教會及びミッション關係の女學校等大破を蒙り、會員の罹災せるもの其の分明なるものゝみにても、壹千八百七十四人の多きに達せり。

海岸、指路、新榮、芝、兩國、富士見町、明星、淺草、麴町、本所、太田、日本橋、鎌倉、神田、東京神學社、

震災後直ちに大會常置員、傳道局理事、東京中會常置員を以て、日本基督教會震災救護會を組織し救護事務に當れり。

第五十三節 第三十七回大會々場の變更

大震災のため大會々場を泉州溜寺に、期日を十一月月上旬に變更したり。

第五十四節 宣言書發表

第三十七回大會は満場一致を以て、左記の宣言書を可決發表せり。

宣言書

日本基督教會の創立せられて、半世紀歴史は正に一進展を思はしむるの秋、不慮の大變災は突知國民の頭上に落下し、神の嚴なる教訓は示されたり。

惟ふに維新以來我國民的努力は帝都を以て代表せられたる物質文化の建設に、傾倒せられ、人間の本領と、人生の目的とに對する正しき考慮を缺きたり、其積弊の及ぶ所人心徒らに感覺的快樂を懐ひ、浮華淫蕩風を作し、實實敬虔の徳地を拂ふに至れり、此の時に當り、天殃倏ち下り、國民誇負の幻影轉瞬の間に覆滅し、靈的教養を有せざる國民の實狀、白日の下に暴露せられたり、天災地妖の害は尙ほ耐ふべし、人爲の禍に至りては

轉た痛恨の情を禁ぜざるなり。

五十年記念運動は、爰に於て更に重大なる意義を加へられたり、我等深く自ら戒飾すると共に聖靈啓導の下に水火の胃し能はざる永遠の都を建設するに励めざるべからず、豈啻に罹災教會のみと言はんや、我等は此の振古未曾有の時期に際し、國民的悔改を天下に宣明し以て十字架の恩寵に負ふ使命を完ふせんことを期す。

千九百二十三年十一月

於泉州濱寺第三十七回日本基督教會大會

第五十五節 財務局の設置

大正十三年十月明治學院に開かれたる第三十八回大會に於て、日本基督教會財務局を新設し、財務の統一を計ることとなれり。次で昭和五年第四十四回大會に於て理事七名を十名に改めたり。

第五十六節 維持財團法人設立

大正十三年十一月廿一日附を以て、日本基督教會維持財團法人設立許可の指令ありたり。

第五十七節 傳道局創立三十年記念會

大正十四年十月の大會に於て、傳道局創立三十年記念會を開き、井深、多田、貴山、渡邊暢氏等の演説あり、功勞者植村正久氏、貴山幸次郎氏、徳澤治氏等を表彰したり。

第五十八節 特別傳道

大正十五年十月大阪に於ける第四十四回大會に於て、千九百廿七年度に約百個の教會に特別傳道を行ひ、基督敎の中心使命を傳ふことを決し、教會發展の上に貢献する所少からざりき。

第五十九節 宗敎法案反對運動

同第四十回大會に於て舉げられたる宗敎法案反對實行委員は、數ヶ月に亘る熱心なる猛運動を續けて、終に其目的を達したり。

第六十節 協力ミツション問題

昭和二年九月横濱に於て開かれたる第四十一回大會に於ける決議によりミツションとの交渉を各中會にてなし同三年より東京中會は六個所、浪速中會は四十四個所、山陽中會は十二個所、北海道中會は六個所の傳道地を北長老、南長老の兩ミツションより繼承したり。

第六十一節 御大典賀表捧呈

昭和三年十月第四十二回大會の決議に依り大會議長の名を以て同年十一月十日賀表を捧呈す。

第六十二節 宣言書發表

昭和三年十月東京に於て開かれたる第四十二回大會の決議により宣言書を發表す。

第六十三節 教育局設置

同第四十二回大會に於て教育局條例を決議し教育局を設置す。

第六十四節 敎職五十年記念表彰

同第四十二回大會の決議に基き在職五十年の記念として聖書を大會議長の名を以て井深梶之助、山本秀煌、伊藤藤吉の三氏へ贈呈し之を表彰す。

第六十五節 四十年以上勤勞の宣教師表彰

同第四十二回大會の決議に依り四十年以上勤勞の宣教師等に大會議長の名を以て感謝狀を贈呈す。

第六十六節 特別傳道

同第四十二回大會の決議に依り昭和四年は傳道局設立以後三十五年、朝鮮、滿洲傳道開始以後二十五年を記念するため、特別傳道委員十一名を擧げ傳道局理事と協力し特別傳道を行ふ。

第六十七節 宗敎團體法案再び審議未了

昭和四年二月十五日を以て文部當局立案の宗教團體法案は貴族院に提出され直ちに同院特別委員に附託となり同特別委員の間に極めて有力なる反對論者起り論難攻撃の結果終に審議未了となる此間對宗教團體法案特別委員十名は實行委員十九名を選び全員協力晝夜寢食を忘れての猛運動を續けられたり。

第六十八節 日本基督教會史刊行

大會歴史編纂委員編纂の日本基督教會史は昭和四年十月初旬發行す。

第六十九節 明治學院神學部及び東京神學社神學校提供

昭和四年十月第四十三回大會に於て明治學院神學部を明治學院理事會代表總理田川大吉郎の名に於て、東京神學社神學校を東京神學社理事會代表高倉徳太郎の名に於て、日本基督教會大會に提供せらる。

第七十節 日本神學校開校式

昭和五年三月五日日本神學校理事會成立し同年四月十一日日本神學校開校式を舉行す。

第七十一節 社會局設置

昭和五年十月第四十四回大會に於て社會局條例を決議し社會局を設置す。

第七十二節 傳道局の全國的應援傳道

第四十四回大會に於て傳道局は全國的に各教會を其必要に應じて應援し、且つ積極的傳道をなさんが爲め外村義郎氏を專任傳道師として招聘し其目的を達成せんことを期したり。

第七十三節 傳道週間設定

昭和七年十月第四十六回大會に於て非常時傳道の一策として、年一回五旬節に始まる一週間を聖別して傳道に獻げ、其週間中我日本基督教會員は全國一齊に克己精進して個人傳道に努力すること。

第七十四節 神學校日禮拜

第四十六回大會に於て神學教育振興の爲毎年十一月第一日曜日をして日本基督教會神學校日とし當日の禮拜説教に於て之に留意し且禮拜献金を之が爲に捧ぐることに。

第七十五節 滿洲に於ける積極的傳道

第四十六回大會に於て滿洲に積極的傳道を爲す方針に基き滿洲傳道費の豫算を可決し之が實行を期したり

第七十六節 傳道局傳道地の委讓

昭和五年十月第四十四回大會に於て傳道局の傳道地を中會に委讓することを浪速中會より提議し、昭和六年十月第四十五回大會に於て之が委讓の決定を見たが、越えて昭和八年十月第四十七回大會に於て之が實行委員十五名を挙げ先づ内地の傳道地を委讓することゝなしたり。

第七十七節 米國平信徒團報告書に對する抗議

昭和八年十月第四十七回大會は、北米合衆國基督教平信徒團により推舉せられたる外國傳道事業調査委員の報告書 "Re-thinking Mission" に對し、左の決議をなし、大會議長の名を以て我が教會に關係ある諸ミツシオン、ボードに是を送達せり。

(一) 調査團のなせる報告書は、其調査の方針が根本に於て、基督の絶對性と他宗教に對する基督教の優越性を認めざる見地に立脚して立案せられたる事を遺憾とす。

(二) 調査團が各國の宗教事情を調査し、其方針を確立するに當り、各國に存在せる組織せられたる Missional Church" を對象の一に加えざりし事を遺憾とす。

第七十八節 ミッションとの協調に關する根本方針

第四十七回大會に於て宣教師團又は宣教師との協調に關する日本基督教會の根本方針を定めたり。

第七十九節 聯合常置委員會の開催

第四十七回大會に於て大會常置委員及び各中會常置委員より成る聯合常置委員會を開き共通事項の關係統一を圖ることに決したり。

第八十節 全國聯合婦人會の承認と婦人傳道會社の合流

第四十七回大會は日本基督教會全國聯合婦人會を承認し且つ婦人傳道會社の傳道地を中會に委讓すること

を條件として兩者の合流をも承認したり。

第八十一節 滿洲人に對する傳道事業の承認

第四十七回大會は日本基督教會内有志に依りて組織せられたる滿洲傳道會が滿洲に於ける英國長老教會と提携して爲す滿洲人傳道を承認したり。

第二 特に記憶すべき大會の決議摘録

○大會に關する事項

- (一) 大會を有効ならしむる建議
 - a、大會は今一層有効ならしむる爲め大會開期中修養會並傳道集會を催すこと
 - b、教會傳道局並關係ミッションに交渉して教役者を大會に出席せしむること
 - c、右の實行は大會常置委員並現今の教役者會委員に附託すること (大正二年第二十七回大會可決)
- (二) 諸報告は凡て前年の曆年度に依るものとし尙其の年度後大會開期までの狀況は備考として報告すること(一定すること (明治四十一年第二十二回大會決議))
- (三) 自今中會より提出する建議案には代表者を立つる慣例を此の大會に於て定め置くこと (明治四十二年第二十三回大會決議)
- (四) 從來教情調査の報告は大會常置委員に於て各中會より提出せる報告に基き之を爲すの風なる處右は統計其の他に付ては當然のことなれども吾等は更に適切に各地方教勢の消長地方各己の要求施設等に付き又は各地方特殊の出來事就中信仰上の傾向等に關し之を聞かんことを欲す故に次期の大會より常置委員報告の外各中會に於て代表者を立て右等に關する演説をなさしむること (同上)
- (五) 大會に於ける教狀報告は爾今文書を以て報告すること (大正十二年第卅七回大會決議)
- (六) 各中會教狀報告は出席議員に配布する大會報告書中に記載すること (昭和七年第四十六回大會決議)
- (七) 大會書記の任期を三ヶ年とす (大正十年第三十五回大會決議)

(八) 證衡委員に關する決議

昭和四年十月第四十三回大會に於て、理事及び委員の選舉は手續上の煩雜を省くため、常例として議長指名に一任すること、前項の場合議長は各中會議長、その他の意向を參酌せらるゝこと。但し常任委員選舉の場合には此限にあらず (昭和四年第四十三回大會決議)

○教會に關する事項

(一) 臺灣中會の建議案に基き教會所屬問題につき調査せし結果「委員等は海外遠隔の地にある傳道地に教會を建設する場合は、地理上の關係尤も近き中會に屬せしむべきは勿論なれども、場合によりては便宜上教會の希望により、教會と縁故深き中會に屬することを得」と決議せり (大正十二年第三十七回大會決議)

(二) 傳道教會の資格標準は現在陪餐者十五名獻金年額六十圓とし既設の傳道教會は向ふ三ヶ年 猶豫を與へて其の時資格なきものは解散すること (明治四十四年第二十五回大會決議)

○會員の轉籍等に關する事項

(一) 甲地の信徒若し乙地に轉住する時は特別なる事情の外在住地附近の教會に轉入することを適當とす故に大會は之を各中會に奨勵すること (明治三十年第十一回大會決議)

(二) 教會員もし他郷に移轉し其の地に日本基督教會の存在する場合は必ず速に之を通知し且つ本人をして成るべく其教會に轉籍せしむること (大正三年第二十八回大會可決)

(三) 各教會講義所所屬の會員及求道者にして旅行又は轉住者ある時當局者は直に其の氏名宿所を最寄の日本基督教會又は講義所に報告すること (明治三十一年第十二回大會決議)

○客員及會友に關する事項

(一) 教會は便宜客員を設けることを得

a、他教會の會員にて常に其の教會に出席し且つ獻金をなし傳道の爲めに其の力を盡すも轉會し得ざる事情あるものを客員となすことを得

b、客員の加入は小會又は委員會の決議を経べし

c、客員は會議に列し會吏となることの外は會員と異なることなし

d、教會は客員の名簿を整頓し置くべし

e、客員敗徳の行爲あるときは小會又は委員會の決議を経て客員名簿より取り除くべし (明治四十三年第二十四回大會決議)

(二) 教會は洗禮を志願するものを先づ會友とすることを得

a、會友の加入は小會又は委員會の決議を経べし

b、會友は禮拜に出席し獻金をなし基督教傳播のため力を盡すべし

c、會友は左の資格を備ふるものとす

一、深く基督の人格を慕ひ身を其の指導の下に置き信仰の道を修め新らしき生命に進まんことを志すと

二、右の目的を以て教會に屬し教會の兄弟姉妹と親しみを厚ふし力めて基督教を學び洗禮を受くるの準備をなすことを約束すること

d、會友は第三項の會友資格の二ヶ條に就き誓約すべし

e、會友は教會の會議に與かり又聖餐式に與かることを得ず

- f、教會は會友の名簿を整頓し置くべし
g、會友誓約を破り又敗徳の行爲あるときは小會又は委員會の決議にて除名すべし (明治四十三年第二十四回大會決議)

○役員及議員に関する事項

- (一) 教師は其の在職中長老たることを得ず (明治四十二年第二十三回大會決議)
(二) 教師試補も亦教師と同様其資格を有する間は長老たることを得ず (大正十四年第九回大會決議)
(三) 日本基督教會に屬する一個教會は其事情に於て必要ある場合に他の一個教會の長老を選擧して大會に自己を代表せしむるも差支へなし (明治四十一年第二十二回大會決議)
(四) 日本神學校教授は今後神學教師と認むること (昭和五年第四十四回大會決議)
(五) 日本基督教會規則第廿四條中會事務章程第一款正議員項目中に、同第廿五條大會事務章程第一款正議員第六項を準用し大會に於て推薦せられたる正議員を中會に於ても正議員とすること (昭和八年第四十七回大會決議)

○教師試験志願者に関する事項

- a、教師試験を受けんと欲するものは大會開期三ヶ月前に履歴書及推薦書を添へ試験委員長に宛て志願書を提出すべきこと
b、受験者は試験委員長より試験問題及説教の題目を受領したる時は大會開期一ヶ月前に其の草稿を委員長に提出すべきこと (大正元年第二十六回大會決議)

○神學校に関する事項

神學校認可標準立案委員は左の條件の具備を以て認可の標準となすを適當と認む

- a、専門の學術を修むるに足る校舎圖書其他の設備を有すること
b、憲法に規定せる神學教師たり得べき專任教授を二名以上有すること
c、入學資格を中學校卒業若しくは同等以上の學力を有する者と爲し豫科本科を通して五ヶ年以上の課程を教授すること (大正十二年第三十七回大會決議)

○日曜學校に関する事項

- (一) 日本基督教會日曜學校同盟事業の一部として左の三項建議
a、臨時必要に應じ日曜學校巡回教師を置くこと
但し右費用百五十圓を計上し讚美歌賣上配當金より支辨すること
b、日曜學校に對する興味を増進する爲め大會又は中會開催毎に日曜學校生徒大會又は日曜學校教師講習會を開くこと
c、大會の決議を以て未加入日曜學校に對して加盟勸告書を發すること (大正二年第二十七回大會決議)
(二) 我日本基督教會が所屬日曜學校事業振起の爲に益々其日曜學校同盟の發展を期すると共に教派を問はず世界的に統合連絡せられたる日本日曜學校協會に對しても正しき理解を以て其の發達を圖らんが爲めに大會は普く所屬日曜學校に向て日本日曜學校協會に入會せん事を勸誘せられたし (大正三年第二十八回大會決議)

- (三) 各中會に日曜學校部を設け、更に斯業の聯絡に資し、其の發達の上に貢献するところ多からんこと

を期す (昭和六年第四十五回大會決議)

○ 恩給扶助に關する事項

- (一) 教役者恩給扶助基本金増加の爲め教役者、長老、執事委員をして毎月一口(十錢)以上の献金を成るべくなましめ、資金充實の爲め教會、傳道教會、傳道所をして維持献金の一分(百分の一)を成るべく支出せしむること (大正十一年第三十六回大會決議)
- (二) 教役者恩給扶助基金増加の目的を以て、第三十四回大會に於て決議せられたる、教役者長老執事委員等より、一口(金拾錢)以上の寄附金を、一口(金貳拾錢)以上に改正す。(昭和三年第四十二回大會決議)
- (三) 財務局に於て徴收したる恩給扶助に關する資金は之を恩給扶助規則による會計委員に交附し、該委員をして出納保管の責に任せしむるものとす (昭和二年第四十一回大會決議)

○ 財務に關する事項

- (一) 毎年度教會負擔金額の總額は全國教會維持献金の一割を以て基準とすること。但負擔金額賦額の標準は維持献金に六分、現住陪餐者に四分の割合を以てし尙各教會の實力に應じ財務局に於て査定し各中會に内示して決定すること (昭和六年第四十五回大會決議)
- (二) 各中會は財務局と協力して所屬教會をして教會負擔金を完納せしむるやう責を負ふこと。
(昭和八年第四十七回大會豫算委員會の希望條件として可決)

○ 傳道に關する事項

日本基督教會の傳道の十年計畫を協定し、其進路を大體に於て明示し置くの必要益々切なる者あるを覺ゆ。右調査計畫の爲め特別委員を擧げられんことを建議す、右委員は大會常置委員と、傳道局理事の全部若しくは代表者と、大會傳道局に關する建議案調査特別委員の全部、若しくは代表者と爲さしては如何。(昭和五年第四十四回大會決議)

○ 葬儀に關する事項

凡そ葬儀に參列しては信者未信者の別なく死者に對して相當の敬意を表すべきは無論の事なりと雖死者の靈に對して柩を供へ又は燒香するは死者を神佛として禮拜するものと誤解せらるゝの嫌あるを以て單に敬禮又は脱帽等の方法に依りて敬意を表するを可とす (大正二年第二十七回大會決議)

○ 社會問題に關する事項

第二十七回日本基督教會大會は社會の狀況と其必要とに鑑み左の諸項を決議す

- (a) 我教會は勤勉にして賢き方法により直接傳道に勵むべきは勿論機宜に應じ其の力を計り青年及勞働者間に於ける精神教育及貧病者救濟等の社會事業にも心を用ふべきこと
- b、我教會は信徒を督勵して左の諸件に付特に基督教道徳を發揮せしむること
- 1、家庭の風儀を緊肅し子女の宗教教育に注意すること
- 2、勤勉質素信義及禁酒禁煙の美風を發揚すること
- 3、婚約の成立婚姻の儀式を慎重にし且從來の風習に鑑みて葬儀及祖先記念を鄭重に行ふこと

(大正二年第二十七回大會可決)

第三 日本基督教會信仰の告白と同憲法規則及諸條例

日本基督教會信仰の告白 (明治二十三年の大會に於て制定す)

我等が神と崇むる、主耶穌基督は神の獨子にして、人類のため、その罪の救ひのために、人となりて苦を受け我等が罪のために、完き犠牲をささげ給へり。凡そ信仰に由りて、之と一體となれるものは赦されて義とせらる。基督に於ける信仰は愛に由り作用きて人の心を潔む。また父と子と、ともに崇められ、禮拜せらる、聖靈は我等が魂に耶穌基督を顯示す。その恩によるに非ざれば、罪に死したる人、神の國に入ることを得ず。古の預言者使徒および聖人は聖靈に啓迪せられたり、舊新兩約の聖書のうちに語りたまふ聖靈は宗教上のことにつき誤謬なき最上の審判者なり。往時の教會は、聖書に據りて、左の告白文を作れり。我等もまた、聖徒が會て傳へられたる、信仰の道を奉じ讚美と感謝とを以て、その告白に同意を表す。

我は天地の造成者、全能の父なる神を信す。我はその獨子。我等の主耶穌基督を信す、即ち聖靈によりて胎られ處女マリヤより生れポンテオ、ピラトの下に苦を受け、十字架につけられ、死して葬られ、(陰府に下り) 第三日に死者のうちより復活り、天に昇りて、全能の父なる神の右に座し給へり、彼所より來りて生けるものと死ぬるものとを審判たまはん。我は聖靈を信す、聖なる公同教會すなはち聖徒の交通、罪の赦、身體の復活、永遠の生命を信す。

日本基督教會憲法規則

(大正九年改正)

四〇

日本基督教會憲法

神は萬國民のうちより無數の大家を召し彼等によりて世々其の恩恵と眞理との勝れて豊なるを顯し給ふこと活ける神の教會基督の身聖靈の宮にしてすべてのものを以てすべてのものに満たし給ふもの、満つる所なり此の大家は萬國萬世の聖徒より成る之を聖なる公同教會と稱す。

此の聖なる公同教會は古今に互り萬國に通じて存在す之に屬するものは神のみ定かに識り給ふ之を見えざる教會と稱す公同教會は又見ゆる教會として地上に現存す之に屬するものは國の異同人種の區別階級の差等は問はずすべて父子聖靈なる唯一の神を信じ主耶穌基督の救により其の啓導感化を受け其の教訓と模範とに違ひ其の命令を奉じ神の國を擴めて其の聖旨を成さんと志すものなり。

公同教會の本旨を實現せんがために形式を整へ制度を定めて團體を組織す之を一團の教會と稱す。

第一章 日本基督教會

第一條 日本基督教會は公同教會に屬する一團の教會にして幾多箇々の教會より成立し信仰の告白と憲法とを奉じ規則に循ひて教會の權能を行使し其の存立の目的を成就せんことを志すものなり
本法規則に於ていふところの信仰の告白は明治二十三年十二月制定せられたるものなり

第二章 一箇の教會

第二條 教會は信仰の告白及憲法に基づき中會によりて建設せられたる日本基督教會々員の集團にして小

會を組織し定期の禮拜を行ひ基督に於ける交を厚うし互に信仰を増し徳を建て基督の道を證明し神の國の事を經營し主の制裁を明にせんがために結合せるものなり

第三章 禮 拜

第三條 教會は主の日毎に時を定めて禮拜を行ふ禮拜は祈禱讚美聖書の朗讀説教聖禮典献金祝禮とす
聖禮典はバプテスマ及聖餐にして教師之を執行す

第四章 政 治

第四條 日本基督教會は其の代議機關たる小會中會大會によりて其の權能を行ひ小會中會大會は左の事項を管掌す

小 會

- 一、バプテスマ志願者及信仰告白者の試問
- 二、會員の轉入及轉出
- 三、教會の風紀及會員の戒規
- 四、禮拜の準備
- 五、傳 道
- 六、日曜學校及教會内諸團體の監督
- 七、財 政
- 八、中會及大會議員の選舉
- 九、慈善及救濟其の他の事業

中 會

- 一、教會の建設轉籍合併加入解散除籍
- 二、教師の任職退職轉會入會戒規
- 三、教師試補志願者の試験准允退職轉會入會戒規
- 四、牧師宣教師神學教師の就職及解職
- 五、教會の監督及指導
- 六、小會記録の檢閲
- 七、照會の處置及上告の判決
- 八、傳道
- 九、社會事業

大會

- 一、中會の建設合併解散又は其の區域の變更
- 二、中會の監督及指導
- 三、中會記録の檢閲
- 四、教師志願者の試験
- 五、照會の處置及上告の判決
- 六、傳道
- 七、信仰の告白憲法規則の解釋
- 八、神學校及其他の教育機關の經營及認可
- 九、日本基督教會全體の事業に關する事項

大會は之れ等の事項を執行するために適當なる機關を設置することを得

第五條 小會中會大會の組織及代議員の資格は別に規則の定むる所に依る

本法及規則に於て規定せられざる權能は箇々の教會自ら之を行ふ

第五章 會員

第六條 日本基督教會の會員は信仰を告白してバプテスマを受けたるもの及會員の小兒にしてバプテスマを受けたるものなり

第六章 教師

第七條 教師は規則に循ひ 按手禮を以て聖職に任ぜられたるものなり而して一箇若くは數箇の教會を牧することに任ぜられたる教師を牧師と稱し中會の命によりて牧師なき教會を監督し又は傳道に従事する教師を宣教師と稱し大會に於て認可せられたる神學校の教授たる教師を神學教師と稱す

第七章 教師試補

第八條 教師試補は教師候補者として規則に循ひ傳道の准允を受けたるものなり

第八章 長老

第九條 長老は牧師を輔佐して教會の事を掌らんがために規則に循ひて選舉せられたる代表者なり長老は其の教會の會員にして聖餐に陪するものたるべし

第九章 執事

第十條 執事は牧師及長老を輔佐して教會の庶務會計を掌らんがために規則に循ひて選舉せられたるものなり執事は其の教會の會員にして聖餐に陪するものたるべし 教會は場合により執事を置かざることを得

第十章 信仰の告白及憲法の改正

第十一條 信仰の告白及憲法は大會議員三分の二以上の同意によりて改正することを得改正案は先づ大會に提出し出席議員過半数の同意を得たる上少くとも次期大會開會六箇月前之を各教會及各教師に配布し次期の大會に於て議題となすべきものとす

日本基督教會規則

第一條 教會

第一款 教會は其の會員の數に於ても資力に於ても一箇の自治團體たるの資格を有するものなり

第二款 教會は中會の管轄に屬し小會によりて其の權能を行使するものなり

第三款 傳道教會は其の實力未だ小會を設け組織を完備するの程度に達せざるものなり

第四款 傳道教會は中會の直轄に屬し其の監督指導を受くるものなれども會務は其の教會の委員之を掌る

第五款 凡て教會に關する規定の原則は傳道教會にも適用す

第二條 教會の建設

第一款 信徒相結びて教會を組織せんと欲するときは一同署名の上其の地方の中會に願出づべし中會之を可決せば委員を擧げて教會を建設し長老及執事(之を置く場合には)を選擧せしむべし

第二款 教會の一部分たる會員が別に教會を組織せんと欲する場合及傳道教會が一箇教會とならんと欲する場合にも本條前款を適用す

第三條 教會の轉籍

第一款 其の所屬中會との關係を變更せんと欲する教會は大會に願出づべし大會之を可決せば其の教會を其の加入せんと欲する中會の籍に編入すべし

第四條 教會の合併

第一款 同一中會部内にある所の二箇或は二箇以上の教會合併せんと欲するときは各委員を擧げて中會に願出づべし中會之を可決せば委員を擧げて其の教會を合併の長老及執事(之を置く場合には)を選擧せしむべし

第二款 合併せんと欲する所の教會若し所屬中會を異にするときは其の中會との關係を變更せんと欲する教會先づ規則第三條に循ひ大會に轉籍を願出づべし大會之を可決せば之を轉籍せしめ而して後本條前款の手續をなさしむべし

第五條 教會の加入脱籍解散

第一款 日本基督教會に加入せんと欲する教會は其の地方の中會に願出づべし中會之を可決せば委員を擧げて憲法及規則に循ひ教會の組織を改めしむべし其の教會に牧師あるときは規則第十三條第一款に循ひ中會に加入せしむべし

第二款 日本基督教會を脱籍せんと欲する教會は所屬中會に願出づべし中會之を可決せば之に脱籍書を與ふべし

第三款 其の牧師の俸給及他の常費を支辨すること能はざる教會は中會之を解散し傳道教會となすべし

第四款 其の組織を維持するに足る會員の數と資力とを缺く傳道教會は中會之を解散して適當の處置をなすべし

第五款 キリストの聖名を演ず所の主義又は所爲を固執して中會の決議に循はざる教會は中會之を解散して

適當の處置をなすべし

第六條 中會の建設及解散

第一款 大會は規則に循ひて中會を建設す但し中會は少くとも五箇以上の教會（三名以上の牧師あることを要す）を以て組織すべきものとす

第二款 五箇以上の教會（三名以上の牧師あることを要す）其の所屬中會より分離して更に中會を組織せんと欲するときは大會に願出づべし大會之を可決せば委員を擧げて其の手續をなすべし

第三款 微力にして其の建設の目的を達すること能はざる中會は大會之を解散して適當の處置をなすべし

第四款 キリストの聖名を演す所の主義又は行爲を固執して大會の決議に循はざる中會は大會之を解散して適當の處置をなすべし

第七條 教師試補の試験及准允

第一款 教師試補試験は別に定められたる教師試験條例により、中會之を執行す、中會は之れが爲め試験委員を擧ぐべし

第二款 神の召命を自覺し、日本基督教會教師の聖職を志願するものにして、教師試補試験に合格したる者は、准允を受け、教師試補たることを得

第三款 中會は試験に及第したる志願者の准允式を執行すべし議長又は其の代理者は志願者をして日本基督教會の信仰の告白憲法規則を誠實に遵奉し且すべて日本基督教會の教師試補たる職分を忠實に盡くすべきを公に誓約せしめ而して議長及書記の署名したる准允證書を之に與ふべし

第四款 中會は准允を受けたる後十年を経過するも尙ほ教師の資格を得ざるものの准允を取消することあるべし

第五款 中會は左の場合に於て教師試補の准允を取消すことを得

一 教師試補の職務に従事せざるとき

二 教師試補に不適當と認めたるるとき

三 日本基督教會より退會したるとき

第八條 教師の試験及任職

第一款 教師試験は別に定められたる教師試験條例により、大會之れを執行す、大會は之れが爲め試験委員を擧ぐべし

第二款 教師の任職式は按手禮を以て基督教教師の聖職につきしむることにして嚴肅に執行すべきものとす

第三款 中會は大會の試験に及第したる教師志願者にして牧師宣教師神學教師の職につくものの任職式を執行す

第四款 教師志願者は日本基督教會の信仰の告白憲法規則を誠實に遵奉し且すべて日本基督教會の教師たる職分を忠實に盡くすべきを公に誓約すべし

第五款 列席の教師其の志願者の頭に按手し議長若しくは其の指命したる教師任職の祈禱を捧ぐべし

第六款 中會は任職式を執行するために委員を立つことを得

第九條 牧師の選舉

第一款 牧師の選舉は規則第二十二條に循ひ開かれたる教會の總會に於て行ふべし且其の會議は前二回相續きたる主の日に於て之を公告すべし其の選舉は少くとも投票三分の二に達するにあらざれば無効とす

第十條 牧師の就職

第一款 教師教會の招聘を受け牧師たらんと欲するときは教會の選定したる委員と共に所屬中會に願出づべし

し中會之を可決せば委員を擧げて就職式を執行すべし

第二款 教師たらざるもの教師として教會の招聘を受けたるときは先づ教師試験を受け任職式を経て然る後就職すべし但し任職式は就職式と同時に進行ふことを得

第三款 教師として招聘を受けたるもの他中會に屬するときは就職を願出づる前其の教會所屬の中會に轉會すべし

第十一條 牧師の辭職

第一款 牧師の辭職は規則第二十二條に循ひ開かれたる教會の總會に於て諾否を議決すべし且其の會議は前二回相續きたる主の日に於て之を公告すべし其の決議は少くとも投票三分の二に達するにあらざれば無効とす

第二款 牧師教會の承諾を得て其の職を辭せんと欲するときは教會の選定したる委員と共に所屬中會に願出づべし中會之を可決せば委員を擧げて教會及牧師に通告し且其の教會の小會と協議して善後の處置をなすべし但し直ちに中會を開き難き事情あるときは中會議長適宜の處置をなすことを得

第十二條 教師及教師候補の轉會

第一款 教師及教師候補他中會に轉せんと欲するときは必ず其の所屬中會の議長並に書記連署の轉會書を受けて其の屬せんと欲する中會の議長に差出し轉會の手續をなすべし

第十三條 教師及教師候補の加入及退會

第一款 他教會の教師又は教師候補にして日本基督教會に加入せんと欲するものは中會に願出づべし且成るべく其の所屬教會役員の署名したる轉會書を差出すべし中會は日本基督教會の信仰の告白憲法規則を誠實に遵奉し且すべて日本基督教會の教師或は教師候補たる職分を忠實に盡くすべきを公に誓約せしめ然

る後加入の手續をなすべし但し中會は必要と認むるときは之が試験を行ふことあるべし

第二款 教師又は教師候補若日本基督教會を退きて他教會に屬せんと欲するときは中會に願出づべし中會之を可決せば退會證を與ふべし

第十四條 教師の退職

第一款 假令譴責なき教師といへども神の召命を蒙らざることを自覺して退職を申出づるか又は其の職に従事せざるものあらば中會は適宜の通知をなしたる上其の名を別帳に記入することを得斯くて一箇年を経過するときは必ず教師名簿より除籍すべし一旦除籍せられたるもの再び教師たらんことを願出づるときは中會は適宜に試験を行ふべし

第二款 教師又は教師候補にして日本基督教會以外に其の職を奉じ一年を経過するも退會を願出ざる者あらば本條前款を適用す

第十五條 長老及執事の選舉並に任職

第一款 長老の選舉は規則第二十二條に循ひ開かれたる教會の總會に於て行ふべし其の選舉は少くとも投票三分の二に達するにあらざれば無効とす

第二款 長老の任期は二箇年とす而して成るべく之を二組に分ちて其の任期を同時に満たざらしむべし但し再選せらるることを得

第三款 長老に選舉せられたるときは任職式を経て就職すべし再選せられたるときは單に其の選舉を公告するを以て足れりとす

第四款 長老は任職式るとき日本基督教會の信仰の告白憲法規則を誠實に遵奉し且すべて長老たる職分を忠實に盡くすべきを公に誓約すべし

第五款 長老の任職式は牧師及先任長老之を執行す其の教會牧師なきか若くは事故ありて牧師其の職を盡すこと能はざるときは日本基督教會に屬する他の教師に請ひて之が代理たらしむべし

第六款 執事の選舉及任職の手續はすべて長老に同じ

第七款 執事の任職式は牧師及先任執事之を執行す其の教會牧師なきか若くは事故ありて牧師その職を盡すこと能はざるときは日本基督教會に屬する他の教師に請ひて之が代理たらしむべし

第十六條 傳道教會の委員

第一款 傳道教會の委員の選舉及任職の手續は前條の原則によりて行ふべきものとす

第十七條 會員の加入及轉入

第一款 教會に加入し聖餐に陪せんと志願するものは其の信仰及操行につきて小會の試問を受け日本基督教會の信仰の告白憲法規則を誠實に遵奉し且すべて會員たる義務を忠實に盡くすべきを誓約してバプテスマを受くべし

第二款 小兒のときバプテスマを受けたるものにして聖餐に陪せんと志願するものは本條第一款の手續によりて誓約をなすべし

第三款 日本基督教會部内に於て其の所屬教會を變更せんと欲する者は小會より薦書を受けて其の手續をなすべし

第四款 他教會員にして日本基督教會に入會せんと欲するものは轉會書又は證明書を提出し本條第一款の手續により誓約をなすべし

第十八條 會員の轉籍及退會

第一款 其の所屬教會より轉籍せんと欲する者は小會に請求して薦書を受くることを得

第二款 薦書を出したる小會は本人が轉會の手續を了するまでは之を除籍することを不得す

第三款 薦書を受けたる小會はその規定に基づきて轉入の手續を了し薦書を出したる小會に其の旨を通知すべし

第四款 日本基督教會より他教會へ轉出せんと欲するものには退會證を與ふことを得

第十九條 戒規

第一款 戒規の目的は教會の清潔を保ち被戒規者の益を圖るにあれば之を行ふにあたりキリストの教訓の精神を奉體すべし (マタイ傳十八章十五—十七)

第二款 教師教師試補並に中會の直轄に屬する會員は中會の戒規を受け其の他の會員は所屬教會小會の戒規を受くるものとす

第三款 戒規は教師教師試補長老執事の場合に於ては教會に加入するとき及任職式又は准允を受くるときになしたる誓約に違反する行爲に對し其の他の會員の場合に於ては教會に加入するときになしたる誓約に違反する行爲に對して行ふものとす

第四款 中會又は小會の戒規は人と神との關係を變ずるものにあらず唯其の被戒規者は誓約に違反する行爲ありたれば當に悔改むべきものなりと嚴肅に言明するものなり

第五款 戒規の種類は戒戒責停職免職陪餐の停止權利の停止除名放逐とす

第六款 戒規の目的既に達したりと認むるときは解除又は復歸せしむることを得教師及教師試補の場合に於ては之に戒規を加へたる中會の承諾を得るにあらざれば解除又は復歸せしむることを得す一旦免職せられたるものは悔改の事實明白になりたる上相當の時日を経過するにあらざれば復歸せしむべからず會員の場合に於ては之に戒規を加へたる小會と協議の上にあらざれば解除又は復歸せしむることを得ず。

第二十條 照會

第一款 總て其の權限内の事に關し小會又は教會は中會に中會は大會に照會して指示若くは判決を請ふことを得

第二款 中會又は大會は照會を受けたる事件に關し自ら判決するか若くは委員を舉げて判決せしめ或は指示又は判決を附せずして返却することを得

第二十一條 上告

第一款 牧師又は會員は小會又は教會の判決若くは其の他の決議に不服なるとき中會に上告することを得中會の議員又は其の部内の會員は中會の判決又は其の他の決議に不服なるとき大會に上告することを得

第二款 中會又は大會は上告を受けたる事件に對し之を確定破毀變更停止し又は之に取消變更停止すべき訓示を加へて返却することを得戒規の場合に於ては他の教會に於ては他の教會に於てたる薦書を被戒規者に與ふことを得

第二十二條 教會事務章程

第一款 教會は牧師長老執事日曜學校長の選舉財産の管理豫算の決定及其他の事務を行ふものとす（憲法第四條參照）

第二款 教會は其の事務を執行せんがために毎年一回定期總會を開くべし此の會議に於ては一年間に於ける教務會計其の他の報告を受け次年度の豫算を決定すべし且つ中會並に大會の情況及事業につきて小會の報告を受くべし

第三款 總會は必ず二回相續きたる主の日に於て之を公告すべし

第四款 臨時總會は小會に於て必要と認むるとき又投票權を有する會員十分の一の請求若くは中會又は大會の請求あるとき開くものとす小會は豫め臨時總會に於て執行すべき事項を記載したる通知書を會員に發

送すべし記載以外の事項は執行することを得ず

第五款 牧師長老執事選舉の時は投票權を有し且其の地に在留し現に聖餐に陪する會員三分の一の出席を以て滿數とす其の他の事務を執行するためには五分の一を以て滿數とす

第六款 投票權を有するものは聖餐に陪する會員にして講場出席したるものに限る議長は可否同數なるときに於てのみ決定の投票をなすことを得

第七款 牧師の選舉及辭職のために開く總會は小會より依頼したる日本基督教會の教師を議長となすべし其の他の場合には通常牧師を以て議長とす

第八款 總て總會に於て決議したる事項は總會記録に之を明記し小會に於て之を保存すべし

第二十三條 小會事務章程

第一款 小會は教會の牧師及長老を以て組織し少くとも毎月一回定期會を開くべし小會議長の通知又は投票權を有する會員十分の一の請求若くは中會又は大會の請求あるときは必ず臨時會を開くべし

第二款 小會に於て別に滿數に關する規定なきときは過半數を以て滿數とす

第三款 投票は出席議員のみ之を行ふことを得議長は可否同數なるときに於てのみ決定の投票をなすことを得

第四款 小會は牧師を以て議長となすべし特別の場合に於ては牧師は小會の承諾を経たる上日本基督教會の他の教師に請ひて代理たらしむることを得牧師不在なるときは長老の一人之が代理たるべし牧師なきときは日本基督教會の教師に請ひて議長たらしむることを得戒規を行ふときは必ず然すべし

第五款 書記は長老の中より選舉すべし其の在職期限は小會の定むる所による書記は小會の議事を記録して之を保存し中會及大會の議員に當選したる長老に證明書を交付し又總會記録會員名簿及其他書類を保

管すべし。

五四

第六款 名簿には大人及小兒のバプテスマ薦書退會證の授受會員の原籍現住地結婚死去等の事項を明細に記入すべし他郷にある者又は住所不明の者は別帳に移し二箇年以上踪跡を失したる者は除籍すべし。

第七款 小會は中會に提出するために年報を作るべし年報には聖餐に陪する會員の總數大人及小兒のバプテスマ薦書及退會證の授受戒規の事故會員の増減献金の總額教勢の一斑日曜學校の狀況其の他必要と認むる事項を記載すべし。

第二十四條 中會事務章程

第一款 中會は其の部内の教師及各教會より選出したる長老各傳道教會より選出したる委員を以て組織し其の議員を正議員員外議員の二種に分つ左の如し

正 議 員

一、各教會の牧師

一、宣教師 (二名以下)

一、神學教師 (各神學校より二名以内)

一、各教會より選出したる長老

但聖餐に陪する現任會員三百名以上を有する教會は三百名毎に一名を増すことを得。

一、各傳道教會 (聖餐に陪する現任會員三十名維持献金年額三百圓以上) より選出したる委員

員 外 議 員

一、正議員たらざる中會所屬の教師

一、中會の決議に依り議員たる資格を得たる教師試補外國宣教師

一、正議員を出さざる各傳道教會より選出したる委員

第二款 協力ミッションの外國宣教師にして日本基督教會の信仰の告白憲法規則を誠實に遵奉することを公に誓約するものは中會の決議によりて員外議員となることを得。

第三款 員外議員は發議及討論の權を有し諸種の委員に選舉せらるることを得但し何等の委員に於ても其の半數を超過することを不得。

第四款 中會は定められたる時と處とに於て少くとも毎年一回定期會を開くべし中會は議長又は議員の設教若くは演説を以て開會し先づ議員の姓名を點呼し新議長の選舉を行ふべし。

第五款 臨時會は正議員六名(内三名は各異なりたる教會の長老たることを要す)連署して請求するとき又は大會の請求あるとき之を開くべし中會書記は少くとも開會十日前に各教會及各議員に對し其の臨時會に於て執行すべき事項を記載したる通知書を發送すべし記載以外の事項は執行することを不得。

第六款 中會に於て別に滿數に關する規定なきときは正議員過半數を以て滿數とす。

第七款 投票は出席したる正議員のみ之を行ふことを得議長は可否同數なるときに於てのみ決定の投票をなすことを得。

第八款 議長は正義員の中より選舉し次の定期會に於て新議長の選舉せらるるまで在職するものとす。

第九款 書記は教師の中より選舉すべし書記は議事録及其の他の書類を保管すべし議事録は各教會より提出したる報告書によりて調製したる統計と共に印刷して部内の各教會各傳道教會各教師に配附すべし。

第十款 中會は其の部内の教會教師教師試補並に其の直轄に屬する會員の名簿を調製して之を保管すべし。

第十一款 中會は大會に提出するために年報を作るべし年報には部内の教勢傳道及信仰生活の狀況教會の統計教師及教師試補の姓名教會の建設轉籍合併加入脱籍解散教師及教師試補の任職准允退職轉會加入退會

五五

戒規の事故死去牧師の就職及解職其の他必要と認むる事項を記載すべし。

第十二款 定期中會に出席しにる長老及傳道教會の委員は次の定期會まで在職するものとす。但し差支あるときは豫め其の旨を届出他の長老又は委員をして代らしむることを得。

第二十五條 大會 事務章程

第一款 大會は日本基督教會の最高機關にして教師及各教會より選出したる長老各傳道教會より選出したる委員を以て組織し其の議員を正議員員外議員の二種に分つ左の如し。

正 議 員

- 一、各教會の牧師
 - 一、宣教師 (各中會より二名以内)
 - 一、神學教師 (各神學校より二名以内)
 - 一、各教會より選出したる長老
- 但し聖餐に陪する現住會員三百名以上を有する教會は三百名毎に一名を増すことを得。
- 一、各傳道教會 (聖餐に陪する現住會員三十名維持献金年額三百圓以上) より選出したる委員
 - 一、大會常置委員會が、會て日本基督教會大會議長に擧げられ、特に功勞ある者を推薦し、當該大會出席議員三分の二以上の同意を得たる者

員 外 議 員

- 一、正議員たらざる教師
- 一、中會の決議により議員たる資格を得たる教師試補外國宣教師
- 一、正議員を出さざる各傳道教會より選出したる委員

第二款 員外議員は發議及討論の權を有し諸種の委員に選舉せらるることを得但し何等の委員に於ても其の半數を超過することを得ず。

第三款 大會は定められたる時と處とに於て毎年一回定期會を開くべし議長又は議員の説教若くは演説を以て開會し先づ議員の姓名を點呼し新議長の選舉を行ふべし。

第四款 臨時會は二箇以上の中會の請求あるとき之を開くべし大會書記は少くとも開會三十日前に各中會及各議員に對し其の臨時會に於て執行すべき事項を記載したる通知書を發送すべし記載以外の事項といへども出席議員三分の二之を可とするときは執行することを得。

第五款 大會は正議員の三分の一を以て滿數とす。

第六款 選出せられたる長老及傳道教會の委員は議長の許可を得て補員に其の席を讓ることを得。一旦補員に席を讓りたるときは再び議席に着くことを得ず。

第七款 投票は出席したる正議員のみ之を行ふことを得議長は可否同數なるときに於てのみ決定の投票をなすことを得。

第八款 議長副議長は正議員の中より選舉し次の定期會に於て後任者の選舉せらるるまで在職するものとす

第九款 書記は教師の中より選舉すべし書記は議事録及其他の書類を保管すべし議事録は各中會より提出したる報告書によりて調製したる統計と共に印刷して各教會各傳道教會各教師に配附すべし。

第十款 定期大會に出席したる長老及傳道教會の委員は次の定期會まで在職するものとす但し差支あるときは豫め其旨の届出他の長老又は委員をして代らしむることを得。

第二十六條 規則の改正

此の規則は大會議員三分の二以上の投票によりて改正することを得改正案は少くとも大會開會三十日前に各教會各傳道教會各教師に配附すべし但し日本基督教會の信仰の告白及憲法に牴觸する改正案は決して之を提出することを得ず。

日本基督教會諸條例

五八

○日本基督教會大會常置委員規定

第一條 日本基督教會大會に於て議決したる事項の遂行及次期大會まで臨時の事務を處理せしむる目的を以て大會常置委員を置く。

第二條 大會常置委員は十一名とし、議長、副議長、書記の外八名を選挙す（昭和七年第四十六回大會改正）

第三條 大會常置委員は大會毎に左の事項を執行す。

(一) 前年度の教狀其の他の報告をなすこと。

(二) 大會費の豫算を作製し大會に提出すること。

(三) 豫じめ大會の議案を整理すること。

第四條 常置委員中缺員を生ずるときは委員に於て之を選挙し次の大會に報告す。

第五條 本規定は定期大會出席の議員過半数の賛成を得て變更改正することを得。

○日本基督教會傳道局條例

第一條 日本基督教會は廣く内外に傳道するの目的を以て日本基督教會傳道局を設置す。

第二條 日本基督教會は右の目的を達する爲に左の役員を選挙し本局事業の經營に當らしむ。

理事十二名（内理事長一名） 幹事若干名 會計一名

第三條 理事長は理事より互選し幹事會計は理事之を選任す。

第四條 理事の任期は二ケ年とす但し大會毎に其の半数を改選す。

第五條 （昭和五年第四十四回大會にて削除）

第六條 理事中より常務理事若干名を互選し臨時緊要の事務を處理せしむ。

第七條 理事會は毎年二回開くものとす必要の場合臨時會合す。

第八條 此の條例は定期大會に於て出席議員三分の二以上の同意あるときは之を變更修正することを得但し修正案は必ずしも討論の前日に提出するを要す。

○日本基督教會財務局條例

第一條 本局は日本基督教會の財務に關する左の事項を處理す。

一、日本基督教會大會及各局、各部の豫算を査定し大會に提出する事。

二、日本基督教會各教會の負擔金及有志献金を收集する事。

三、日本基督教會大會及各局各部の經費を支出し及其の收支を大會に報告する事。

四、以上の外大會の決議に基く財務に關する事項。

第二條 本局に左の役員及職員を置く

一、役員 理事十名 内理事長一名

二、職員 會計若干名 書記若干名

第三條 役員及職員の選任は左の手續による

一、理事は大會に於て之を選挙し理事長は理事中より互選す。

二、會計及書記は理事會に於て之を選任す。

三、理事の任期は一ケ年とす。

第四條 本條例の修正は大會出席議員三分の二以上の同意を要す。

五九

○日本基督教會堂建築局規定

- 第一 目的 本局は日本基督教會堂建築の事業を協賛せんが爲め設立するものとす。
- 第二 資金 本局は其の目的を達せんが爲め五百口以上協賛員を募り一口に對し必要ある毎に金壹圓宛出金せしむるものとし毎年二回迄募る事を得。
- 第三 協賛員 前項の協賛員は教會、傳道教會、團體、個人より募集するものとす。
- 第四 協賛金交付 日本基督教會中新たに會堂を建築せんとする教會傳道教會にして必要あるものに對しては其の計畫及現狀等を調査したる上本局委員會の決議を以て若干の協賛金を交付す。
- 第五 資金積立 協賛金を受領せる教會及篤志者より寄附金を積立て本局の基本金とす。
- 第六 委員 本局に五名の委員を置き一切の事務を取扱はしむ但し委員は大會毎に改選す再選妨げなし。
- 第七 特別委員 委員會は各中會に委員若干名を置き其の中會部内の協賛金募集の事務を掌らしむることを得。
- 第八 事務費 本局は協賛金の内より一ヶ年五十圓迄の事務費を支出することを得。
- 第九 修正 本規定は定期大會出席議員過半數の賛成を以て改正することを得。

○日本基督教會教役者恩給扶助規則

第一章 資格

- 第一條 廿ヶ年以上日本基督教會に於て忠實に其の職に膺りたる教師又は教師試補にして年齢六十歳以上達し退職したる者は規定の手續を経て退職の翌日より恩給金を受くることを得。
- 第二條 憲法規則に従つて教師試補又は教師となり日本基督教會に於て忠實に其の職務を膺りたる教師又は教師試補の中途にして死去したる者の遺族は規定の手續を経て左記の割合により扶助金を受くることを得。

得。

甲種扶助料

乙種扶助料

丙種扶助料

丁種扶助料

第三條 遺族とは前條死者の寡婦、寡婦あらざる時は長子又は長女にして丁年未滿の者を指す寡婦子女皆あらざる時と雖も死者の父又は母にして七十歳以上に達せるもの存籍するときは之を遺族と稱す、但し遺族たる長子又は長女が丁年以上なるとき及父又は母が七十歳未滿なるときは一時金として甲乙丙丁の内

に該當する扶助金一ヶ年分の金額を受くることを得。

第四條 教師及教師試補の服務年數は規則に従つて准允を受け又は就任したる時より起算す。

第五條 他教會より轉入せる教師又は教師試補の服務年數は其の轉入の時より起算す自ら退會し或は除名せられたる教師又は教師試補にして其後現職に復したる者の服務年數は之を其の復歸の時より起算す。

第六條 日本基督教會に關係ある外國ミツシヨンに於て其の任用する教師又は傳道者に對し別に恩給扶助の方法を設くる時は之に任川せられたるものは此の規則により恩給扶助に與るを得ず。

但外國ミツシヨンに於て支給する金額が本規定額に達せざる時は其不足分を補助することを得。

第二章 基金及資金

第七條 恩給扶助基金は日本基督教會の据置財産にして永久に保管すべきものなれば如何なる場合と雖も之を流用し又は使用するを得ず。

但し基金若くは資金増加の目的を以て別に募集の方法を定むる事あるべし。

第八條 恩給扶助資金は右集金より出る利子並に特に之が爲め各教會より募集する寄附金より成るものとす
第九條 恩給扶助金は附則の定むる所の標準によりて支拂ふべきものと雖も資金の増減に準し大會は其の標準を變更することあるべし。

第十條 恩給扶助資金に餘裕を生じたる時大會は決議により之を基金に繰入るることを得。

第三章 會計委員

第十一條 大會は恩給扶助會計委員若干名を擧げ、恩給扶助基金、資金の保管募集並に出納に関する事務を處理せしむ。

第十二條 會計委員は大會指定の方法によりて基金を保管し、又は資格調査委員より適法の通知書を得たる時其の手續を経て支拂をなすべきものとす。

第十三條 恩給金及扶助金を受く可きもの豫期せるより多くして現在の資金を以てしてはその支拂に應じ難き場合、會計委員は一時その支拂を延期し置き、次期大會に其の事情を報告しその處置を請ふべし。
但し右の場合に於て大會は其の不足金額を補足するため適當の方法により臨時募集する事あるべし。

第十四條 會計委員の任期は三ヶ年とす。

第四章 調査委員

第十五條 大會は恩給金又は扶助金を受くべき者の資格調査及附帶事務を執らしむるため調査委員若干名を選挙すべし、又各中會に命じ同一の事務を執らしむるため調査委員若干名を選挙せしむべし。

第十六條 右中會調査委員は其の中會部内に於て恩給金又は扶助金を受く可きものある時、十分調査を遂げ資格充分と見做す時は、詳細なる報告書を作り、之を大會調査委員に推薦すべし、而して大會調査委員之に同意したる時は、中會委員よりの推薦書を添へ其の旨を會計委員に報告すべし。

第十七條 中央委員と中會委員との間に於て、若くは中央委員相互間に於て、その意見を異にする場合に於ては、次期大會に其の事情を具申しその裁決を乞ふべし。

第十八條 會計委員及中央調査委員は大會毎にその執行せる事務の詳細なる報告書を提出すべし。

第十九條 大會調査委員の任期は三ヶ年とす。

但し中會調査委員の員數及任期は中會に於て適宜之を定めしむべし。

第五章 規則改正

第二十條 此の規則は大會出席議員三分の二以上の同意ある時之を改正する事を得。

附則

第一條 恩給及扶助金は當分の内左の標準によりて支給するものとす。

一、恩給金 終身年金 參百圓

二、扶助金 甲種(三ヶ年) 參百圓

乙種(同) 貳百圓

丙種(同) 壹百五十圓

丁種(一時金) 壹百圓

○日本基督教會日曜學校局條例

第一條 名稱 日本基督教會日曜學校局。

第二條 目的 日本基督教會に屬する總ての日曜學校を統一し其の事業の發達進歩を圖るにあり。

第三條 事業 一、日曜學校教職の養成訓練。

二、日曜學校に關する雜誌の刊行圖書の出版教科書教具の選擇供給。

三、日曜學校事業の調査統計研究並に計畫施設。

四、個々の日曜學校に對する應援。

第四條 組織

- 一、本局事務所を東京又は大阪に置く。
- 二、本局は理事十二名(内長一名)主事若干名、會計一名の役員を置きて事業を經營せしむ。
- 三、理事長は理事中より互選し主事會計は理事之を選定す。
- 四、理事の任期を二ケ年とし大會に於て之を選挙す。
- 五、理事中常務理事若干名を互選し臨時緊急の事務を處理せしむ。
- 六、理事會は毎年二回開くものとす、但し都合に依り其の回數を増減することあるべし。
- 七、各中會の選挙したる日曜學校委員を本局評議員として本局事業經營上の協力を乞ふ事とす。

第五條 經費 本局の經費は大會に於て豫算を決議し各教會及傳道教會より徴收し尙ほ團體有志者より募集す。

第六條 修正 此の條例は定期大會に於て出席議員三分の二以上の同意ある時に修正變更する事を得但し修正案は討議の前日迄に提出すべきものとす。

○日本基督教會教師試驗條例

第一章 教師試驗補試驗

第一條 教師試驗補試驗は日本基督教會規則第七條第一款の規程によつて中會より擧げられたる委員之を執行す。

第二條 教師試驗補志願者は左の資格の一を備ふる者たるべし。

- 一、認可神學校の本科を卒業したる者。
- 二、高等教育を受けたる者(若は之れと同等の學力ある者)にして、教職となるに必須の神學科目を研究したる者。
- 第三條 教師試驗補志願者は受験願書、履歴書及會員としての資格に關する所屬教會の證明書を試験委員長宛に差出すべし。
- 第四條 教師試驗補志願者は所屬教會の屬する中會に於て試験を受くべきものとす。
- 第五條 試験委員は志願者に對し左の試験を爲すべし。
 - 一、信仰上の經驗及聖職を志願する理由。
 - 二、日本基督教會の信仰告白。
 - 三、日本基督教會の歴史及政治。
 - 四、聖書緒論
 - 五、聖書釋義
 - 六、聖書神學
 - 七、基督教會史
 - 八、説教(一ヶ月以上の時間を與へて草稿を提出せしむべし。必要と認むる時は説教を爲さしむべし)
- 第六條 試験委員は、認可神學校の本科を卒業せる者にして、當該學校教授會の推薦證明せる者に對し、前條四以下の試験の一部又は全部を省略することを得。
- 第七條 試験委員は試験に關する記録を作製して保管すべし。

第二章 教師試驗

第八條 教師試験は日本基督教會規則第八條第一款の規定によつて、大會より擧げられたる委員之を執行す
第九條 教師志願者は日本基督教會規則第七條により准允を受け、教師試験として二箇年以上専ら實地傳道に從事し、かつ所屬中會部内の教師二名より推薦せられたるものたるべし。

第十條 教師志願者は受験願書履歷書及推薦書を試験委員長宛に差出すべし。

第十一條 試験委員は教師志願者に對し左の試験を爲すべし。

一、信仰上の經驗及聖職を志願する理由。

二、日本基督教會の信仰告白。

三、系統神學(教義學、辯證學、倫理學の三部門の一つに屬する題を指定し、三ヶ月以上の時間を與へて論文を提出せしめ、かつ三部門に涉りて口頭試験を爲すべし)

四、聖書神學。

五、聖書釋義(聖書緒論を含む)

六、基督教教理史。

七、説教(一ヶ月以上の時間を與へて草稿を提出せしむべし)

第十二條 教師志願者は前條第一項、第二項を除くの外任意の科目を選んで數回に受験することを得此の場合には、受験願書の提出と同時に志望科目を指定して届け出で、豫め試験委員長の認可を受くべし。

第十三條 試験委員は准允を受けてより十五年以上引續き實地傳道に從事する者にして、教會の牧師として招聘を受ける者、又は十五年以上引續き實地傳道に從事する者にして、傳道上功績顯著なるの故を以て所屬中會より特に推薦せられたる者に對し、第十一條三以下の試験の一部又は全部を省略することを得

第十四條 試験委員は試験に關する記録を作製して保管すべし。

第十五條 本條例は定期大會に於て出席議員三分の二以上の同意ある時は之を修正する事を得。

○日本基督教會教育局條例

第一條 本局を日本基督教會教育局と稱す。

第二條 本局は基督教主義各種教育事業の進歩發展を圖るを以て目的とし主として左の事務を掌理す。

一、日本基督教會に直接若くは間接の關係ある各種學校の加盟を勧誘すること。

二、加盟學校の状況を調査報告し及び必要なる内外の資料を集配攻究すること。

三、加盟學校と文部省其他との間に在る共通の關係問題を考慮し其交渉、連絡、統一に努むること。

四、基督教主義教員養成の途を開き及び紹介の依頼に應ずること。

五、以上の經過、成績、計畫等は及ふ限り詳細に毎年の日本基督教會定期大會に報告すること。

六、必要の場合には各學校の資金募集の協議にも與かり其の計畫を援助すること。

七、奨學金制度を設定し及び給費生の補助的監督をなすこと。

第三條 本局は大會の選出せる理事七名を以て組織し其任期は三年とす。

理事會は有給の幹事及書記を置くことを得。

第四條 本局の經費は左の三種の收入を以て支辨す。

一、大會よりの割當金。

二、加盟學校よりの會費。

三、有志家よりの寄附金。

第五條 本規定の改廢は大會出席議員三分の二以上の同意を要するものとす。

○日本基督教會社會局條例

第一條 本局を日本基督教會社會局と稱す。
 第二條 本局は日本基督教會關係の各種社會事業團體及び其關係者の聯絡統一進歩發達を圖ると共に一般社會事業の調査報告及び内外の必要なる資料の蒐集研究等を以て其目的とす。
 第三條 本局に大會の選出せる理事五名を置き局務に當らしむ、理事の任期は一ケ年とす但再選を妨げず。
 第四條 本局の經費は大會より支給及び有志の寄附金を以て之に充當す。
 第五條 本條例の改廢は大會出席議員三分の二以上の同意を要す。

○東京中會傳道部規程 (昭和九年四月十一日第四十八回定期中會決定)

第一條 東京中會傳道部は部内に於ける傳道經營に任ずるものとす。
 第二條 傳道部委員は中會常置委員を以て之に當らしむ。
 第三條 傳道部は毎年所要の豫算を編成し定期中會の協賛を求むべし。
 第四條 傳道部事務所を東京に置く。
 第五條 本規程の改廢は定期中會に於て出席議員三分の二以上の賛成あるを要す。

○浪速中會傳道部規定 (一九二八年四月十二日第五十一回定期中會に於て決定)

第一條 浪速中會部内に於ける傳道教會及傳道所を管理、經營し且つ部内に傳道せんが爲浪速中會傳道部を設置す

第二條 當部に左の委員を舉げて之が管理經營に當らしむ

委員を十二名(教師七名長老五名)とし内常置委員五名を互選して其の事務を掌らしむ
 常置委員中に委員長一名書記一名會計一名を置く

第三條 當部の事務所を當分大阪市北區常安町大阪北教會内に置く

第四條 本規定は定期中會に於て出席議員三分の二以上の賛成を得たる時は之を改廢することを得
 附記——一九三四年四月四日第五十七回定期中會は委員には原則として中會議長並に書記を加ふとの決議をなせり

○東北中會傳道局條例

第一條 東北中會は部内諸教會の充實發達を計り獨立自給の精神を盛にし其の實を舉げんがため東北中會傳道局を設置す

第二條 東北中會は第一條の目的を達するため理事六名を選擧し常置委員會との聯絡を保ちて本局事業の經營に當らしむ

第三條 理事長及び書記兼會計を理事中より互選す

第四條 理事の任期を二ケ年とし中會毎に其半數を改選す

第五條 理事會は毎年二回之を開き必要の時は臨時開會す

第六條 本局の事業並に理事會に要する費用は中會の支出並に各教會及び賛助員の寄附金を以て之に充つ

第七條 本條例は定期中會に於て出席議員三分の二以上の賛成あるときは變更修正することを得

○山陽中會傳道局條例 昭和七年四月決議

第一條 本局を山陽中會傳道局と稱す

第二條 本局は傳道教會の獨立、各教會の充實、擴張及新傳道地の開拓を以て目的とす。

第三條 中會は三名の委員を選擧し(議長、書記の外)前條の目的を達成する爲に諸般の事を協議實行せしむ。委員の任期は一ケ年とす。

第四條 局務を執行する爲に委員長、書記、會計を互選によりて定む。但必要に應じ補助書記、補助會計を

委員外より選任する事を得。

第五條 委員會は中會開期に於て開く。但必要の際に臨時委員會を開く事を得。

第六條 委員會は年度終了後十日以内に事業の経過及び會計の收支決算を中會常置委員會に提出する事。

第七條 委員會は毎年中會開期に於て事業の計畫を樹て豫算を作成し之を中會に提出する事。

第八條 本局の經費は中會費の比率による各教會傳道教會並に傳道所の割賦金、及び個人獻金、日曜學校、婦人會、青年會、其他の獻金を以て支辨す。

第九條 本條例は議員三分の二の賛成によりて改正する事を得。

○北海道中會傳道局規定

一、北海道中會部内に傳道事業を經營するため北海道中會傳道局を設置す。

二、北海道中會は右の目的を達成するため理事五名（教師三名、長老二名）を選挙し理事會を組織せしめ事業の經營に當らしむ。

三、理事會は理事中より理事長一名會計一名書記一名を互選すべし。

四、理事の任期は二ケ年とし中會毎に其半數を改選す。

五、理事會を助け事業の經營を援助するため評議員若干名を置く。評議員は各教會及傳道教會の主任者並各教會の小會及傳道教會の委員會より推薦せられたる一名宛の長老或は執事又は委員とす。

六、本局の事業資金は各教會各傳道教會又は有志團體個人其他の寄附による。

七、本規定は定期中會出席議員の過半數の賛成を得て變更することを得。

○滿洲中會傳道局假規程

1、名稱 日本基督教會滿洲中會傳道局

2、位置 滿洲中會事務所内（大連市沙河口霞町一六 高橋一男方）

3、目的 中會の教勢擴張及強化

4、事業 イ、未着手地方の開拓傳道
ロ、部内諸教會の應援
ハ、其他傳道上諸般の事業

5、役員 每年中會に於て選出せらるゝ委員七名局務に當る但し事務遂行のため委員長、書記、會計の三名を互選

6、資金 傳道資金及局經費は毎年豫算を計上、部内教會員有志より募金

7、報告 隔月位に局報刊行、關係方面に配布

○日本基督教會教職會規則

第一條 本會は日本基督教會教職會と稱す。

第二條 本會は會員相互の友誼を厚ふし智徳を進め緩急相扶くるものとす。

第三條 本會は日本基督教會に屬する凡ての教職を以て會員とす。

第四條 本會の目的を賛助し年額金拾圓以上を寄附する者を賛助員とす、賛助員は總會に於て員外議員となることを得。

第五條 本會一般の會務を處理する爲めに委員十三名を總會に於て選舉す。委員の任期は二ケ年とし總會毎に半數を改選す。

第六條 本會の總會は日本基督教會大會の時期之れを開く。

第七條 本會は其の目的を達せんが爲めに左の二部を置く。

イ、修養部 毎年一回修養會を開き祈禱、講演、親睦を爲す
ロ、共済部 會員の傷死死亡並に會員の妻の死亡に際して共済金を贈呈す。

本會の收入總額三分の一を修養部に三分の二を共済部に用ふ。

第八條 本會の資金は會費及贊助金よりなる。

會費は日本基督教會の教師又は教師候補としての一定の收入の千分の二、五とす。

但住宅料を支給せらるゝものは其額を、住宅を支給せらるゝものは金貳拾圓を本給に加算して會費納

入率を算出す。

尙三十年以上日本基督教會の教職にありて退職したる會員は爾後其の會費を免除することを得。

第九條 會費の納入は月額金參圓以上の者は毎月其他は便宜上其額金參圓に達する場合集金郵便の方法を以てす。

會費年額少くとも金貳圓以上たるを要す。

第十條 本給の査定は前年十二月末日現在に由る。會員各自之れを本會に通告するを要す。

第十一條 會員中一年以上の會費滞納者にして三回以上督促せらるゝも會費を納付せざるものは共済金を受

くる資格を喪失するものとす。

第十二條 會員の身上若しくは會員の妻に事故ある時に情報委員及事情を知れる會員より直ちに本會に通知

すべきものとす。但情報委員は各中會書記に依頼す。

第十三條 共済金の贈呈は左の如くに規定す。

一、會員の死亡に際してはその遺族に金貳拾五圓を贈呈す。

二、會員にして一ヶ月以上の疾病の爲めに臥床する者には左の率を以て贈呈す。

第一回 (第一ヶ月目) 金拾圓

第二回 (第二ヶ月目) 金拾五圓

第三回 (第三ヶ月目) 金貳拾圓

第四回 (第四ヶ月目) 金貳拾五圓

第五回目より委員會の決定に従ひ相當の額を贈呈することあるべし。

三、會員にして三週間以上の治療を要する外科手術を受けたるものと委員に於て認定せられたる者は金

貳拾五圓を贈呈す。

四、會員の妻死亡の際には金拾五圓を贈呈す。

五、本會に入會して六ヶ月以上を經過したる會員にあらざれば原則として共済金を受くることを得ず。

六、本會則は總會に於て出席者三分の二以上の同意を以て修正することを得。

○日本基督教會全國聯合婦人會規約

第一名 稱 本會は日本基督教會全國聯合婦人會と稱す

第二 事務所 本會は本部事務所を東京に置き必要の地に支部事務所を置く

第三 目的 本會は日本基督教會各婦人會協力一致して傳道し神國建設のため奉仕するを以て目的とす

第四 事業 本會は其目的を達成するため諸般の計畫をたて之を實行す

第五 組織 本會は日本基督教會各中會聯合婦人會を以て組織す、但しいまだ中會聯合婦人會の組織

成らざる地方に在ては各個教會婦人會直接加盟する事を得

第六 經費 本會の經費は各婦人會の會費及び團體並に個人の贊助金を以て之に充つ、會費は一個婦

- 第七 總會 本會は毎年日本基督教會大會前後に總會を開き諸報告をなし議事の審議役員の選舉を行ふ
- 第八 代議員 總會に出席すべき代議員は各中會聯合婦人會の代表者二名及各個人婦人會の代表者一名とす
- 第九 役員 本會に會長一名副會長二名理事若干名を置く、會長副會長理事は總會に於て之を選舉し其任期を二ケ年とす
- 第十 理事會 本會は會長副會長理事各中會聯合婦人會委員長を以て理事會を組織し事業の經營其他事務を處理せしむ
- 第十一 常務理事 理事中より理事長書記會計及常務理事若干名を互選し常務理事會を組織し臨時緊要事務を執行せしむ
- 第十二 會報 本會は會報を發行して日本基督教會各婦人會に配布す
- 第十三 修正 本規約は總會に於て出席代議員三分ノ二以上の同意ある時之を修正する事を得

宗教の宣布に關する諸届願書式例

宣 教 届 (卅二年内務省令四一號一條 同年社寺局通秘甲二九四號)

私儀宗教ノ宣布ニ從事致度(從前ヨリ宗教ノ宣 布ニ從事致居候間)別紙履歷書相添左記事項ヲ具シ此段御届申上候也

- 一、宗教ノ名稱
宗教 基督教
- 宗派 日本基督教會
- 二、布教ノ方法

何府縣市郡町村何番地所在教會堂(信徒其ノ他ノ住宅ヲ假會堂ニ充ツ)ニ於テ何々教會信徒並一般會衆ト共ニ
 毎日曜日及毎何曜日其ノ他隨時ニ祈禱、讚美、奏樂ヲ以テ禮拜ヲ行ヒ説教、講話、講演、聖書講義等ニ依
 リ布教ヲ爲ス
 (布教ノ助ケトシテ雜誌又ハ新聞ノ類ヲ發行シ若ハ通信傳道ヲ爲ス場合ニハ其ノ旨ヲ詳記スルコト)

長官(知事)宛 (二通又ハ三通)

何

誰

履 歷 書 (廿二年内務省令四一號一節一項)
(同年社寺局通秘甲二九四號)

本籍 何府縣市郡町村何番地平民 (華、士、族)
 住所 何府縣市郡町村何番地戶主 (戶主何誰)
 日本基督教會教師 (實教々師又ハ)
(教師試補)

年 月 日 生

學 歴

年 月 日 何々

年 月 日 何々

年 月 日 何々

年 月 日 何々

年 月 日 何々

年 月 日 何々

年 月 日 何々

年 月 日 何々

右ノ通相違無之候也

右

(二通又ハ三通)

何

誰

教會堂設立願

(廿二年内務省令四一號二條)
(同年社寺局通秘甲二九四號)

今般日本基督教會何々教會 (何々傳道教會又ハ) 會堂設立致度候間御許可被下度左記事項ヲ具シ此段御願申上候也

一、設立ヲ要スル理由

今般設立ヲ願出ルニ至リタル何々教會ハ日本基督教會信徒ニシテ從來各自最寄ノ教會ニ屬シ其ノ教會堂ニ於テ禮拜ヲ爲シ來リタル處近時本會堂建設地ヲ中心トシテ在住スル者何名ニ達シ尙漸次其ノ數増加スヘキ見込ヲ有スルニ至リタルヲ以テ協議ノ上本教會堂所在地ヲトシ新タニ會堂ヲ建築シ以テ禮拜ヲ行ヒ併テ布教セントスルモノナリ (在來ノ建物ヲ利用スル場合ニハ前略) 本教會堂所在地ヲトシ在來ノ建物ヲ買入レ (又) 尙本教會ト同教派ニ屬スル既設教會ニシテ本教會ト最近距離ノモノノ所在地、名稱及其ノ距離左ノ如シ

教會名	所在地	距離

二、設置ヲ終ルヘキ期限

御許可ノ日ヨリ何ケ日又ハ何ケ月間ニ起工シ何年何月何日竣工ノ豫定(御許可ノ日ヨリ何ケ日又ハ何ケ月間ニ建物修理着手何年何月何日竣工ノ豫定)

三、名稱

日本基督教會何教會ト稱ス

所在地

何府縣市郡町村字番地

敷地

宅地 何坪(畑又ハ田何段何畝何歩)

所有者 住所氏名(借地ノ場合ハ所有主ノ承諾書寫添付)

建物 別紙敷地ニ對スル配置圖、平面圖、正面圖、側面圖、斷面圖及寫眞

教會堂 何造何葺何階建(又ハ平家)何棟

此建坪何拾何坪外ニ貳階(又ハ參階)何坪

內譯禮拜場 何室 何階 何坪

祈禱室 何室 何階 何坪

牧師室 何室 何階 何坪

講堂 何室 何階 何坪

圖書室 何室 何階 何坪

何室 何室 何階 何坪

牧師館 何造何葺何階建(又ハ平家) 何棟

此建坪何坪外貳階何坪

何々 何造何葺平家(又ハ何階建) 何棟

此建坪何坪何々

所有者 住所氏名(借家ノ場合敷地ト同シ)

四、宗教ノ名稱

宗教 基督教

宗派 日本基督教會

五、管理及維持ノ方法

本教會(本傳道教會)又ハ(本傳道所)以下做之)ハ日本基督教會憲法及規則(別冊)ニ基キ一箇ノ自治團體トシテ以下記載スル方法

機關ニ依リ管理及維持セラル

一、本教會ハ其ノ總會ニ於テ牧師(主任者)長老及執事(傳道教會又ハ傳道所ニ在)ヲ選舉ス(別冊何頁何條參看)

長老及執事ハ牧師ヲ輔ケテ教會ノ事ヲ掌ル其ノ實行機關ハ牧師及長老ヲ以テ組織セラレタル小會(傳道教會又ハ傳道所)主任者及委員ヲ以テ組織セラレタル委員會(別冊何頁何條參看)並執事之ヲ管掌ス、小會又ハ小會ニテ選ハレタル長老ハ教會ヲ代表ス但シ管理者ハ長老ノ中ヨリ互選ス

二、會堂建設費用並教會ノ維持費ハ小會ニ於テ決定シタル豫算案ヲ本教會總會ニ附議シ其ノ決議ニ基キ本教會信徒其ノ他ノ任意若ハ定時寄附ニ依リ支辨支持セラル
建設費豫算ノ總額金何程
維持費豫算ノ總額何年度全費ケ年分金何程

六、擔當布教者ノ資格及選定方法

一、資格

日本基督教會規則第八條(教師試補ノ場合ニハ一第七條)ニ依リ教師(又ハ「教師試補」)ノ資格ヲ具備スル者

二、選定方法

日本基督教會規則第九條及第十條ニ依リ何年何月何日教會ハ臨時(又ハ「定期」)總會ヲ開キ教師何誰ヲ牧師トシテ招聘スルコトヲ決議シ何々中會ヨリ遣ハサレタル委員ニ依リ就職式ヲ執行シタリ(教師試補ノ場合ニハ前略「第九條ニ準シ何年何月何日中略教師試補」)誰ヲ布教主任者トシテ招聘スルコトヲ決議ス

年 月 日

本籍 何府縣市郡町村何番地 士族(華族又ハ平民)

住所 何府縣市郡町村何番地 戶主(戶主何誰何々)

官吏(又ハ何々業)

日本基督教會何々教會設立者(又ハ管理者)

何 誰^⑩

年 月 日生

長官(知事)宛

(二通又は三通)

(廿二年內務省令四一號二條 同年社寺局通秘甲二九四號)

別紙擔當布教者ノ履歷書差出申候也

年 月 日

何府縣市郡町村何番地

日本基督教會何々教會設立者(又ハ管理者)

何 誰^⑩

年 月 日生

長官(知事)宛

(二通又は三通)

(履歷書又ハ宣教届添付ノ分ト同シ)

宣教ニ關スル事項變更届 (廿二年內務省令 四一號四條一項)

宣教ニ關シ何年何月何日御届申上候處ノ事項中左ノ通變更致候間此段御届申上候也

一、布教ノ方法

從來會堂ニ於テ祈禱、讚美、奏樂ヲ以テ禮拜ヲ行ヒ説教、講話、講演、聖書講義等ニ依リ布教ヲ爲シ來リタル處今般布教ノ一助トシテ

(イ) 別冊(又ハ別紙)「何々」ト題スル「何」刊雜誌(又ハ新聞)ヲ發行シ之ヲ教會信徒其ノ他一般志道者(又ハ購讀希望者)ニ實費配布ス

(ロ) 教會信徒、志道者等ヨリ信仰ニ關スル質問ニ應答センカ爲豫メ別紙ノ如キ各種ノトラクトヲ準備シ
布教傳道ヲ爲ス
年 月 日

住所 何府縣市郡町村何番地

日本基督教會教師(宣教師又ハ)

教師(試補)

何 誰
年 月 日生

長官(知事)宛

(二通又ハ三通)

宣教廢止届 (廿二年內務省令四一號一條三項)

私儀從來何市區町村番地所在何々教會ニ於テ宗教ノ宣布ニ從事致居候處年月日廢止候ニ付此段御届申上候也

年 月 日

何府縣市郡町村何番地

日本基督教會教師(宣教師又ハ)

教師(試補)

何 誰
年 月 日生

長官(知事)宛

(二通又ハ三通)

宣教者住所(居所)移轉届 (廿二年內務省令四一號四條一項)

私儀何々何番地ニ居住候處何年何月何日左記肩書ノ地ニ移轉候ニ付此段御届申上候也

年 月 日

何府縣市郡町村何番地

日本基督教會何々教會

牧師(宣教師又ハ)

教師(試補)

何 誰
年 月 日生

長官(知事)宛

(二通又ハ三通)

擔當布教者變更(增加)届 (廿二年內務省令四一號三條)

何々教會擔當布教者ハ牧師何誰ニ有之候處同人ハ何年何月何日辭任申出候ニ付日本基督教會規則第九條ニ依
リ教師何誰ヲ後任牧師ニ招聘致候間別紙履歷書添付此段及御届候也

年 月 日

何府縣市郡町村何番地

日本基督教會何々教會設立者又ハ管理者

何府縣市郡町村何番地

何

誰

長官(知事)宛 (二通又ハ三通)

増加届ノ場合ニハ

(前略) 者ハ何誰一人ニ有之候處今般副牧師(又ハ傳道補助者)トシテ教師(又ハ教師試補)何誰ヲ増加招聘致候間云
*(下略)ト記載スルモノトス

教會設立ニ關スル事項變更願 (廿二年内務省令四一號四條二項)

何々教會設立ノ儀何年何月何日御許可相成居候處右設立願書記載ノ事項中左ノ通變更致度候間御許可被成下
度此段御願申上候也

一、何々
何々
年 月 日

何府縣市郡町村何番地
日本基督教會何々教會設立者又ハ管理者
何府縣市郡町村何番地
何 誰

長官(知事)宛 (二通又ハ三通)

所在地又ハ建物ヲ變更セントスル場合ニハ移轉又ハ竣工ノ期限ヲ記入スルモノトス
又會堂ノ改築、移築増築及所在地變更等ノ場合ニハ圖面ヲ添附スルモノトス

教會堂移轉(廢止)届 (廿二年内務省令四一號四條三項)

何々教會ヲ何府縣市郡町村何番地ニ設置致居候處明治三十二年内務省令第四十一號第四條第二項ニ依リ何年
何月何日變更許可ノ指令ヲ受ケ何年何月何日何番地ニ移轉致候間此段御届申上候也

何府縣市郡町村何番地
日本基督教會何々教會設立者(又ハ代表者)
何府縣市郡町村何番地
何 誰

長官(知事)宛 (二通又ハ三通)

廢止届ノ場合ニハ「前略設置致居候處(何々ノ事由)ニ因リ何年何月何日廢止致候間此段云々」ト記載ス
ルモノトス

信徒員數届 (明治卅二年内務省令第四一號第五條)

一、所在地
一、宗教ノ名稱

一、教會ノ名稱
二、信徒員數

計 男 人
女 人

但何年十二月卅一日調

右之通相違無之候明治卅八年十二月廿五日內務省令第二十三號ニヨリ此段及御届候也

右何々教會管理者(擔當布教者)

年 月 日

長官(知事)宛 (一通又ハ三通)

何

誰

第四 日本基督教會維持財團寄附行爲と
同加入手續其他に關する説明

日本基督教會維持財團寄附行爲 (大正十五年三月三日附改正)
認可指令同月三十日接受)

名稱

第一條 本財團は日本基督教會維持財團と稱す。

事務所

第二條 本財團は事務所を東京市赤坂區新町四丁目參番地に置く。

目的

第三條 本財團の目的は日本基督教會の憲法及信仰の告白に基き日本基督教會並に同教會所屬諸教會が基督
教を内外に宣布し基督主義の教育慈善救濟出版の事業に要する土地建物資金其他の財産を所有し借有し
處理するに在り。

資産

第四條 本財團の資産は左の三種より成る。

- 一、基本財産
- 二、特別財産
- 三、通常財産

第五條 前條の基本財産とは本寄附行為に依り植村正久の寄附したる別紙財産目録記載の財産及將來基本財産として寄附若くは編入せらるる財産を謂ひ特別財産とは將來使用の目的を指定して寄附又は編入せらるる財産及其果實を謂ひ通常財産とは將來基本財産又は特別財産に屬せざる寄附の財産及基本財産又は通常財産より生ずる果實及他の雜收入を謂ふ但第十二條に依り公課金其他の費用を負擔する當該教會に使用する特別財産より生じたる果實は特別財産に編入せず當該教會に交付することを得。

第六條 本財團は本財團の目的に反する條件又は其目的に従て維持し又は使用し難き條件を附せられたる寄附は一切受くることを得ず。

第七條 本財團の資産は最も安全なる方法に於て管理し殊に金錢は堅實なる銀行に利子預を爲し又は確實なる有價證券に替へ保管し而して本財團の目的以外に之を處分することを許さず。

特別財産は其寄附の際指定せられたる目的に従て之を管理す。

第八條 本財團の目的の爲め已むを得ざる必要ありて基本財産又は特別財産を處分するには理事三分の二以上の同意に依り日本基督教會大會の承認を受けるを要す其日本基督教會所屬教會に於て現に使用しある特別財産を處分する場合には尙當該教會の總會の承認を受けることを要す。

第九條 本財團の所有する土地建物が不用となりたる時は損失を免れんが爲めに之を他人に賃貸し其益金を本財團の通常財産に編入することを得。

第十條 本財團の資産の管理維持其他の諸経費は本寄附行為に別段の規定あるものの外本財團の通常財産を以て之を支辨す。

通常財産に剩餘あるときは理事の決議に依り基本財産又は特別財産に編入し又は翌年度に繰越することを得。

第十一條 本財團の特別財産を使用せる教會が將來政府の許可を得て法人を設立したるときは本財團は其財産を該法人に寄附すべし但此場合日本基督教會の憲法及規則に従て開かれたる該教會の總會の議決に依る請求あるを要す。

第十二條 基本財産若くは特別財産たる土地建物を日本基督教會並に同教會所屬教會の用に供したる場合に當該教會の管理人をして之を管理せしめ且該土地又は建物に對する租税公課其他必要の費用は現に該物件を使用する日本基督教會又同教會所屬教會の管理人の申込に依り之を負擔せしむることを得。

役員

第十三條 本財團に理事拾貳名を置き理事會を組織す内一名は日本基督教會傳道局理事長を以て員を備ふ。

第十四條 理事は日本基督教會定期大會に於て選任す。

第十五條 理事の任期は五年とす但日本基督教會傳道局理事長にして理事たる者の任期は之を定めず。

第十六條 日本基督教會所屬教會の正會員は理事に選任せらるる權を有す。

第十七條 理事が日本基督教會の正會員たる資格止みたるときは同時に退任したるものとす。

第十八條 理事の業務執行上又は一身上不都合の行爲あるときは又は業務を行ふ能はざる状況にあるときは日本基督教會大會の決議を以て之を解任することを得。

第十九條 理事が死亡其他の原因に依り退任し缺員を生したるときは次の日本基督教會定期大會に於て補缺理事を選挙す但遲滯の爲め損害を生ずるの虞あるときは殘存する理事に於て次の定期大會まで補缺理事を指名す。

第二十條 補缺理事は前任理事の殘任期間在任す。

第二十一條 理事の任期滿了するときは其年の日本基督教會定期大會に於て理事選舉會を開き第二十四條の

理事候補者中に就き新任すべき理事を選挙す。

第二十二條 理事選挙會は大會議長之を召集し且之を整理す。

第二十三條 選挙は連記票を用ひ有効投票の比較多數を得たるを以て當選者と爲す得票の數同じき者は更に投票して其當選を決す。

其他投票の施行は大會の決議したる方法に依る。

第二十四條 理事は理事を選挙すべき年の日本基督教會定期大會の開期前理事候補者を指定し大會議長に報告す但理事候補者の數は選挙すべき理事の員數の倍數とす。

理事が候補者を指定せざる場合には大會議長理事候補者を指名す大會議長は大會の初日に於て理事選挙日を定め候補者の氏名と共に之を大會議員に報告す。

第二十五條 理事は本寄附行爲の趣意に従ひ本財團一切の事務を處理す。

理事が本財團の事務を處理するには理事會の決議に依る。

理事會は理事三名以上出席する時は開會することを得但其決議は理事七名以上の同意を得るに非ざれば其効力を生ぜず。

第二十六條 理事は互選を以て理事長書記理事會計理事各一名を定む。

第二十七條 理事長は外部に對し本財團を代表し理事會の議長と爲る理事長差支あるときは他の理事之を代理す。

其他理事長書記理事會計理事の職務及代理の順序は理事會の決議を以て別に之を定む。

第二十八條 理事會は事務執行の爲め少くとも毎年二回會議を開く。

理事長の意見又は理事三名の請求に依り何時にても臨時理事會を開くことを得。

解散

第二十九條 本財團は理事全員の四分の三以上の同意に依り日本基督教會大會の承認を得て解散することを得。

第三十條 本財團解散の場合其財産は左の如く處分す。

一、特別財産は寄附の際指定したる目的に最も近き目的を有する團體に之を寄附す。

二、其他の財産は本財團の目的に最も近き目的を有する内國法人に寄附す但日本基督教會大會の承認あるを要す。

改正

第三十一條 本寄附行爲は理事三分の二以上の同意に依り日本基督教會大會の承認あるときは主務官廳の認可を経て之を變更することを得。

附則

第三十二條 本財團設立の際理事就任に至るまでは理事の業務は設立者之を行ふ。

第三十三條 本財團は直接に布教、教育、慈善、出版の事業を爲すものにあらず。

本財團は日本帝國外に在る如何なる團體とも法律上何等の關係を有せず又日本帝國に於ける他の宗教的團體若くは營利を目的とする團體とも法律上何等の關係を有せず。

第三十四條 本財團に依り土地建物其他の財産を維持せらるべき日本基督教會所屬教會の擔當布教者の資格は中學校卒業以上の學力を有し日本基督教會會則に依り教師の任職式を受けたものなることを要す。

第三十五條 本寄附行爲に規定する日本基督教會大會は日本基督教會規則の定むる所に從ひ開催するものとす。

第三十六條 本財團設立の際に限り設立者は左の拾貳名を最初の理事に指定す但其の任期は法人設立許可の日始まり任期満了の年の日本基督教會定期大會を以て終る以下各理事住所氏名略す。
(大正十三年十一月廿一日設立認可)

日本基督教會維持財團

日本基督教會維持財團加入手續

其他に關する説明書

一、目的

我日本基督教會維持財團の目的は日本基督教會維持財團寄附行爲(以下單に寄附行爲と云)第三條に規定せらるる通日本基督教會の憲法及信仰の告白に基き日本基督教會並同教會所屬各個の教會が福音の宣傳に基督教主義の教育慈善出版の事業等を爲すに要する土地、建物、資金、其の他の財産を所有し又借り受けて之を處理するにあります各教會の中には既に單獨で財團法人となつて居る向もありますが其れは甚だ少數で其の大部分の教會は未だ財團法人となつて居りませぬ從て教會所有の財産(會堂及會堂の敷地其他の動産又は不動産)は各其の教會が長老、委員、其の他の中より假りに代表者を設け其の代表者一、個人所有名義となつて居りますので萬一の場合其れが係争の種とならむとも限りませぬ之畢竟教會が法律上認められたる一個の公法人となつて居らぬ結果己むを得ぬ便宜の處置で萬一にも過ちは無い譯でありませうけれども若し其の財産の所有名義人が死去せし場合には其の財産は一人所有名義になつて居るが爲めに法律上當然其の家督相続人たる者(全く教會に無關係者或は其として選)の所有に歸する事となるので其處に思ひ設けざる係争問題を惹起す様な場合が生ぜぬとも限りませぬ其處で此の不安を無くする爲めには教會が其の所有財産を當日本基督教會維持財團なる公法人に寄附して之をその所有主となし置くならば管に前の如き不安を除き得るのみならず斷じて其の禍根莫からしむる譯であります畢竟教會の如き公共的共同團體の財産は之を一個の公法人となして其の財産の安固を確保する事が社會公益上最も必要な事であるけれども各個の教會が悉く單獨にて財團法人たらしむ事は各教會に取ても將又主務官廳に於ても其の手續頗る煩に堪えざるを以て其の取扱手續の簡捷と便宜とよりして茲に本財團の組織を許可されたので主務官廳に於ては寧ろ個々の財團設立を避くる方針で各教會の財産を此の一個の法人に依て管理せしむる事となつた譯であります。

故に全國に於ける我日本基督教會に屬する各個の教會にして未だ單獨にて法人となり居らぬ各教會は此の際速かに本財團に加入せられ各教會の所有せる財産を使用の目的を指定して本財團に寄附せらるれば本財團は寄附行爲第五條により之を特別財産として所有し管理するので要するに此の寄附行爲は一の信託行爲であります。

二、資 産

本財團には基本財産があります(寄附行為第 四條參看)之は今迄假りに植村正久氏個人所有名義になつて居りましたが此度財團が成立したので植村正久氏の寄附といふ形式を以て本財團の基本財産に編入せらるるのであります次に特別財産とは各教會が其の使用の目的を指定して本財團に寄附せらるる財産と其の果實(財産より生ずる地代、利)を申す。又通常財産とは將來基本財産又は特別財産に屬せぬ寄附の財産(財務局へ毎月送らるる、大曜學校局費、恩給扶助部費、會堂建築局費、並是等諸機 關に對する臨時又は任意の寄附金及之より生ずる果實)其の他雜收入などを申す。

然し各教會より其の所有の不動産其の他の財産を特別財産として本財團に寄附せらるる場合本財團の目的に反する條件や其の目的に従て維持し又は使用し難い條件を附せらるる寄附財産は一切之を受ける事が出来ぬのでありますけれど此の規定(寄附行為第 六條參看)に抵觸せず特別財産として寄附を受けた財産は寄附者が寄附の際指定せらるる條件や目的を尊重して管理するのであります。以下寄附申出(加入の意)に付ての例を示します。

(第一例) 寄附申出書

東京市麹町區平河町參丁目九番地所在
一、宅地 壹千貳百坪
價格金貳拾四萬圓也

右土地ヲ日本基督教會維持財團ノ特別財産トシテ左記ノ通使用ノ目的ヲ指定シ寄附致候也

一、日本基督教會麹町教會會堂ノ敷地トシテ使用
大正拾四年貳月貳拾壹日

東京市麹町區平河町參丁目九番地

日本基督教會麹町教會

代表者長老 何

某 印

(第二例) 寄附申出書

東京市麹町區平河町參丁目九番地所在
一、鐵筋混凝土造スレート葺參階建築屋 壹棟
價格金參拾萬圓也

此ノ建坪
第壹階 參百坪
第貳階 貳百坪
第參階 壹百坪

右建物ヲ日本基督教會維持財團ノ特別財産トシテ左記ノ通使用ノ目的ヲ指定シ寄附致候也

一、日本基督教會麹町教會會員其ノ他ノ禮拜又福音宣傳ノ爲メ使用
大正拾四年貳月貳拾壹日

東京市麹町區平河町參丁目九番地

日本基督教會麹町教會

代表者長老 何

某 印

右寄附申出書は 一、金額、坪數、年月日、番地等の數字は必ず壹、貳、參、拾、を使用する事。
二、謄書、訂書の場合は欄外に何字挿入又削除と記して代表者、捺印の事。
三、美濃紙に毛筆にて認めペン書及カーボン複寫せざる事。

以上、假設例の如き寄附申出が有りしとすれば、本財團に於ては、其の財産は各指定せられたる目的に從て之を管理するのであります。(寄附行爲第七條第二項參看) 若し本財團が其の目的遂行上已むを得ぬ必要を生じて基本財産又特別財産を處分せねばならぬ場合には本財團理事三分の二以上の同意を受け日本基督教會大會の承認を経なければ處分し得ぬのであります。加て之を寄附したる教會に於て現に使用しつゝある特別財産を處分するには先づ第一に當該教會(加入した教會)の總會の承認を受けねばならぬのであります。(寄附行爲第八條參看) 又本財團の特別財産として寄附せられたる土地建物等を使用せる教會が政府の許可を得て將來法人を設立したときには(寄附行爲第十一條參看)本財團は其の財産を該法人に寄附します。然し其れには日本基督教會の憲法規則に從て開かれた該教會の總會の決議による請求が無ければなりません。

三、財産の管理

特別財産として本財團へ寄附されたる土地建物の管理は當然本財團で爲すべきですけれども其の寄附された土地建物、其の寄附した教會の用に供する場合には、其の教會の管理人に管理せしめ、其の土地、建物に對する租税、公課等の必要費は其の經常費たる臨時費たるを問はず教會の負擔とするのであります。(寄附行爲第十二條參看)

其の代り此の負擔を引受けられた教會は寄附行爲第五條但書によつて寄附せられた特別財産より生ずる果實のある場合に限り其の果實の交付を財團へ請求する事が出來ます。

若し將來本財團が解散する場合は寄附行爲第三十條第一號の規定せる通(一)特別財産は最初寄附の際指定したる目的に最も近き目的を有する團體に之を寄附するのであります。(二)其の他の財産は日本基督教會大會の承認を経て本財團の目的に最も近き目的を有する内國法人に寄附します。

本財團に加入の結果寄附さるべき特別財産に關する事柄は大略前記の通寄附を受け之を管理し且處分せらるるのであります。其の寄附に關する手續に付尙一言説明を附加します。

特別財産へ寄附せらるべき物件が土地建物の場合には所有權の移轉登記をなさねばなりません。其れは不動産の所在地を管轄する登記所で登記せらるればよいのであります。凡て寄附を申出らるる場合には、

一、寄附申出書 (壹通)

一、財産表 (寄附せらるべき財産の) (壹通)

二、總會記録の寫 (寄附に關する決議事項) (壹通)

を取揃へ書留郵便にて御送附を願ひます。從て此の不動産の所有權移轉に付て要する登録税は其の不動産價格の千分の三十であります。之は寄附せらるる各教會の負擔であります。但教會堂の敷地に付ては登録税法第九條第一項第二號に依り登録税も登記料も共に免除せらるるのであります。序に申て置きますが此の他本財團

より脱退の爲め若は本財團解散の爲め特別財産を還附する場合及加入後特別財産の變更増減抹消又名稱變更等に關する登記を爲さむとするときは其の登記に要する登記料並登録税等は其の都度各教會の負擔せらるべきものと御承知下さい。

寄附申出をせらるる各教會に於ては當方へ送らるる寄附申出書、財産表、等の控書及登記簿謄本等遺漏なく備附置かるる様願います。

當財團所有名義に變更せられたるとき登記簿の謄本壹通御提出ありたし。

財團法人事務取扱に付ての諸経費に充當する意味に於て本財團に加入又は脱退其の場合に本財團は各其の當該教會より一時限りの左記手数料を申受けします。

- 一、加入脱退の場合
 - 一 教會の特別財産として提供せらるる財産の總價格

二千圓迄	三圓	五千圓迄	五圓
一萬圓迄	七圓	一萬圓以上	十圓
- 二、加入後資産の増減及び名稱變更の場合
 - 一 登記事項毎に 壹圓

五、財團加入後其の不動産に異動ある場合の取扱方に關する件

- 一、財團へ事後報告せらるべき場合

但し此の場合と雖も教會備付の臺帳へは財團と打合の上記帳すること

 - 甲、現在の建物を増減なしに修繕せるとき
 - 乙、天變地異に因り又は實測の結果不動産に増減を生じたるるとき
 - 二、左の場合に於ては財團の承認を受けたる後施工せらるべし

模様替、移築、改築等の爲現在の建坪を増すとき
 - 三、寄附行爲第八條に依り理事會の同意と大會の承認を経て施工又は訂正せらるべき場合
 - 甲、模様替、移築、改築等の爲現在の建坪を減殺するとき
 - 乙、現在の不動産を處分（賣却、讓與、取毀）せんとするとき
- 寄附行爲第九條に依り將來不用の不動産を他人に貸與せむとするときは其の契約書案を添へ財團の承認を受けられたし

六、諸稅法規抄錄及通牒、判例

○登錄稅法 (明廿九、三ノ廿八、法律第廿七號、昭四、四ノ第六三號改正迄)

- 第二條 不動産ニ關スル登記ヲ受クルトキハ左ノ區別ニ從ヒ登錄稅ヲ納ムヘシ
 - 一 相續ニ因ル所有權ノ取得 不動産價格千分ノ五
 - 二 遺言、贈與其他無償名義ニ因ル所有權ノ取得 不動産價格千分ノ四十五
 - 但シ神社、寺院、祠宇、佛堂又ハ民法第三十四條ニ依リ設立シタル法人カ無償名義又ハ寄附行爲ニ因リ所有權ヲ取得シタルトキハ 千分ノ二十五
 - 四 所有權ノ保存 不動産價格千分ノ五
 - 五 共有物ノ分割、分割ニ因リテ受クル 不動産價格千分ノ五
- 第十九條 左ニ掲クルモノニハ登錄稅ヲ課セス
- 二 社寺若ハ堂宇ノ敷地又ハ墳墓地ニ關スル登記
 - 十四 學校經營ヲ目的トスル法人ノ土地、建物ノ權利ノ取得又ハ所有權ノ保存ノ登記

○基督教會堂敷地ノ登錄稅ノ件 (明廿八、三ノ九司法次官通牒民刑第一一七號)

控訴院、地方裁判所、區裁判所、區裁判所出張所
從來基督教會堂ノ敷地ニ係ル登錄稅ヲ課スヘキヤ否ヤニ付テハ其ノ解釋區區ニ涉リ居候趣ニ有之候處今回大藏省ト協議ノ上基督教會堂ニ係ル登錄稅ハ登錄稅法第十九條第二號ノ社寺堂宇ノ敷地ニ係ル登記ニ準シ之ニ登錄稅ヲ課セサル事ニ相定メ候間爲御心得此段及通牒候也

○地方稅

市制

第百廿一條 所得稅法第十八條ニ掲クル所得ニ對シテハ市稅ヲ賦課スルコトヲ得ス
神社寺院、祠宇佛堂ノ用ニ供スル建物及其ノ境内地並教會所說教所ノ用ニ供スル建物及其ノ構内地ニ對シテハ市稅ヲ賦課スルコトヲ得ス但シ有料ニテ之ヲ使用セシムル者及住宅ヲ以テ教會所說教所ノ用ニ充ツル者ニ對シテハ此ノ限ニ在ラス(以下各項省略)

町村制

第百一條 所得稅法第十八條ニ掲クル所得ニ對シテハ町村稅ヲ賦課スルコトヲ得ス
神社寺院、祠宇佛堂ノ用ニ供スル建物及其ノ境内地並教會所說教所ノ用ニ供スル建物及其ノ構内地ニ對シテハ町村稅ヲ賦課スルコトヲ得ス但シ有料ニテ之ヲ使用セシムル者及住宅ヲ以テ教會所說教所ノ用ニ充ツル者ニ對シテハ此ノ限ニ在ラス(以下各項省略)

府縣制

第百十條 府縣稅ヲ賦課スルコトヲ得サルモノニ關シテハ法律勅令ヲ以テ別段ノ規定ヲ設クルモノヲ除クノ外市町村稅ノ例ニ依ル(以下各項省略)

◎北海道一級町村制 第八十五條及樺太町村制第五十條ノ規定ハ前記各條項ト略ホ同一ニ規定セララル

○基督教會構内(會堂敷地内)ノ家屋稅ヲ賦課セサル件 (大正二年一月十六日愛知縣照會庶務第六〇號)

本縣ニ於テ家屋稅ヲ賦課スル地域中耶穌教會ノ所有スル建物有之其一部ハ教會堂又ハ聖堂ト稱ヘ禮拜又ハ儀式ヲ行フ場所之石ニ對シテハ府縣制第百十條ニ依リ町村制第百一條ノ教會所ノ用ニ供スル建物トシテ縣稅ヲ賦課セサルコトニ取扱居候處右教會所ノ構内ニ建設シアル宣教師ノ住宅及宗教教授用ノ建物は市町村制改

正前ニ於ケル寺院ノ庫裡即チ僧侶ノ住宅ニ課税セザリシコトヲ引證シ縣稅ノ賦課ヲ受クヘキモノニ無之旨申出ノモノ有之右ハ市町村制改正ノ結果前記宣教師ノ住宅及宗教教授用ノ建物ハ市制第百廿一條町村制第百一條ニ定メラレタル神社寺院祠宇佛堂ノ用ニ供スル建物ト認メ市町村稅ヲ賦課セス從テ府縣制第百十條ニ依リ縣稅ヲモ賦課セサルコトニ取扱可然哉御意見承知致度此段及照會候也

(内務省地方局大正二年四月一日回答第三號)

御照會ノ趣了承右敎會所ノ構内ニ建設セル宗教教授用ノ建物ニ對シテハ之ニ賦課スルヲ得ヌ又敎會所ノ構内ニ在リテ其主管宣教師又ハ番人等ヲ居住セシメ居ル建物ノ如キハ敎會所ノ一部又ハ附屬舎ニシテ敎會所ノ用ニ供スル建物ナレハ宣教師ノ住宅ニ關シテモ同様課税スルコトヲ得サル義ト御了知相成度候

○敎會堂ノ敷地ト登錄稅ニ關スル大審院ノ判例其ノ他

基督教會敷地登記ノ登錄稅(大正三年四月登記學會解答)

基督教會ノ登記申請ニハ市町村長並牧師等ノ證明アレハ免稅ノ理由トシテ十分ナリ

個人名義ノ社寺堂宇ノ敷地ト登錄稅(大審院大正十二年民六九三頁判決總攬諸法令下卷一六七〇頁)

登錄稅法第十九條第三號ニ社寺堂宇ノ敷地トアルハ其宗教事業ニ保護ヲ加フル精神ニ鑑ミテ苟モ社寺堂宇ノ敷地ニ屬スル以上ハ其所有名義ノ如何ヲ問ハス登錄稅ヲ免除スヘキモノニシテ個人ノ所有名義ノ敷地ナルカ故ニ之ヲ免除セサルモノト解スルヲ得ヌ本件三筆ノ土地ハ神道天理教津大敎會ノ敷地ニシテ抗告人先代五三郎ノ所有名義ト爲シアルモノナレハ抗告人ハ家督相續ニ關スル登記申請ヲナスニ付キ同條同號ニ依リ登錄稅ヲ免除セラルヘキモノトス

社寺堂宇ノ敷地ノ範圍(民事局長大正十二年民事第一九四八號回答)

本條第三號ノ社寺堂宇ノ敷地ノ範圍ハ社寺堂宇ノ境内地全部ナリトス

第五 日本基督教會役員委員及職員其他一覽 (昭和九年)

(一) 役員之部

大會議長	佐波 亘	東京市蒲田區新宿町四一八	同	郷司 愷爾	東京市大森區石川町一四三
同副議長	三好 務	同市中野區高根町二	同	日高 善一	同市世田谷區代田一六三五
同書記	村岸 清彦	同市京橋區入船町一ノ二	同	川崎 義敏	同市澁邊通四丁目
同常置委員	佐波 亘	前出	同	多田 素	前出
同(長)	三好 務	前出	同(書記)	毛利 官治	前出
同(書記)	村岸 清彦	前出	同	金井爲一郎	東京市牛込區市谷仲之町五〇
同	多田 素	高知市水通町二丁目	同	白井 慶吉	大連市臥龍臺一〇七
同	毛利 官治	横濱市中區大橋町三ノ五七	同	三好 務	前出
同	川添万壽得	東京市目黒區自由ヶ丘二〇〇	同	上 與二郎	臺北市幸町八
同	富田 滿	同市杉並區荻窪二ノ一〇八	同(専務)	小野村林藏	札幌市北一條西六丁目
同	山本 忠興	同市豊島區高田本町一ノ四二一	同	佐波 亘	前出
				山本 忠興	前出

傳道局理事

今村好太郎 兵庫縣武庫郡住吉村八甲田七三六一

同

藤田 治芽 福岡市春吉六月田八六

同

秋月 致 京城府貞洞一

傳道局實行委員

石川 四郎 和歌山市三木町堀詰八

同

和田 方行 廣島市國泰寺町一八九

同

丹 忠 會津若松市榮町三四八

財務局理事

原 戊吉 東京市世田谷區代田一六三四

同

山本 五郎 大阪府泉北郡濱寺町松原通

同

吉川逸之助 名古屋市中區白壁町四ノ七

同

服部 廉輔 兵庫縣武庫郡良元村仁川

同

松原 英一 東京市淀橋區角管二ノ一〇二

同

淵 時智 同市世田谷區野澤町一ノ三六

同

間野 松藏 同市品川區下大崎一ノ八六

同(長)

中松 盛雄 東京市大森區新井宿四ノ一三〇九

同

吉田 茂人 小樽市花園町東二丁目

同

原田 友太 東京市世田谷區池尻町四一〇

日曜學校局理事

山本 忠興 同市豊島區高田本町一ノ四二一

同

高村 甚平 同市品川區大井出石町五一六五

同

粟飯原梧樓 同市外吉祥寺町野田南一八八九

同

福田敬太郎 神戶市灘區高羽橋丘一三六

同

笹倉 彌吉 橫濱市中區中村町一、二〇一

同

馬場 久成 神戶市神戶區再度筋三ノ一

同

新島 善直 札幌市北六條四十二丁目

同

小平 國雄 東京市大森區田調調布三ノ八九

同

小杉 德治 同市本所區錦糸町一ノ七

同

赤石 義明 仙臺市北五番丁八

同

霜越 四郎 大阪市中區船越町一ノ四八

同

番匠 鐵雄 鹿兒島市長田町四七

維持財團
法人理事(長)

多田 素 高知市水通町二丁目

同

秋月 致 京城府貞洞一

同

桑田繁太郎 兵庫縣川邊郡塚口住宅

同

笹倉 彌吉 橫濱市中區中村町一、二〇一

同

小林 誠 東京市日本橋區矢ノ倉町一

同

渡邊 暢 千葉市登戸町穴川三九〇

同

新島 善直 札幌市北六條西十二丁目

同

山本 忠興 東京市豊島區高田本町一ノ一、四二一

同

中松 盛雄 同市大森區新井宿四ノ一三〇九

同

榊富安左衛門 同市目黒區上目黒八ノ五八〇

同

(缺員二名)

教育局理事

田川大吉郎 東京市小石川區小日向臺町二ノ二五

同

井深梶之助 同市芝區白金三光町三四六

同

市村 與市 名古屋市中區外守山町小幡二、二二二

同

川添万壽得 東京市目黒區自由ヶ丘二〇〇

同

笹尾余太郎 東京市芝區白金明治學院內

同

(缺員)

同

(缺員)

社會局理事(長)

村田 四郎 東京市杉並區天沼三ノ六八五

同

小林 誠 前出

同

賀川 豊彦 同市世田谷區上北澤町二ノ六〇三

同

外村 義郎 同市牛込區市谷臺町五

同

齋藤 敏夫 堺市熊野町東四丁一八

同

川添万壽得 東京市目黒區自由ヶ丘二〇〇

同

日本神學校
名譽校長
一〇五

日本神學校 校長 ※村田 四郎 東京市杉並區天沼三ノ六八五

同 理事(長) ※井深梶之助 同市芝區白金三光町三四六

同 佐波 亘 同市蒲田區新宿町四一八

同 毛利 官治 同市豊島區高田本町三ノ五七

同 (書記) ※山本 忠興 同市豊島區高田本町一ノ四二一

同 山本 五郎 同市豊島區高田本町原通

同 (會計) ※田川大吉郎 同市小石川區小日向臺町二ノ二五

同 ※金井爲一郎 同市牛込區市谷仲之町五〇

同 ※多田 素 同市牛込區市谷仲之町五〇

同 日高 善一 同市世田谷區代田一ノ六三五

同 三好 務 同市中野區高根町二

同 ※原田 友太 同市世田谷區池尻町四一〇

同 小野村林藏 同市世田谷區池尻町四一〇

※常務理事

財團事務擔當者 金城女子專門學校 理事 多田 素 前出

同 吉川逸之助 同市芝區白金三光町三四六

同 市村 與市 同市外守山町小幡中新田二ノ二二二

同 スマイス 同市東區吉野町二ノ一六

同 辻 亮吉 同市外野川町勝景園

同 (缺員)

財團法人私理事 田川大吉郎 前出

同 立女子學院 長尾 半平 同市中野區氷川町九

同 教役者恩給扶助調査委員 (二) 委員之部

同 小林 誠 同市日本橋區矢ノ倉町一

同 貴山幸次郎 同市杉並區荻窪三ノ一三六

同 笹倉 彌吉 同市杉並區荻窪三ノ一三六

川添万壽得 同市目黒區自由ヶ丘二〇〇

同 ハナホード 同市芝區白金明治學院構内

同 桑田繁太郎 同市芝區白金明治學院構内

同 三好 務 同市中野區高根町二

同 都留 仙次 同市芝區白金明治學院構内

同 桑田 秀延 同市杉並區荻窪二ノ二〇

同 熊野 義孝 同市豊島區長崎町二ノ三、六、四

同 霜越 四郎 同市豊島區長崎町二ノ三、六、四

同 樋田 豊治 同市豊島區長崎町二ノ三、六、四

同 出村 剛 同市豊島區長崎町二ノ三、六、四

同 細川 慶次 同市豊島區長崎町二ノ三、六、四

同 鈴木 高志 同市豊島區長崎町二ノ三、六、四

同 藤田 治芽 同市豊島區長崎町二ノ三、六、四

同 吉川逸之助 同市目黒區自由ヶ丘二〇〇

同 小平 國雄 同市芝區白金明治學院構内

同 岡見千吉郎 同市目黒區下目黒一ノ二二

同 西島 政之 同市豊島區目白三ノ三、五、二一

同 長野 嘉吉 同市中野區本町通五ノ三七、五三

同 日疋 信亮 同市豊島區百人町三ノ二八、五

同 下石 幸也 同市杉並區高圓寺三ノ一八、八

同 光 晉 同市小石川區原町七一

同 (書記) 井上朋三郎 同市目黒區自由ヶ丘一ノ九〇、大村邸内

同 安戸 豊莊 同市大森區新井宿二ノ一、六、五、二

同 森田 殿丸 同市豊島區高田本町三ノ九、一

同 清水 欣 同市豊島區高田本町三ノ九、一

同 富田 滿 同市豊島區高田本町三ノ九、一

同 讚美歌委員 同市豊島區高田本町三ノ九、一

教師試験委員 白井 慶吉 大連市臥龍臺一〇七
 基督教職員委員 金井爲一郎 東京市牛込區市谷仲之町五〇
 同 佐波 亘 同市蒲田區新宿町四一
 同 川添万壽得 同市目黒區自由ヶ丘二〇〇
 同 小林 誠 同市日本橋區矢ノ倉町一
 同 村田 四郎 同市杉並區天沼三ノ六八五
 同 三好 務 同市中野區高根町二
 同 飯島 誠太 堺市大町西四丁一一
 同 石川 四郎 和歌山市三木町堀詰八
 同 細川 慶次 大連市光風臺一八三
 同 富田 滿 東京市杉並區荻窪二ノ一〇八
 同 小林 誠 前出
 同 桑田繁太郎 兵庫縣川邊郡塚口住宅

同 毛利 官治 横濱市中區大橋町三ノ五七
 同 小平 國雄 東京市大森區田園調布三ノ八九
 同 石川 四郎 前出
 同 中山 國三 吳市中通五ノ一三
 同 金井爲一郎 前出
 同 郷司 慥爾 東京市大森區石川町一四三
 同 多田 素 高知市水通町二丁目
 同 金井爲一郎 前出
 同 小野村林藏 札幌市北一條西六丁目
 同 石川 四郎 前出
 同 川崎 義敏 福岡市渡邊通四丁目
 同 和田 方行 廣島市國泰寺町一八九
 同 丹 忠 會津若松市榮町三四八

諸式文改正委員

三好 務 東京市中野區高根町二
 同 金井爲一郎 同市牛込區市谷仲之町五〇
 同 村岸 清彦 同市京橋區入船町一ノ二一

(三) 職員之部

書記 木岡甲子男 東京市淀橋區十二社二七三
 維持財團事務擔當 篠澤 武夫 同市中野區川島町三八
 日曜學校局主事(名譽) 中田 光治 同市豊島區西巢鴨二ノ二、五一三
 同 編輯主任 小出 正吾 同市世田谷區玉川與澤町一ノ四三三
 同 (主事) 小杉 德治 同市本所區錦糸町一ノ七
 同 (會計)

(四) 各中會議長、書記

東京中會(議長) 金井爲一郎 前出
 同 (書記) 光 晉 東京市小石川區原町七
 浪速中會(議長) 桑田繁太郎 兵庫縣川邊郡塚口住宅

同 (書記) 飯島 誠太 堺市大町西四丁一一

東北中會(議長) 丹 忠 會津若松市榮町三四八
 同 (書記) 渡邊 良亮 山形市六日町二七四
 同 鎮西中會(議長) 藤田 治芽 福岡市春吉六月田八六
 同 (書記) 佐羽内哲三 久留米市篠山町二ノ一二一
 同 山陽中會(議長) 和田 方行 廣島市國泰寺町一八九
 同 (書記) 中山 通夫 同山市西中山山下五二
 同 北海道中會(議長) 小野村林藏 札幌市北一條西六丁目
 同 (書記) 近藤 治義 小樽市稻穂町西八ノ九
 同 臺灣中會(議長) 上 與二郎 臺北市幸町八
 同 (書記) 子島 友熊 臺中市大正町一ノ四
 同 滿洲中會(議長) 白井 慶吉 大連市臥龍臺一〇七
 同 (書記) 高橋 一男 大連市霞町一六

朝鮮中會(議長) 鈴木 高志 釜山府實水町一ノ九三

同 (書記) 宮田 熊治 新義州府榮町六丁目

(五) 各關係ミッション議長、書記

米國メソヂヤン(議長) エチ、イ、大分市中島浦町一、八

同 (書記) ミ、ロ、東京市芝區白金明治學

北長老 教會 (議長) ゴルドン、ケイ 神戸市中尾町五二

同 (書記) シ、イル、東京市芝區白金明治學

南長老 教會 (議長) エチ、シ、神戸市灘區篠原五一

同 (書記) ウ、イ、リヤ、シ 岐阜市美江寺町

合衆國メソヂヤン(議長) イ、エ、チ 仙臺市東三番丁一六二

同 (書記) ウ、イ、リヤ、シ 仙臺市土橋一二五

(六) 教職會役員

委員(長、編輯) 井田 健司 京都市東山通五條下ル

同 (會計) 霜越 四郎 大阪市東區船越町一ノ

同 (書記) 長谷川 計太郎 同市西區阿波堀三ノ五

同 丹 忠 會津若松市榮町三四八

同 中山 通夫 同市西中山山下五二

同 郷司 健爾 東京市大森區石川町一

同 堀内友四郎 同市大森區見島見町四

同 佐藤 良雄 東京市在原區中延町旗

同 近藤 治義 小樽市粉糠町西八ノ九

同 高橋 一男 天連市霞町一六

同 宮内 彰 唐津市大名小路

同 子島 友熊 臺中市大正町一ノ四

同 宮田 熊治 新義州府榮町六丁目

(七) 全國聯合婦人會役員

(八) 東京中會聯合婦人會役員

會長 植村 環 前出

書記 若林美津子 東京市大森區新井宿四

同 小平 てる 同市大森區田園調布八

同 岩藤 勇子 同市神田區錦町三ノ二

同 渡邊 たき 前出

同 武田 越 前出

同 石塚 忍 同市牛込區原町二ノ七

同 鈴木 七子 同市品川區大井林町

同 光 榮子 同市小石川區原町七一

同 河田 良子 同市牛込區辨天町一五

同 城戸 順子 同市山手町一〇九共

同 大庭 芳子 同市宇田區窪一、六

會長 植村 環 東京市淀橋區柏木四ノ

副會長 山本 つち 大阪府下濱寺町松原通

同 原 しか 東京市世田谷區代田一

書記 武田 越 同市澁谷區代々木富ヶ

同 榊富 てる 同市目黒區上目黒五八

同 尾山 たき 同市麴町區富士見町二

同 山室 ひな 同市麻布區三河臺町二

會計 横川とよの 同市淀橋區西大久保四

同 渡邊 たき 同市澁谷區代々木初臺

同 奥平 敏 同市麻布區草苅町六二

同 淺野 はな 同市澁谷區金王町五四

同 田中 正子 同市澁谷區青葉町二〇

事務所 東京市淀橋區柏木四ノ九四八 柏木教會内

會長 植村 環 前出

書記 若林美津子 東京市大森區新井宿四

同 小平 てる 同市大森區田園調布八

同 岩藤 勇子 同市神田區錦町三ノ二

同 渡邊 たき 前出

同 武田 越 前出

同 石塚 忍 同市牛込區原町二ノ七

同 鈴木 七子 同市品川區大井林町

同 光 榮子 同市小石川區原町七一

同 河田 良子 同市牛込區辨天町一五

同 城戸 順子 同市山手町一〇九共

同 大庭 芳子 同市宇田區窪一、六

事務所 東京市淀橋區柏木四ノ九四八 柏木教會内

(九) 浪花中會聯合婦人會役員

會長 山本 つち 大阪府下濱寺町松原通
 書記 服部ハツミ 兵庫縣武庫郡長元村仁川
 同 森田 とめ 大阪府南區南船場四
 會計 渡邊 とう 西宮市大社村森貝宮上三九三
 同 堀 章子 京都市上京區下加茂中河原六〇
 委員 清水 たね 兵庫縣武庫郡本山村岡本中島
 同 梶原 きみ 神戸市須磨區天神町一ノ三〇
 同 星野 やす 京都市吉田下大路町四五
 同 平尾 いと 兵庫縣武庫郡住吉村住吉教會内
 同 進藤 とく 大阪府住吉區天神森一ノ四六
 同 石川 よね 和歌山市三木町堀詰八
 事務所 大阪市 南區南船場四九ノ一 大阪南教會

(一〇) 北海道中會聯合婦人會役員

委員長 梅野 せつ 札幌市南十條西十五丁目
 同 佐藤 あや 同市外圍山三條五丁目
 書記 清水 とわ 同市南八條西十丁目
 會計 柴原 松子 同市北一條西十二丁目 裁判所官舎
 事務所 札幌市北一條西六丁目 札幌日本基督教會内

(一一) 山陽中會聯合婦人會役員

委員長 江村 秋子 山口市早間田三三
 書記 中西とし子 同市東白石二、二八六ノ三
 會計 富田 春子 同市長山一、一二七
 事務所 山口市早間田三三 山口日本基督教會内

第六 各教會、牧師、役員氏名住所

(無印)ハ牧師 (印)ハ教師 (△)ハ教師候補 (●)ハ中會未加入者 (書)ハ書記 (會)ハ會計 (執)ハ執事 (日)ハ日曜學校長 (十)ハ會堂ヲ有スル教會

(一) 東京中會所屬教會

名稱	位 置	傳道開始又ハ教會建設年月日	牧師又ハ主任者	住 所
海岸	横濱市中區日本大通八	開明治只(ジエム)大. 9 博士ニヨリ傳道建設開始五年三月十日	笹倉 彌吉	中區中村町一、二〇〇一 電話本局三、九五〇〇一
(●)	佐久間勝之助	中區中村町一、二〇一	酒井 隆五郎	中區中村町東一、三八三
(●)	早川 淺吉	中區相生町四ノ七二	三澤 恭哉	神奈川區栗田谷五、五六
(●)	福谷 由藏	中區本牧元町三〇三	高田 素	磯子區瀧頭町二、四七
(●)	金子 なか子	磯子區瀧頭町九七	鈴木 新吉	神奈川區子安町(●)河合 卯一
新 築	東京市京橋區入船町一ノ二一	明治六年九月二十日	村岸 清彦	同上
(●)	平野 龍亮	淀橋區下落合二ノ七九七	宮 部 力	瀧野川町西ヶ原(●)奥田 時藏
(●)	藤原 鈞次郎	下谷區上根岸町七一	赤城 芳雄	荒川區日暮里町(●)佐竹 藤太郎

石橋 慶藏 品川區大井立會 原五〇〇 內藤 兆吉 下谷區御徒町二 赤城 芳雄 (前出)

千屋 御法 本郷區彌生町三 花鳥 文子 澁谷區千駄ヶ谷 町八四四

指路 橫濱市中區尾上 明治七年九月十日 毛利 官治 中區大橋町三ノ五 石川 文壽 (次出) 七電話長者町四八〇

小林 潔雄 中區北方町二ノ 三橋 英一郎 中區鷺山竹ノ丸 小瀧 常吉 神奈川區子安町 一〇四 守屋町

三宅 秀藏 神奈川區藤原町 大橋 繁 中區本牧元町二 門屋 直寬 神奈川區旭ヶ丘 二二二 三六

岡部 幸彦 中區本牧町四ノ 石川 文壽 中區辨天通一丁 吉川 眞次郎 中區辨天通三丁 八五三 目

山下 和則 神奈川區栗田谷 鈴木 清五 中區住吉町五丁 龜井 博司 神奈川區桐畑一 二五 目 橫濱活版舎内

佐藤 園 鶴見區生麥柳町 國井 綾 中區太田町六丁 田中 善一 中區伊勢佐木町 四五六 目 青年會 基督女子

向井 蘭次郎 中區南太田町西 城戸 順 中區山手町一ノ 小瀬村 重雄 中區松影町二ノ 中耕地一八三七 共立女子神學校

芝 東京市芝區愛宕 明治七年十月八日 富田 滿 杉並區荻窪町二ノ一〇八 電話荻窪二ノ三七九

岡見 千吉郎 目黒區下目黒一 菊島 敬一郎 芝區琴平町三四 吉村 シゲリ 荏原區下神明町 二ノ一二 電話

篠原 松次 芝區西久保巴町 岡田 信六 京橋區銀座西六 鳥越 藤吉 芝區廣町四 四五 二ノ七

五月女 忠藏 芝區西久保巴町 吉田 ハル 澁谷區千駄ヶ谷 菊地 喜代 澁谷區永住町二 四五 町四ノ六八三

間野 松藏 品川區下大崎一 井口 えい 目黒區中目黒三 水科 貞子 牛込區市ヶ谷臺 八六 一ノ一 五〇

東條 松五郎 杉並區和田堀和 土生 壽々 世田谷區深澤町 岡田 信六 (前出) 泉町六六 四ノ一 七三七

矢島 みす 小石川區大塚仲 村池 重夫 大森區北千束町 四二二

上 上田市大字上田 明治九年十月八日 永田 福太郎 長野縣白田町 五三八三ノ口號日

石田 三代治 設原 遠藤 鐵太郎 馬場町 久保田 寛助 長野縣小縣郡長 瀨村

遠藤 さん 馬場町 渡邊 浪治 踏入 永田 福太郎 (前出) 土居 辰郎 同上

大井町 東京市品川區大井 明治十年六月 井立會町四〇九 十一日

池田 兼麿 品川區大井立會 南條 一郎 品川區南品川二 杉本 民三郎 目黒區洗足町一 町四七三 一ノ九四

木村 昌喜 品川區大井權現 平林 幸子 品川區大井北濱 神崎 きよみ 大森區雪ヶ谷八 町三 七二四

鈴木 七子 品川區大井林町 横川 源太郎 品川區元芝町八 七〇

勤 東京市麴町區平 明治十年十一月 都留 仙次 芝區白金今里町 電話高輪三、六六六 河町三ノ九 三日 芝區學院橋内

佐崎 良之一 麴町區元平河町 豊 歳 澁谷區千駄ヶ谷 前田 大四郎 中野區多田町六 一〇

齋藤 國治 目黒區中目黒四 泉水 信子 澁谷區上落合二 前田 大四郎 (前出) ノ一四四八

淺

青木金太郎 澁谷區千駄ヶ谷 五ノ八五二 (前出) 澁谷區代々木初 澁六二九 (前出) 下 岡富之輔 中野區宮里町一

草

高城 衛 杉並區上荻窪町 五七八 (前出) 金子 勘藏 本所區東兩國四 會我 正雄 横濱市鶴見區生

牛

深津 文雄 豊島區高田本町 一ノ三三六 (前出) 今井 周三郎 牛込區甲其町一 齋 藤 忍 府下武蔵野町吉

兩

寺尾 完治 澁谷區代々木初 臺町五六四 (前出) 古門 林太郎 澁谷區百人町二 杉江 いし子 中野區住吉二七

本

金子 民三郎 本郷區富士前町 四 (前出) 相良 五百子 本郷區森川町九 鳥羽 雄吉 山口縣宇都町

海

海老名 謙一 中野區小滝二七 粟屋 磯熊 麻布區今井町一 石黒 鶴喜 豊島區雜司ヶ谷

下

下石 幸也 杉並區高圓寺三 細谷 勝次 日本橋區江戸橋 町三ノ六 (前出) 海老名 謙一 (前出)

長

長尾 金次郎 澁谷區代々木新 町七七 (前出) 高岡 セイ 日本橋區本町三

佐

佐藤 良雄 荏原區中延町 一 (前出) 鳥羽 雄吉 山口縣宇都町

今

今野 幸吉 杉並區上荻窪町 六四九 (前出) 田部 一郎 大森區新井宿四 鳥羽 雄吉 (前出)

林

林 止 本郷區本郷二ノ 三六 (前出) 遠藤 喜徳 豊島區駒込一ノ 一六三 (前出)

桐

桐生市 グラウン 明治十一年十一月九日 新階 頼音 同上 (前出) 田中 喜久吾 (次出)

田

田中 喜久吾 錦町一ノ八九五 川島 善四郎 本町六丁目 山端 宇太郎 清水町

市

市川 武 末廣町三丁目 堀 祐平 巴町二丁目 稻田 好次 東堤町

田

田島 豊次郎 本町六丁目 荻原 四郎 新宿通り二丁目 丹羽 タケ旭町

豊

豊島岡 東京市小石川區 明治十二年十一月八日 西村 直 杉並區清水町一 (前出) 中田 光治 (次出)

西

西島 政之 豊島區目白町三 (前出) 平井 磐雄 豊島區西葉町 中田 光治 豊島區西葉町二

日

日本橋 東京市日本橋區 明治十二年十一月廿二日 原田 友太 世田谷區池尻四 (前出) 中田 光治 豊島區西葉町二

結

結城 長治 本郷區元町二ノ 二三 (前出) 竹内 庄次郎 日本橋區綱敷町 二ノ二三 (前出) 矢部 清 日本橋區本町四

箕

箕輪 堅三郎 大森區大森三ノ 二ノ三八一 (前出) 吾妻 三郎 深川區清澄町三 (前出) 服部 スガ 下谷區上野橋木

安

安常 三郎 日本橋區濱町三 大澤 幾次郎 日本橋區本町一 (前出) 上村 きく 芝區琴平町四

上

上澤 謙二 豊島區目白町三 (前出) 本多 嘉右衛門 牛込區二十騎町 (前出) 岩藤 勇子 神田區錦町三ノ

橋本 謙治 日本橋區本町三ノ三 三村 美繼 日本橋區濱町三ノ四 渡邊 光 牛込區横寺町五ノ一

高輪 東京市芝區二本町二ノ一九 明治十五年十一月十一日 山本 秀煌 品川區上大崎四ノ二四五

關 俊平 豊島區雜司谷六ノ八六九 上野 久米子 目黒區平町二三三四

田井 清子 目黒區高木町一ノ五四 齋藤 勝次郎 芝區白金嶺町三ノ四 瀧澤 直彦 芝區白金今里町七七

大久保 正勝 大森區池上町徳持三三〇 宮地 利彦 目黒區自由丘一ノ九四 川村 節子 品川區上大崎一ノ七五九

三浦 太郎 目黒區柿ノ木阪三七〇 前田 宏 杉並區天沼三ノ七七九 宮地 利彦 (前出)

横須賀 横須賀市深田町 開始明治十七年七月八日 明治十九年七月十五日 津田 正則 同上

紺野 尚雄 公卿町一ノ九二一 大貫 春松 公卿町一ノ三二三 古谷 與市 公卿町三ノ五九六

波邊 與三郎 公卿町一ノ二一五 古場 文一 汐留町七 永田 敏雄 汐入町一二五

園部 彦長 公卿町三ノ三八九 堀 友彦 神奈川縣金澤町寺前六三二 牧野 玉次郎 深田町三四

柴崎 辰藏 深田町二七三 竹内 いの子 汐入町五〇九 津田 正則 (前出)

富士見町 東京市麹町區富 開始明治十八年十一月十日 明治十九年三月六日 三好 務 中野區高根町二ノ二 山田 基男 教會内

宮崎 豊文 牛込區細工町六 大石 榮 四谷區舟町四八

浦野 三朗 淀橋區下落合一ノ四八一 原 志吉 世田谷區代田一ノ六三四 郡山 幸男 牛込區矢來町五

木岡 甲子男 淀橋區十二社二ノ七三 仲里 朝章 杉並區上荻窪町六五五 平井 良成 赤坂區氷川町一

福島 正雄 豊島區池袋三ノ一三七七 井上 顯作 瀧野川區上中里町一六 山本 忠興 豊島區高田本町一ノ一四二一

田中 惠 世田谷區代田一ノ六三四 紅 松文 杉並區大宮前六ノ四一三 大江 與四郎 牛込區市谷富久町一〇九

高鳥 武雄 豊島區巢鴨三ノ三〇一 田中 忠二 豊島區青葉町二 河井 道子 府下北多摩郡千歳村船橋一〇三〇

谷岡 貞 豊島區尾井町六 長尾 半平 中野區氷川町九 山本 忠興 (前出)

芳賀 静代 牛込區中町三二 三島 つな 中野區小瀧町四九

小野 徳三郎 荏原區小山町四九二 小川 潤次郎 杉並區高圓寺一ノ四〇

伊勢崎 群馬縣伊勢崎町 明治廿一年七月廿四日 竹前 豊藏 同上 竹前 豊藏 (同上)

下城 一郎 榮町 磯部 市次郎 本町二ノ七一六 田中 繁之 新町

金井 直次郎 本町二ノ一〇 森村 堯太 佐波郡宮郷村連取六〇五 大竹 高次郎 本町二ノ甲一〇八九

三輪 勇吉 日吉町一五四〇 金井 孫次郎 佐波郡豊受村馬見塚 下城 秋雄 藤澤村下植木

下城 茂子 榮町六二八 矢内 なか 佐波郡三郷村西太田七二八

千

千葉市市場町五

森岡 謹吾 同上

高島 秀男 寒川新宮六四

高梨 チセ 寒川長洲九一八

白井 潔 市外都村具塚二六二

杉谷 乙次郎 寒川新宮四八

秋田 良治 本町三ノ五七三

齋藤 鷹之助 吾妻町三ノ一、二、三

武藤 鏡夫 市場四八七

河島 トヲ 本町三ノ五五六

市

谷 東京市牛込區原

金井 爲一郎 牛込區市谷仲之

高澤 保 牛込區喜久井町二九〇

小倉 哲三 牛込區喜久井町三六

太田 兼次郎 牛込區喜久井町二九

鈴木 榮吉 中野區桃園町四六

大澤 佐四郎 牛込區原町一ノ五二

海江田 虎次郎 京橋區銀座四ノ二

土居 譽雄 世田谷區北澤四ノ三六六

伊藤 一雄 本郷區元町二ノ五

河田 良子 牛込區辨天町一五

野田 半三 牛込區若松町一二

奥崎 恂太郎 深川區平野町三ノ五

松田 ナミ 本所區太平町三ノ二

野田 半三 (前出)

角

松永 野利正 澁谷區角管二ノ一〇〇

井手 研三 花原區小山町八九

高瀬 正太郎 澁谷區榎塚町一九六

白山 靖 澁谷區幡ヶ谷本町一ノ一〇

奥秋 肇 在原區下神明町四二二

水村 寅吉 澁谷區榎塚町一〇四

岩本 算子 中野區住吉町三〇

佐藤 太郎 瀧野川區中里町四一六

中山 國六 杉並區和泉町一八四

合田 正之 中野區本町通五ノ一八

加藤 要之助 澁谷區千駄ヶ谷町三ノ四九一

太田 恒代 北多摩郡狛江村岩戸四八三

橋本 礎三郎 澁谷區幡ヶ谷笹塚一ノ〇一三

高橋 泰 費島區長崎町三ノ四〇〇二

井手 研三 (前出)

鷺

上 條 勝 中區山下町二二

原田 たけ 中區鷺山三二

大川省之助 中區鷺山三二

崎山 長太郎 中區元町四ノ一七七

諏訪 いと 中區鷺山二〇

日月野 振吾 (前出)

芹澤 いく 中區鷺山三二

岡野 昌長 中區鷺山二〇

水

戸 水戸市西町六七

宮本 桃喜 同上

字野 藤熊 東京市杉並區荻窪二ノ一七一

平山 彦六 水戸市天王町

太田 光子 水戸市梅香町

海野 信之助 水戸市仲町四八

宇佐美 辰野 水戸市西町

平山 満壽子 水戸市天王町

真家 守太 宇都宮市一條町一、一、九六

小島 信子 水戸市藤澤小路

宮本 桃喜 (前出)

山

梨 甲府市春日町一

島田 正己 山梨縣飯沼町

志村 誠策 春日町

濱口 永雄 百石町

志村 誠策 春日町

青

山 東京市赤坂區青 明治四十三年四月三日

川添万壽得

目黒區自由ヶ丘 二〇〇

河島 誠

目黒區上目黒八ノ五八五

武田 越子

澁谷區代々木宮ヶ谷町一四六四

能勢 英馬

目黒區上目黒三ノ一七三〇

鶴 仲壽美

赤坂區青山南町五ノ三七

村田 正亮

世田谷區世田谷三ノ二、三一、九

能勢 英馬

(前出)

淵 時智

世田谷區野澤一ノ三六

石橋 近三

目黒區上目黒二ノ二、〇八一

淵 時智

(前出)

岩井 福造

澁谷區金王三六

宇佐美 敬子

世田谷區玉川瀨田町三九〇

千駄ヶ谷

澁谷區千駄ヶ谷 大正元年十二月廿一日

吉本 一良

同上

溝尻 房藏

花原區戸越町一

北島 顯正

澁谷區代々木山谷町二八九

野島 新之丞

國立驛前大學通

穴澤 健次

澁谷區神山町二

長野 嘉吉

中野區本町通五ノ三五

吉本 一良

(前出)

豊田 末吉

澁谷區千駄ヶ谷一ノ五六二

香川 松太郎

中野區本町通五ノ三五

大森

東京市大森區入新 開辦明治三十七年六月廿七日

佐波 亘

蒲田區新宿町四一八

中島 房男

大森區市野倉町四四一

栗原 雅信

品川區大井瀧王子町四五九一

佐藤 哲子

大森區新井宿五ノ三九

高村 甚平

品川區大井出石町五一六五

穴戸 豊莊

大森區新井宿二ノ一六五二

小川 榮藏

大森區新井宿五ノ四〇

林 一男

品川區南品川六ノ一四七六

宇賀 武雄

大森區新井宿五ノ二二

北村 又吉

大森區馬込町東一ノ一、二二九

武藤 富男

目黒區上目黒五ノ二、五三一

若林 美津子

大森區新井宿四ノ九九六

内藤 久子

大森區馬込町東二ノ二、〇七五

大谷 元夫

横濱市鶴見區平安町二ノ一〇七

中松 盛雄

大森區新井宿四ノ一、三〇九

大村 益荒

品川區大井庚塚町四、九一二

高村 甚平

(前出)

中澁谷

東京市澁谷區櫻丘町五 大正六年九月廿九日

山本 茂男

杉並區上荻窪町七五八

山本 茂男

同上

加藤 七郎

板橋區中村町三ノ七七三

千矢 不二雄

世田谷區上馬三ノ九一

奥田 直常

府下砧村上ノ臺八一五ノ四

井上 朋三郎

目黒區自由ヶ丘一ノ九〇

榑 田 孝

澁谷區千駄ヶ谷五ノ八九七

石井 重雄

府下三鷹村東京天文臺

羽田 智夫

澁谷區下落合三ノ一、七九四

清水 二郎

豊島區目白町學醫院南一號官舎

齋藤 成一

神奈川縣片瀨下の谷

淺野 花

澁谷區金王町四七

大崎

東京市大崎區小 大正六年十月一日

逢坂 元吉郎

品川區上大崎町一ノ七五五

小幡 浩

品川區東大崎町一ノ四八松下方

杉山 慎一

目黒區宮ヶ丘一ノ八七五

笠原 春子

大森區南千束町四

中井 正愛

品川區北品川四ノ五〇三

豊間 喜恵子

荏原區戸越町七

鹽濱 淑子

芝區二本橋一ノ三五

杉山 正一

荏原區小山町八

鹽濱 和夫

芝區白金猿町六

杉山 正一

(前出)

鎌倉

倉神奈川縣鎌倉町 開始大正六年十月三十一日
大町藏屋敷七九 建設大正七年五月十二日 松尾造酒藏 横濱市中區南太田町一、九八四 △渥美清枝 鎌倉町大町由比ヶ濱一四七

兒島三郎 同縣久良岐郡六浦莊村 姜泰鎬 大船町新富町一 杉橋千代子 鎌倉町材木座九七

清水富喜子 鎌倉町雪下一、六九 野川群鳳 鎌倉町福樂寺五 磐井ひろ 教會内

清水候忠 鎌倉町長谷大谷 桑久保睦子 鎌倉町大町一、七六 松尾造酒藏 (前出)

小林卯太郎 戶四一四

野畑啓二郎 鎌倉町佐介ヶ谷 五〇二

上海

上海北四川路A 大正七年十二月十五日 成田良太同上

日本人

川口憲一 黃羅路十七號D 石川務 平涼路同興社宅 藤卷秀子 派山路四三〇

稅田隆輔 文路K十五號 泉祐太郎 上海紡績會社々 淺野きさ 北四川路A一七一

與田豐蕃 黃羅路三〇號 淺野進 北四川路A一七一 成田良太 (前出)

中村鐵一 施高塔路六〇號 山中千代子 施高塔路六〇

明星

東京市下谷區竹 開始明治廿二年二月十四日 △加藤邦雄 向島區音響町西 五ノ一〇〇

中原信義 本郷區駒込神明 小杉德治 本所區錦糸町一 平田泰雄 本郷區駒込神明 町九五

平田泰助 本郷區駒込神明 新井靜子 府下立川町旭町 佐藤喜文 下谷區西黒門町 町九五

小石川

東京市小石川區 開始三十五年十二月 光 晉同上 光 忠 幸同上

三島

靜岡縣三島町芝 開始明治十一年五月 武市四郎 同上

新潟

新潟市寄居町四 開始明治二十三年八月 佐伯儉 二葉町二丁目 柴田秀子 水道町一ノ五、二四二

白

東京市品川區上 開始大正六年六月三十日 鄉司健爾 大森區石川町一 內野倉政子 澁谷區櫻田一ノ一 大崎五ノ六三九 建設大正十三年五月四日 森野基一 澁谷區代官山同 澁谷區アハ上六號 同調會アハ上 二〇一番

加藤市太郎 目黒區上目黒一 棟居 信夫 荏原區中延町一 平林 武雄 品川區大崎本町
 江田 三重 目黒區下目黒三 澤崎 九二三 目黒區自由ヶ丘 棟居 信夫 (前出)
 長谷川 秀治 荏原區中延町一 秋谷 七郎 豊島區長崎東町
 井 深 花 芝區白金三光町 西野 嘉二郎 目黒區洗足一、
 松本市東町一丁 開辦大正九年二月十一日
 大正十三年九月十三日

波多腰潤一郎 長野縣東筑摩郡 山崎 民平 松本市西町四七 矢島 麟太郎 同縣東筑摩郡
 波田村 渡邊 勇 同縣東筑摩郡和 山崎 民平 (前出)
 白 澤 濟 同縣南安曇郡 大藏 民衛 同郡澤村
 手塚 縫藏 松本市西町藤塚 柏井 光藏 同上
 岡 靜 同市水落町三 開辦大正元年十二月一日
 同市外香谷七七 堀川 幾太郎 北安東町六四 柏井 光藏 (前出)
 上野 一男 同市外香谷七七 柳橋 太郎 東鷹匠町四三 久世 隆猪 牛込區市谷富久
 清水 重治 丸山町八〇 外村 義郎 牛込區市谷驛町 河内 鮎子 麻布區龍土町二
 市谷驛町 東京市牛込區市 開辦明治四十年十月十五日
 谷臺町八 開辦大正十四年五月一日

西野 庄治郎 淀橋區柏木一 伊賀 秀雄 大森區新井宿四 伊賀 秀雄 (前出)
 大井上 よねを 牛込區市谷驛町 土井 悦子 麻布區坂下町三
 訪 長野縣上諏訪町 開辦明治四十三年八月一日
 新小路六七ノ二 開辦大正十四年十一月八日 西山 知義 同上
 佐藤 豊助 片羽町 柳澤 こまつ 大手町
 久保田 力藏 上町 三輪 さく木町 西山 知義 (前出)
 澁谷 東京市澁谷區松 大正十五年五月 尾島 眞治 同上 尾島 眞治 (前出)
 澁町三七 九日 朝倉 近 世田區上馬町 尾島 眞治 (前出)
 角谷 カネ 澁谷區澁谷町三 今村 直藏 神田區宮本町一 妹尾 房次郎 澁谷區若木町卅
 鴨 東京市豊島區築鴨 大正十五年十月九日 開辦明治九年四月四日 岡田 省三 目黒區東町五 椎名 常次郎 (前出)
 町七ノ一六二三 開辦明治九年四月四日 今村 直藏 神田區宮本町一 妹尾 房次郎 澁谷區若木町卅
 椎名 常次郎 澁谷區代々木本 岡田 省三 目黒區東町五 椎名 常次郎 (前出)
 小澤 衛 杉並區荻窪三ノ 福田 正俊 世田區代田二 齊藤 庄一 杉並區高圓寺七
 信濃町一〇 開辦大正十三年六月一日 池口 凌 杉並區馬橋二ノ 菅井 準一 杉並區高圓寺四
 信濃町一〇 開辦大正十三年六月一日 池口 凌 杉並區馬橋二ノ 菅井 準一 杉並區高圓寺四
 宮本 武之助 中野區上高田町 井上 淑子 小石川區高田豊 征矢野 靜江 澁橋區柏木四ノ
 一ノ三三六 川町日本女子大 九七五

秋山 久江 淀橋區下落合四ノ三〇一五

岡田 美須子 淀橋區西大久保三ノ二六高倉方

栗飯原 梧樓 市外、吉祥寺野田南一八八九

田川 大吉郎 小石川區小日向臺町二ノ二五

齋藤 直一 麩町區西日比谷町一官舎

長崎 次郎 横濱市中區南太田町一、三〇六

樋口 左右子 中野區上ノ原町三一

齋藤 文子 牛込區北山伏町廿

栗飯原 梧樓 (前出)

淺見 三慶 牛込區中町一

渡邊 多喜 澁谷區代々木初臺四七七

石塚 忍 牛込區原町二ノ七一

篠澤 武夫 中野區川島町三八

神田 東京市神田區美土代町二ノ一 開辦十二年 電話田調調布一

小平 國雄 大森區田調調布町三ノ八九

清水 廉 神田區錦町三ノ三

雲野香右工門 浦田區蒲田町五一〇

小宮山 主計 世田谷區池尻町三六九

岡田 佐和子 下谷區西町三

加藤 武夫 世田谷區若林町二二七

橋本 寛敏 京橋區明石町六

力石 長藏 四各區花園町九五

大河内庄太郎 神田區堅大工町一〇

木更津 千葉縣木更津町 開辦十三年三月十日 電話田調調布

黒澤 かつゑ 大森區田調調布町三ノ三〇

吉川 虎三郎 木更津町新田

松木 治三郎 (同上)

渡邊 周次郎 木更津町新田

金田 玉子 同郡青堀村大堀

大日方 八五郎 君津郡清川村長須賀

武次 治三郎 同郡青堀町大堀

村上 米藏 同郡中川村横田

井出 伊朝美 同郡中川村横田

奥川 亮 Mitsui Bussan Kaisha, Singapore.

吉原 憲良 Nan-Ah Koshi-Telek Sungai, Johore, c/o Seki-denkan Hotel, 21, Beach Road, Singapore.

正本 勇 Osaka Shosen Kaisha, Singapore.

芳田 義雄 Nangoku Rubber Estate, c/o Fukuda & Co., 17, Beach Road, Singapore.

梅森 幾美 No. 6, Adis Road, Singapore.

朴木 竹次郎 No. 123, Middle Road, Singapore.

福島 英彦 Senai Rubber Estate, Senai, Johore.

有馬 安治 Arima Bussan Co., No. 87, Middle Road, Singapore.

蒲田 東京市蒲田區御園町三五七 開辦大正十五年十一月廿七日 電話田調調布

栗原 久雄 同上

眞野 寅市 蒲田區新宿町四七六

正木 英雄 大森區東調布町鶴木町五〇

郷 淳平 蒲田區下丸子町四九〇

牧 茂 横濱市鶴見區東寺尾町云々

安積 孝一 蒲田町道塚町四三九

坂本 五郎 蒲田區御園町三八四

垣本 勇 蒲田區出雲町九二

伊藤 亮一 蒲田區新宿町一二七〇

新嘉坡

NO. 6, Adis Road, Singapore. 開辦大正十五年十月廿八日 電話田調調布

梅森 豪勇 同上

奥川 亮 Mitsui Bussan Kaisha, Singapore.

吉原 憲良 Nan-Ah Koshi-Telek Sungai, Johore, c/o Seki-denkan Hotel, 21, Beach Road, Singapore.

正本 勇 Osaka Shosen Kaisha, Singapore.

芳田 義雄 Nangoku Rubber Estate, c/o Fukuda & Co., 17, Beach Road, Singapore.

梅森 幾美 No. 6, Adis Road, Singapore.

朴木 竹次郎 No. 123, Middle Road, Singapore.

福島 英彦 Senai Rubber Estate, Senai, Johore.

有馬 安治 Arima Bussan Co., No. 87, Middle Road, Singapore.

蒲田

東京市蒲田區御園町三五七 開辦大正十五年十一月廿七日 電話田調調布

栗原 久雄 同上

眞野 寅市 蒲田區新宿町四七六

正木 英雄 大森區東調布町鶴木町五〇

郷 淳平 蒲田區下丸子町四九〇

牧 茂 横濱市鶴見區東寺尾町云々

安積 孝一 蒲田町道塚町四三九

坂本 五郎 蒲田區御園町三八四

垣本 勇 蒲田區出雲町九二

伊藤 亮一 蒲田區新宿町一二七〇

松

澤 東京市世田谷區上北澤町三八六三 開始大正十二年十二月十八日 建設昭和七年十二月十八日

小川 清澄 世田谷區上北澤町二ノ四九一 (松村 信幸 (次出))

松村 信幸 世田谷區上北澤町三ノ六六六

三井 常太郎 世田谷區上北澤町三ノ二〇三

後藤 安太郎 世田谷區松原町三ノ九二二

田井 國政 澁谷區千駄谷町五ノ九〇五

益野 次郎 世田谷區上北澤町二ノ八〇五

賀川 春子 世田谷區上北澤町二ノ六〇三

栃

木 栃木縣栃木町 開始明治廿三年三月 建設昭和八年五月十四日

森 好春 同上

町田 嘉子 栃木町泉町

奥居 いし 同町入舟町 大島田 鶴子 栃木縣小山町下町

藤掛 恒三郎 同町相生町

岡安 たけ 同町入舟町 (町田 嘉子 (前出))

石川 松治 同町祝町

長 一雄 茨城縣下館町 本城町

宇都宮

宇都宮市旭町一ノ三、四、二七、二〇 開始明治十八年十二月 建設昭和八年五月廿一日

藤本 保己 同市二條町一、二、四三

大西 古筑 西端田町四五六

井上 伯平 二條町一、三五 寺内 庄吉 一條町六

古田 二郎 西端田町

長野 又四郎 清住町三、七〇 (井上 伯平 (前出))

林 通治 河原町一、一一四

鈴木喜四郎 西原樓町

鶴

見 横濱市鶴見區鶴見町豊岡三五四 開始大正十五年九月十九日 建設昭和九年

堀内 友四郎 同上

薩埵 莊一 東京市大森區馬込町東一ノ三〇

榎崎 豊樹 鶴見區鶴見町三四三 熊谷 は女子 鶴見區下末吉町五一〇

沼井 虎橋 鶴見區東寺尾町一五一四

小林 清志 鶴見區湖田町一八三六 野依 源吾 東京市麴町區準町二〇

福住 とみ子 鶴見區鶴見町三

松丸 市子 鶴見區東寺尾町二六六 (榎崎 豊樹 (前出))

(一)ノ二 東京中會所屬傳道教會

九十九里

千葉縣松尾町松尾六一 開始明治十六年十月 廿日

宮内 俊三 同上

平山 甚市 同縣成田町仲町

大森 驥一 松尾町押邊

田村 幸吉 同町大堤

若林 五郎 同町松尾

里見 富三郎 同町松尾

小野崎 奠 同町田越

里見 純吉 同

小俣

栃木縣小俣町字田町 開始明治卅一年十月十九日 新階 輛音 桐生市グラウンド前通

岩脇 六男 小俣町

白石 ミヤ 小俣町

磯川

小石川區小日向 開始明治四十一年二月十一日 臺町三ノ三三

神保 勝世 (次出)

神保 倉吉 中野區江古田 二ノ五六五

波多野 房吉 小石川區小日 向臺町二ノ三

神保 勝世 世田谷區上馬 町二ノ一、三〇

十字 東京市淀橋區柏木 大正十三年 一ノ二伊東保土方 三月廿三日

西巢鴨 東京市豊島區池袋 大正十四年二月 十二日 〇青芳 勝久 豊島區池袋一ノ 七七八神宮方

河西 道子 豊島區池袋一ノ 一教會内 服部 鐵之助 豊島區池袋一ノ 一

山村 英 名古屋市高見 市營住宅

松浦 光一 豊島區西新井 字中一二九 青芳 とみ 中野區江古田 一ノ二〇七 〇青芳 勝久 (前出)

香港 No.18, Ice House 大正十四年八月 廿三日 〇齋藤 列泉 同上

井上 隆一 三井洋行氣付 〇下川 憲久 山崎齒科醫 院 〇井上 隆一 (前出)

濱松 濱松市松城町一 昭和二年五月十 五日 〇松本 美實 同上 〇栗原 信一 (次出)

市川 伊六 廣澤町崇源院裏 消費組合アバ 小椋留四郎 市外蒲村植松 森岡 勇 廣澤町九八

長谷川 保 市外入野村規塚 結核療養所アテ 長谷川八重子 鳥居 惠一 三組町二五 栗原 信一 廣澤町

駒込 東京市豊島區 開始昭和二年二月六日 駒込二ノ二二三 建設昭和四年一月廿日

中山 嘉市 杉並區馬橋三ノ 三五

坂上 直道 本郷區神明町三 七四

目白 東京市豊島區目 開始大正十一年二月 白町二ノ一六〇 建設昭和四年五月十二日

金子 一次 淀橋區下落合二 〇本間 誠 同上 下竹 房敬 小石川區龍 町二十 三吉 朋十 豊島區雜司 谷町七ノ三三

島津 愛之 牛込區余丁町五 五 山本 楠男 澁谷區櫻丘町 四七山合方 〇本間 誠 (前出)

阿佐ヶ谷 東京市杉並區阿 開始昭和三年三月 阿佐ヶ谷五ノ三〇 建設昭和四年十一月十七日 〇高崎 能樹 同上 〇武南 高志 杉並區阿佐ヶ谷 四ノ三四八 高崎 能樹 (前出)

佐々木 有三 杉並區阿佐ヶ谷 四ノ九六一 齋藤 潔 杉並區阿佐ヶ 谷五ノ六六

武蔵野 東京市豊島區長崎 開始昭和四年四月七日 南町一ノ一八二二 建設昭和五年五月四日 〇熊野 清子 豊島區長崎仲町 二ノ三六六四

德澤 治 中野區繁宮一ノ 一三一 星野 德治 淀橋區柏木町 三ノ三三

本郷 吟子 小石川區高田老 松町四〇 德澤 楠子 (德澤治ニ) 〇熊野 清子 (前出) 築山 美都子 豊島區池袋二ノ 一、二二九

洗足

東京市荏原區 開始大正十二年二月
中延町九七五 建設昭和五年十二月十四日

村上

治

荏原區小山町
六〇八

江幡

亮

品川區北品川町
六ノ三七四

古賀 祥二 荏原區中延町
一〇〇〇

內藤 俊太郎 大森區田園調
布町二ノ六六

篠澤 忠夫 荏原區小山町
四五六

伊藤 榮 世田谷區若林町
六〇三

高橋 五郎 大森區北千東
町一九〇

佐々木かのゑ 大森區北千東
町五三八

高澤 敏男 荏原區中延町
一一〇〇

加來 龍治 荏原區中延町
一一一三

山口 貴雄 荏原區中延町
一〇五九

牧 謙治 荏原區中延町
一九八

田中市三郎 荏原區中延町
二一九六

松平 康一 荏原區中延町
一〇九二

柏木

東京市荏原區 開始昭和五年十月一日
木四ノ九四八 建設昭和六年十月四日

植村

環 同上

光

靜枝 (前出)

山田 堅介 澁谷區代々木西原
町九六七

玉川 直重 市外千歲村下
祖師ヶ谷三軒

光

靜枝 (前出)

本川 一郎 澁谷區柏木三ノ四
三六

光 靜枝 市外武藏野町
吉祥寺一七七

上原

東京市澁谷區代々木 開始昭和六年十一月十一日
木上原町一三二四 建設昭和八年六月十一日

赤岩

榮 同上

石井市次郎 (次出)

荻窪

東京市杉並區 開始昭和八年二月五日
東荻町九一 建設昭和八年七月十六日

日下

一 同上

宮崎 美喜 世田谷區代々木
二ノ七〇八

青木 元次 杉並區井荻一
ノ二二

桑田 清茂 杉並區天沼
一ノ五六

桑田 秀延 杉並區荻窪
二ノ二〇

下石 克己 杉並區高圓寺
三ノ一八八

村田 光 杉並區天沼
三ノ六八五

川崎

川崎市見染 開始昭和六年三月
一三一 建設昭和八年十二月廿五日

松山昌三郎 同上

保田 常吉 横濱市神奈川區
白幡町五一五

水戸 晤郎 横濱市鶴見區
二本木二七七

松山昌三郎 (前出)

長原

東京市大森區 開始昭和七年十月廿三日
上池上町五〇 建設昭和九年一月廿一日

山本

喜藏 同上

渡邊 勇助 澁谷區伊達七

小幡 藤兵衛 大森區上池上町
一〇三

山本 正三 大森區上池
上町五〇

山本 喜藏 (前出)

水町 善一 大森區上池上町
四〇

川村 善治 大森區上池
上町二〇一

山本 喜藏 (前出)

西荻窪

東京市杉並區大 開始昭和五年五月九日
宮前五ノ二八八 建設昭和九年五月廿七日

林

香 同上

香 (前出)

高橋 三郎 杉並區大宮前
三ノ一二三

瀨良 千代子 杉並區大宮
前五ノ三七七

林 香 (前出)

友成 卓夫 同區大宮前三
ノ一五〇

柴山 フサ 同區大宮前
六ノ四一四

田園調布

東京市大森區田 開始昭和七年十二月四日
園調布三ノ七四 建設昭和九年

岡田 正夫 同上

山田 耕 品川區大井森
前町五ノ五六
五大井病院内

末弘 久子 田園調布四ノ
一七五

澁田 見榮子 田園調布二
ノ一九七

山田 耕 (前出)

氏家 隆武 同三ノ五

花鳥 澄子 同四ノ一九五

氏家 隆武 (前出)

栗山 靜江 同三ノ三七七

水野 薫 同四ノ四

本所

東京市本所區 明治十六年
綠町一ノ五 一月廿三日

村

君袋 健一 城東區大島町五ノ六二
上 新潟縣村上町 明治十七年八月廿四日
庄内町二八〇

伊

小田 冬 村上本町三ノ丁
那 長野縣伊那町青木町三四四九 明治廿三年三月八日
加藤 茂古町 雨宮 道雄 同上

飯

田 長野縣飯田町 明治廿七年
二二六
白鳥 宗司 下伊那郡上郷村
野原 弘一 飯田町 寺 田 博 同上

佐

渡 新潟縣河原田町 明治廿九年七月十日
字本町裏二八一 高橋 久野 河原田町字本町裏二八二
家 本 進 同町字本町 猪股 茂右衛門 同郡畑野村
田村 トシ 佐渡郡津根町 塚本 庄一郎 同郡雨津町字湊

長

野 長野市 大正七年四月
一三六
瀧澤 萬次郎 長野縣上高井郡井上村
小千谷 新潟縣小千谷町裏町 大正十三年八月二十四日
山 本 晉 小千谷町裏町 山田 幸一 長岡教會内

長

岡 長岡市長町 開辦大正十二年八月一日
一丁目 建設大正十三年八月廿四日
山田 幸一 同上
若井 元齋 袋町一 武見 誠策 旭町二
久 長野縣白田町 昭和二年十一月七日 永田 福太郎 同上

沼

津 沼津市城内 開辦昭和二年六月
西條一〇三 建設昭和三年十一月十八日
栗林 九市 同郡羽茂村 大崎三五
近藤 キヨ 河原田町字本町

長

野 長岡市長町 開辦大正十二年八月一日
一丁目 建設大正十三年八月廿四日
山田 幸一 同上
武見 誠策 旭町二
久 長野縣白田町 昭和二年十一月七日 永田 福太郎 同上

沼

津 沼津市城内 開辦昭和二年六月
西條一〇三 建設昭和三年十一月十八日
栗林 九市 同郡羽茂村 大崎三五
近藤 キヨ 河原田町字本町

長

野 長野市 大正七年四月
一三六
瀧澤 萬次郎 長野縣上高井郡井上村
小千谷 新潟縣小千谷町裏町 大正十三年八月二十四日
山 本 晉 小千谷町裏町 山田 幸一 長岡教會内

長

岡 長岡市長町 開辦大正十二年八月一日
一丁目 建設大正十三年八月廿四日
山田 幸一 同上
武見 誠策 旭町二
久 長野縣白田町 昭和二年十一月七日 永田 福太郎 同上

沼

津 沼津市城内 開辦昭和二年六月
西條一〇三 建設昭和三年十一月十八日
栗林 九市 同郡羽茂村 大崎三五
近藤 キヨ 河原田町字本町

長

野 長野市 大正七年四月
一三六
瀧澤 萬次郎 長野縣上高井郡井上村
小千谷 新潟縣小千谷町裏町 大正十三年八月二十四日
山 本 晉 小千谷町裏町 山田 幸一 長岡教會内

長

岡 長岡市長町 開辦大正十二年八月一日
一丁目 建設大正十三年八月廿四日
山田 幸一 同上
武見 誠策 旭町二
久 長野縣白田町 昭和二年十一月七日 永田 福太郎 同上

沼

津 沼津市城内 開辦昭和二年六月
西條一〇三 建設昭和三年十一月十八日
栗林 九市 同郡羽茂村 大崎三五
近藤 キヨ 河原田町字本町

長

野 長野市 大正七年四月
一三六
瀧澤 萬次郎 長野縣上高井郡井上村
小千谷 新潟縣小千谷町裏町 大正十三年八月二十四日
山 本 晉 小千谷町裏町 山田 幸一 長岡教會内

長

岡 長岡市長町 開辦大正十二年八月一日
一丁目 建設大正十三年八月廿四日
山田 幸一 同上
武見 誠策 旭町二
久 長野縣白田町 昭和二年十一月七日 永田 福太郎 同上

沼

津 沼津市城内 開辦昭和二年六月
西條一〇三 建設昭和三年十一月十八日
栗林 九市 同郡羽茂村 大崎三五
近藤 キヨ 河原田町字本町

長田 空太郎 上香貫大洞

龜井 たけじ 下香貫山ノ根

江原 米作 市外鷹根村 東原

松井 安三郎 桃郷

羽田 金之助 下香貫山ノ根

鹿

沼 栃木縣鹿沼町 昭和五年五月十日 向井 芳男 同上

青木 達三郎 仲町

細川 剛之助 (次出)

大橋 重麻亭町

石川 莊一 同

廣田 ヤス 麻亭町

加藤 清司 天神町

細川 剛之助 同

世田谷

東京市世田谷區 開始昭和六年七月廿九日 代田一ノ六二五 昭和八年十一月廿六日

三原 一正 同上

三原 一正 (前出)

清水 正策 澁谷區青山高樹 町青木惣平方

鹽谷 加明子 世田谷區北澤三ノ九八四

加藤 普佐次郎 世田谷區北澤三丁目加藤醫院

群馬

前橋市芳町一 開始昭和五年四月廿七日 島村 龜鶴 同上

島村 龜鶴 同上

永井 良三 相生町三五

町田 正男 岩神町八五

島村 龜鶴 (前出)

越ヶ谷

埼玉縣越ヶ谷町 明治廿二年十一月三日 長尾 丁郎 同町四 電話越ヶ谷 四三七 一四三

長尾 丁郎 (前出)

末包 丈夫 越ヶ谷町

荻野 磯五郎 南埼玉郡 大澤町

遠藤 幸三郎 南埼玉郡 川柳村

石垣 武治 越ヶ谷町

荒井 麟三郎 越ヶ谷町

吉田 兼三郎 南埼玉郡出羽村 越巻

忍

埼玉縣忍町大字 明治廿六年五月三日 竹内 虎也 同上

小林 仲治 熊ヶ谷市熊ヶ谷 荒木 銈三 忍町行田新町 竹内 虎也 (前出)

麻

東京市麻布區廣 大正十年五月十日 瀨上 廣成 同上

松村 吉則 澁谷區羽澤町七 高橋 義治 瀨野川區上中里 原 利治 麻布區廣尾町三 五教會内

橋本 八重 麻布區廣尾町八

池袋

東京市豊島區池袋 開始大正十年十一月十日 袋二ノ九一七 建設大正十二年三月十八日 淺野 庄作 豊島區長崎町 春日 重信 四谷區花園アバ

谷口 至己 王子區上十條町 石川 なを 豊島區池袋四ノ 佐藤 守 澁谷區氷川町一 六

永松 小哲 豊島區長崎町南町 森 武興 豊島區池袋二ノ 白石 元三 豊島區池袋二丁目常盤通り

大宮

埼玉縣大宮町仲 開始明治廿九年四月八日 宮町第二區三六八 吉田 菊太郎 同上

小平 茂八 仲町第五區二九 石井 かね子 高鼻二五 吉田 菊太郎 (前出)

飯野 喜平 片倉新道三六〇 山口 袈裟雄 宮町三〇〇

鴻巣

埼玉縣鴻巣町宮 大正十三年四月廿九日 本宮 幸四郎 同上